

広島市環境基本計画
(改定計画)

平成19年(2007年)6月

広島市

はじめに



本市は、平成13年(2001年)に「広島市環境基本計画」を策定し、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な社会の実現に向けて様々な施策を実施してきました。また、この基本計画の目標達成に向けて「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム」、「新たな交通ビジョン」、「広島市地球温暖化対策地域推進計画」など、環境に関連した様々な計画も策定してきました。

しかし、環境基本計画策定後5年が経過し、環境施策に対する社会状況の変化や、本市の他の計画との整合を図る必要があることから、昨年度より計画の改定に取り掛かり、本年6月に改定しました。

計画の改定に当たっては、市民、事業者、行政、NPOが、互いに協働・連携して取り組むことができるよう、課題を明確にし、施策をできるだけ具体的に記述しました。また、計画の中で特に重点を置いて取り組むべき施策として「ゼロエミッションシティ広島の推進」、「地球温暖化対策の推進」の二点を重点施策と位置付けました。

環境問題を取り巻く状況は刻々と変化しており、特に、人類の生存基盤にかかわる問題である地球温暖化については、本年2月に発表された「気候温暖化に関する政府間パネル(IPCC)」の報告書において、人為起源の温室効果ガスの増加がその原因であるとはほぼ断定され、これまで以上に温室効果ガスの削減を急ぐ必要があるとの警鐘が鳴らされました。

さらに本年6月には、ドイツ・ハイリゲンダムで開催されたG8首脳会議において、温室効果ガス排出削減に取り組むため「すべての主要排出国の参加を求めた上で、平成62年(2050年)までに世界規模での温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することを真剣に検討すること」が決定されるなど、平成24年(2012年)に期限が切れる京都議定書後の新たな枠組みづくりが動き出しています。

都市は、温室効果ガスの排出などにより、地球環境に巨大な影響を及ぼしており、これを解決するためには、それぞれの都市が持続可能な社会の実現に向けて最善の努力を行うとともに、世界の各都市が共通の目標を持って、取り組む必要があります。

平成17年(2005年)6月にサンフランシスコ市で開催された国連世界環境デーにおいて、世界の各都市が環境問題の解決に向けて共通の目標を持って取り組むことを目的として「都市環境協定」が採択されました。本市は、平成17年(2005年)10月に国内の自治体としてこの協定に唯一参加し、その活動目標の達成に取り組んでおります。

今後は、この環境基本計画(改定計画)に基づき、市民自らが地球環境を考え、資源とエネルギーの大量消費に依存しない、地球環境を守る「ひとにやさしい環境をまもり、つくる都市」の実現に向け、市民や事業者の皆様とともに取り組みます。

最後に、この度の改定に当たりまして、貴重な御意見や御協力をいただいた市民、事業者の皆様や、長時間にわたり熱心に御審議をいただきました広島市環境審議会委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。

平成19年(2007年)6月

広島市長 秋葉 忠利

目 次

第1章 計画の基本的な事項	1
第1節 計画改定の背景	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画改定の基本方針	3
第4節 計画の期間	4
第5節 計画の対象	4
第2章 基本理念と基本目標	5
第1節 基本理念	5
第2節 基本目標	6
第3節 施策体系	8
第3章 現状と課題、基本方針及び施策の展開	10
第1節 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の 世代へ継承する	10
1 生物の多様性の確保と水辺・緑・農地の保全	10
2 自然とのふれあいの推進	15
3 開発等に際しての環境保全への配慮	17
第2節 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する	18
1 大気環境の保全	18
2 水環境、土壌環境の保全、地盤沈下の防止	23
3 騒音・振動の防止	27
4 有害化学物質対策の推進	29
5 ゼロエミッションシティ広島への推進	31
第3節 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくり 出す	36
1 水辺を生かし、潤いのある緑のまちづくりの推進	36
2 潤いと安らぎのある美しい都市景観の形成と歴史と伝統を生かした まちづくりの推進	40
第4節 地球環境の保全に積極的に貢献する	44
1 地球温暖化対策の推進	44
2 オゾン層の保護	51
3 酸性雨の防止	53
4 国際協力の推進	54

第5節 市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくり	
に取り組む	5 5
1 環境情報の収集と提供	5 5
2 環境教育・環境学習の推進	5 6
3 市民・事業者の自主的な環境保全活動の促進	5 9
4 市の率先取組の推進	6 2
第4章 重点的取組	6 3
1 ゼロエミッションシティ広島の推進	6 3
2 地球温暖化対策の推進	6 4
第5章 環境配慮指針	6 5
第1節 地域別環境配慮指針	6 5
1 地域区分の考え方	6 5
2 地域別の概況、環境づくりの方向	6 7
第2節 事業別環境配慮指針	9 3
第6章 計画の推進方策	9 6
第1節 計画の推進体制の整備	9 6
第2節 関連計画との整合性の確保	9 6
第3節 計画の進捗状況の評価・報告等	9 7
第4節 関係機関との連携	9 7
第5節 調査研究の推進	9 7
参考資料	
1 広島市環境審議会委員名簿	9 9
2 広島市環境審議会での審議経過	1 0 0
3 定量目標及び数値管理指標一覧	1 0 1
4 環境に関する区の魅力づくり事業の状況	1 0 6
5 環境に関する市民及び事業所アンケート調査結果	1 0 7
6 広島市環境基本計画（改定中間案）に対する市民意見	1 1 2
7 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例	1 2 0
8 用語解説	1 2 7
9 省エネチェックリスト	1 3 4

第1章 計画の基本的な事項

第1節 計画改定の背景

本市は、平成11年(1999年)3月に、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な都市を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、その施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成13年(2001年)に、「広島市環境基本計画」を策定しました。

計画策定以降、地球温暖化¹の防止や循環型社会の形成に向けて様々な施策を推進してきましたが、なお一層の取組が求められています。

第一に、地球温暖化の防止では、本市は、その具体的な行動プランとして平成15年(2003年)に「広島市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、平成16年(2004年)6月には、交通分野からの二酸化炭素の排出量を抑制するなど、環境への負荷が小さい持続可能な都市の形成を目指すことを掲げた「新たな交通ビジョン」も策定し、施策を推進しています。

また、国においては、平成17年(2005年)2月の京都議定書の発効により「京都議定書目標達成計画」(平成17年(2005年)4月閣議決定)を策定し、施策を推進しています。

しかし、京都議定書の削減目標は先進国の二酸化炭素の排出量の約5%削減であり、地球温暖化の防止に向けた最初の一步に過ぎません。

第二に、循環型社会の形成については、本市は、平成16年(2004年)に、ゼロエミッション²社会の実現を目指した「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム」を策定するなど循環型社会の形成に向けた具体的な取組を推進しています。

また、国においては、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の制定や「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」の改正など、生産者を含め社会全体でリサイクルを進める施策を推進しています。

しかし、リサイクルシステムの確立のためには、まだ、多くの課題を解決していかななくてはなりません。

第三に、複雑、多様化する環境問題を解決するには、市民・事業者・行政が、相互に情報を共有し、共通する目的の実現に向けて共に活動する協働の取組が一層求められてきています。

このような状況の変化を踏まえ、課題の明確化、施策の具体化、実効性の確保に留意し、より良い広島市の環境を目指し、今回の計画改定を行いました。

1 地球温暖化：人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

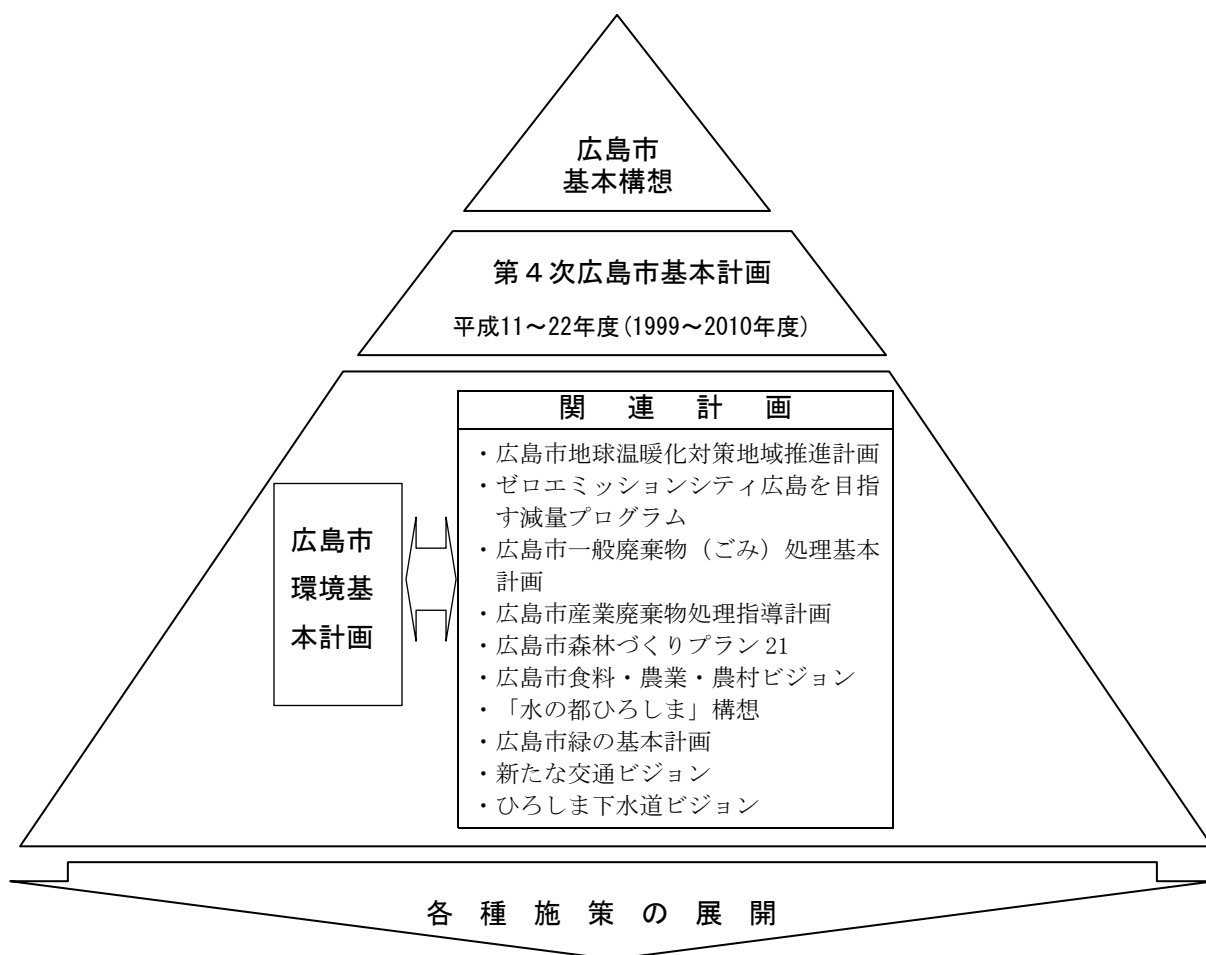
2 ゼロエミッション：あらゆる廃棄物を他の産業の原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。平成6年(1994年)に国連大学が提唱した考え方。狭義には、最終処分量(埋立処分)する量をゼロにすること。

第2節 計画の位置付け

広島市環境基本計画（以下「環境基本計画」といいます。）は、広島市総合計画(広島市基本構想及び第4次広島市基本計画)を上位計画とする本市の環境に関する部門計画であり、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下、「基本条例」といいます。）に掲げる理念の実現に向け、本市が環境行政を推進する上で中心的な役割を担うものです。

そのため、環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する行政計画はもとより、その他の環境の保全及び創造に関する事項を定める計画の上位計画としての位置付けを有します。

また、すべての行政分野において、計画・施策・事業等を立案・実施するに当たっては、環境の保全及び創造に努め、地球環境の保全に貢献するとともに、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な都市を目指すため、環境基本計画の趣旨を尊重し、環境基本計画との整合を図ることが必要です。



広島市環境基本計画の位置付け

第3節 計画改定の基本方針

今回の計画の改定に当たっては、計画の進捗状況を踏まえ、複雑化、深刻化する環境問題に対応するため、計画の実効性の確保や市民、NPO、事業者、行政それぞれの主体による取組の促進を目指しました。

(1) 「将来像」、「基本目標」及び「計画期間」を継承しました。

本市は、「広島市基本構想」に本市の都市像として「国際平和文化都市」を掲げ、また、「第4次広島市基本計画」に同構想を実現するための総合的、体系的な施策の大綱を定めています。「広島市環境基本計画」は、「第4次広島市基本計画」の部門計画となっています。

従って、「第4次広島市基本計画」との整合が必要であることから、前計画の「将来像」、「基本目標」、「計画期間」を継承しました。

なお、「将来像」については「基本理念」に改め、分かりやすい表現に変更しました。また、「基本目標」も、分かりやすい言葉に変更しました。

(2) 施策を再構築し、新たな指標を設定しました。

平成13年(2001年)の計画策定後、各種分野において環境に配慮した新たな計画が策定され、指標の修正が必要になっています。

そのため、施策を再構築し、計画の実効性を確保するため、できるだけ多くの定量目標及び数値管理指標を設定しました。

(3) 重点的取組事項を明確にしました。

環境政策は、望ましい社会の構築に向け、各種施策を講じていくことが必要ですが、限られた財源を有効に活用するためには、問題の緊急性、重要性に応じて、優先的に取り上げるべき施策に重点的に取り組む必要があります。

そのため、本市として持続可能な社会の実現のため、「ゼロエミッションシティ広島の推進」と「地球温暖化対策の推進」を本計画の重点事項として掲げます。

(4) 市民、事業者、行政の取り組むべき具体的な行動を分かりやすくしました。

環境問題を解決するためには、行政だけでなく、一人ひとりの市民、家庭、学校、地域社会、事業者、民間団体などのあらゆる主体が、自らの問題として捉え、各主体それぞれが、環境問題に取り組むことが必要です。

今後、施策を推進する上で、協働の取組が重要であることから、施策と各主体の行動指針を一体化し、各主体が取り組むべき具体的な行動を分かりやすく示しました。

第4節 計画の期間

計画の期間は、「第4次広島市基本計画」と同じ平成22年度(2010年度)までとします。

第5節 計画の対象

(1) 対象地域

環境基本計画が対象とする地域は、本市の行政区域内としています。

ただし、広域的な取組を必要とする施策については、国や他の地方公共団体と協力してその推進に努めます。

(2) 環境の範囲

「環境」を明確に区分することは困難ですが、本計画において対象とする「環境」は、これまでの環境行政の取組分野に沿って次のとおりとします。

- 自然環境：地形・地質、土壌、気候、野生生物 等
- 生活環境：大気質、水質、騒音・振動、廃棄物 等
- 快適環境：景観、緑、水辺、歴史的・文化的資源 等
- 地球環境：地球温暖化、酸性雨¹、オゾン層の破壊 等

1 酸性雨：狭義には pH5.6 以下の酸性の雨を指す。広義には、酸性霧や酸性雪も含めた湿性沈着全体をいう場合もある。さらに広義には、乾性沈着を含めた酸性降下物全体を指すこともある。また、ヨーロッパでは、二酸化硫黄 (SO₂)、オゾン (O₃) などの大気汚染総体について、代名詞的に「酸性雨 (もしくは酸性降下物)」と呼ぶこともある。中性は pH7.0 であるが、大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和状態になった時に、pH5.6 を示すため、酸性雨は pH5.6 以下と定義づけられている。

第2章 基本理念と基本目標

広島市基本構想に掲げた本市の将来の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現することを目的に、基本条例を踏まえ、基本理念と5つの基本目標を設定しました。

第1節 基本理念

「ひとにやさしい環境をまもり、つくる都市」

〔参考〕

広島市の都市像（広島市基本構想より抜粋 平成10年(1998年)6月23日議決）

これまで、広島市は、豊かで活力ある都市をめざし様々な都市基盤の整備や都市機能の集約を図ってきたが、今後とも中四国地方の中核都市として圏域全体の発展に貢献していくため、高次都市機能の集積や経済力の向上などにより拠点性を一層高めていくことが必要である。

このような広島市のめざすべき都市づくりの方向を総合し、水と緑と市民が輝き世界の人々に生きる勇気と希望をもたらす活力ある都市をつくるため、広島市は、都市像に「国際平和文化都市」掲げる。

この都市像の具現化のため、次のように都市づくりの理念を定める。

○ 平和都市の理念

広島市は、被爆という悲劇の歴史を乗り越えた平和を象徴し人間を賛歌する都市として、世界の国々や地域、人々との交流や協力を通じて世界恒久平和の実現に貢献する都市をめざす。

○ 文化都市の理念

広島市は、恵まれた水と緑の自然環境を生かし、質の高い都市環境を創造して行くとともに、豊かな文化と人間性をはぐくむ都市をめざす。

○ 国際都市の理念

広島市は、国際交流や国際協力、国際活動を推進するとともに、これを支える都市機能や都市基盤を備えた世界に開かれた活力ある都市をめざす。

広島市環境の保全及び創造に関する基本条例(平成11年(1999年)3月)

(前文より抜粋)

人と自然が共生し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な都市を目指すとともに、地球環境の保全に貢献する。

基本理念（第3条関係）

1 恵み豊かな環境の維持向上と将来への継承

環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で安全かつ快適な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、この環境を将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵みを受用することができるように積極的に行われなければならない。

2 持続的に発展する都市の実現のための行政、市民及び事業者の役割分担と協働

環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、本市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働の下に積極的に行われなければならない。

3 自然との触れ合いのある都市の実現のための、自然環境の維持、向上

環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって行われなければならない。

4 すべての事業活動、日常生活での地球環境保全の推進

地球環境保全は、人類を含む地球上の生物すべてにかかわる課題であるとともに市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第2節 基本目標

基本理念を具体化するために、以下の5つの基本目標を設定します。

(1) 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

本市は、中心部には6つの川が流れ、南の瀬戸内海、北の緑濃い山々など、豊かな自然に恵まれています。この「水と緑」に代表される豊かな自然環境を守り、育て、さらに、自然とのふれあいによりその恩恵を受けることは私たちの願いです。また、この豊かな自然環境は、将来の世代に受け継いでいかなければならない大切な資源です。

生物の多様性の確保、森林等の自然環境の保全や整備、自然の適正な利用などを通じて、自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、これを将来の世代へ継承します。

(2) 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

都市化の進展に伴う人口の集中や産業の集積、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、また、自動車による大気汚染や騒音、生活排水による水質汚濁等は、市民生活に身近な環境に影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化や酸性雨など、地球規模で環境に影響を及ぼしています。

市民の健康や生活環境に影響を及ぼす公害を防止するとともに、エネルギー・資源の効率的利用や廃棄物の循環利用、環境負荷を低減するための交通体系の整備を推進するなど、都市全体として環境負荷低減に向けた仕組みづくりを進め、健康かつ安全な生活環境を保全し、環境への負荷の少ない循環型の社会を構築します。

(3) 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす

本市は、街なかの緑や水辺、美しい街並み、歴史的・文化的資源などが豊かで、快適な環境を有する都市です。

こうした潤いと安らぎを感じることのできる都市環境は、私たちがより快適な生活をおくる上で重要な要素です。

本市の多彩な環境のバランスを保ちながら、都市の緑化や水辺環境の整備、美しい都市景観の維持・向上、歴史的・文化的資源を保全し活用するなど、潤いと安らぎのある都市環境を積極的に保全し、より良い都市環境をつくりだします。

(4) 地球環境の保全に積極的に貢献する

「国際平和文化都市」を都市像に掲げる本市は、地球上のあらゆる生命が良好な環境の下で平和のうちに共存できるよう、国際社会においてできる限り貢献していくことを目指しています。

他方で、本市では、人口の集中や産業の集積、社会経済活動の進展の結果として大量のエネルギーが消費されており、温室効果ガスの発生抑制など、地球環境問題に対応した一層の取組が求められています。

地球環境の保全という視点から、自然エネルギーの利用やエネルギーの効率的利用など、足元からの取組を進めるとともに、国際交流や国際協力などの諸活動を通じて地球環境の保全に積極的に貢献します。

(5) 市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む

(1)～(4)までの基本目標を達成するためには、市民・事業者・行政といった主体の全てが、環境問題は自らの日常生活や事業活動と深く関わっていることを認識し、各々の責務に応じた役割分担と三者の協働のもとに環境問題に取り組んでいくことが必要です。

市民や事業者に対して、適切な情報提供や環境教育、環境保全に関する活動・取組への支援を行うなど、市民・事業者・行政が共に参加し、自主的かつ積極的に自らの役割を果たすことができる仕組みづくりを進め、環境を保全し、より良い環境づくりに取り組めます。

第3節 施策体系

基本理念を具体化するため、以下の施策を推進します。

〔基本理念〕

「ひとにやさしい環境をまもり、つくる都市」

〔基本目標〕

自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

生物の多様性の確保、森林等の自然環境の保全や整備、自然の適正な利用などを通じて、自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、これを将来の世代へ継承します。

健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

市民の健康や生活環境に影響を及ぼす公害を防止するとともに、エネルギー・資源の効率的利用や廃棄物の循環利用、環境負荷を低減するための交通体系の整備を推進するなど、都市全体として環境負荷低減に向けた仕組みづくりを進め、健康かつ安全な生活環境を保全し、環境への負荷の少ない循環型の社会を構築します。

潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす

本市の多彩な環境のバランスを保ちながら、都市の緑化や水辺環境の整備、美しい都市景観の維持・向上、歴史的・文化的資源を保全し活用するなど、潤いと安らぎのある都市環境を積極的に保全し、より良い都市環境をつくりだします。

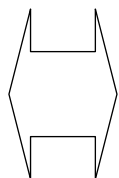
地球環境の保全に積極的に貢献する

地球環境の保全という視点から、自然エネルギーの利用やエネルギーの効率的利用など、足元からの取組を進めるとともに、国際交流や国際協力などの諸活動を通じて地球環境保全に積極的に貢献します。

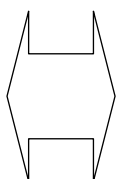
市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む

市民や事業者に対して、適切な情報提供や環境教育、環境保全に関する活動・取組への支援を行うなど、市民・事業者・行政が共に参加し、自主的かつ積極的に自らの役割を果たすことのできる仕組みづくりを進め、環境を保全し、より良い環境づくりに取り組みます。

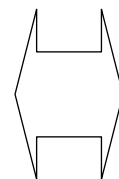
[施 策 の 展 開]



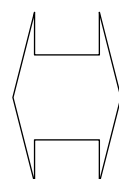
- 1 生物の多様性の確保と水辺・緑・農地の保全
○生物の多様性の確保 ○水辺の保全 ○緑の保全 ○農地の保全
- 2 自然とのふれあいの推進
○自然とのふれあいの推進 ○自然とふれあうことのできる場の確保
- 3 開発等に際しての環境保全への配慮
○環境影響評価制度の運用 ○自然環境に配慮した開発等の実施



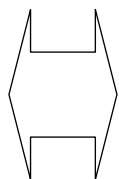
- 1 大気環境の保全
○大気汚染の防止 ○悪臭の防止 ○光害(ひかりがい)等への対応
- 2 水環境、土壌環境の保全、地盤沈下の防止
○水質汚濁の防止 ○土壌環境の保全 ○地盤沈下の防止 ○水の適正な循環の確保
- 3 騒音・振動の防止
- 4 有害化学物質対策の推進
- 5 ゼロエミッションシティ広島の推進
○廃棄物等の発生抑制(リデュース)
○再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進 ○廃棄物の適正処理の推進



- 1 水辺を生かし、潤いのある緑のまちづくりの推進
○「水の都ひろしま」の推進 ○潤いのある緑のまちづくりの推進
- 2 潤いと安らぎのある美しい都市景観の形成と歴史と伝統を生かしたまちづくりの推進
○良好な都市景観の形成 ○「きれいなひろしま・まちづくり推進事業」の展開
○ごみ不法投棄対策の推進 ○文化財の保護・活用等の推進



- 1 地球温暖化対策の推進
○環境に配慮したライフスタイルへの転換の促進 ○建築物の省エネルギー化の促進
○環境への負荷の少ない交通体系の構築 ○新エネルギーの導入促進
○温室効果ガスの吸収源対策 ○その他の温室効果ガス排出抑制対策
- 2 オゾン層の保護
○フロン回収・破壊の推進 ○フロンのモニタリングの実施
- 3 酸性雨の防止
○大気汚染防止対策の推進 ○酸性雨のモニタリングの実施
- 4 国際協力の推進
○環境保全技術の移転・交流 ○国際機関等を通じた協力・連携
○市民・事業者による国際協力等の促進



- 1 環境情報の収集と提供
○環境情報の収集 ○環境情報の提供 ○環境情報の共有
- 2 環境教育・環境学習の推進
○環境教育・環境学習を支援する人材の育成・確保
○環境教育・環境学習の場や機会の確保 ○環境学習のための環境情報の収集・提供
○学校における環境教育・環境学習の推進
○家庭や地域、職場における環境教育・環境学習の推進
- 3 市民・事業者の自主的な環境保全活動の促進
○市民・事業者の自主的な環境保全活動と連携の促進 ○民間団体の環境保全活動の促進
○地域社会での協働による環境保全活動の促進 ○環境に配慮した事業活動の促進
○グリーン購入の促進
- 4 市の率先取組の推進
○広島市役所環境保全実行計画の推進 ○環境マネジメントシステム(ISO14001)の推進
○グリーン購入の促進

第3章 現状と課題、基本方針及び施策の展開

第1節 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

1 生物の多様性の確保と水辺・緑・農地の保全

(1) 現状と課題

水辺は、生き物の生息・生育空間であり、人々が自然とふれあうことのできる貴重な場所です。

また、緑豊かな山々は、二酸化炭素の吸収、水源のかん養などの環境保全機能のほか、生き物の生息空間や林産物の供給など、様々な機能を有し、農村地域は、水田・畑などの耕作地、集落、里山などで構成される多様な環境により、自然環境の保全や水源のかん養などの機能を有しています。

しかし、本市においては、平地が少ない地形的条件もあり、市街化の進展により干潟や緑地、農地などが減少し、それに伴い、身近な生物が私たちの周りから姿を消し、絶滅の危機に直面している種もあります。

森林においては、土地所有者の高齢化等に伴う管理の低下や外材流入による木材価格の低下等により荒廃する山林が増加し、また、農村地域においては、農業従事者の減少や高齢化により、耕作放棄地¹が増加しており、森林や農地の環境を保全する機能の低下が見られます。

今後、水辺や緑などを豊かな生き物を育む場として保全し、市民が生活の中で親しみ憩う場として自然環境に配慮しながら整備することが必要です。

(2) 基本方針

人類も生物種の一つであり、生物の多様性は、人類生存の基盤にとって不可欠なものであることから、生物の多様性の確保のための取組を進めます。

自然度の高い水辺は、それ自体が貴重な自然であるとともに、数多くの生物の生息・生育地であることから、その保全及び生態系に配慮した水辺の利用に努めます。

森林は、水源のかん養や大気の浄化、二酸化炭素の吸収・貯蔵、災害防止などの機能のほか、生物の生息・生育場所、レクリエーションの場などの機能を有していることから、これらの機能を保持し、高めるよう育成及び保全を進めます。

農地は、水源のかん養や自然環境の保全など多様な機能を有していることから、その保全に努めます。

1 耕作放棄地：以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、かつ、今後数年間の間に再び耕作するはつきりした意思のない土地。

(3) 定量目標及び数値管理指標

① 定量目標（市の施策の目標値）

項 目	現 況 (平成 17 年度(2005 年度))	目 標 (平成 22 年度(2010 年度))
河川環境整備、自然環境保全河川整備事業区間の整備率	80.7% (4,961m/6,151m)	98%
人工林の間伐面積	274ha	1,200ha
森林ボランティア(もりメイト)育成人数	30人/年育成	30人/年育成
森林ボランティア団体の活動延べ人数	675人	1,000人
認定農業者、新規就農者、女性農業士等の育成人数	105人	215人

② 数値管理指標（現在の状況を分析する数値）

項 目	平成 14 年度 (2002 年度)	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)
森林面積 (5年毎の公表)	※ 61,378ha	※ 61,378ha	※ 60,780ha	60,780ha
農地流動化面積	—	—	—	104ha
経営耕地面積 (5年毎の公表)	※ 2,564ha	※ 2,564ha	※ 2,564ha	2,067ha

※平成17年度(2005年度)に合併した旧佐伯郡湯来町の数値を含みます。

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
① 生物の多様性の確保 ア 野生生物に関する調査等 ・市域の生物調査の結果をまとめた「広島市の生物」をホームページ等で公表します。(環境局) ・希少生物の保護のための調査・研究に努めます。(森林公園、安佐動物園、植物公園) ・市民が身近な生物の生息・生育状況に関心を持ち、もって環境保全意識の高揚につながるよう、市民の協力を得ながら身近な場所で指標となる生物の生息・生育状況を調査するなど、身近な生態系の状況を定期的把握するための取組を進めます。(環境局)	・野生生物の保護活動に参加します。 ・むやみに生物の生息・生育場所に立ち入ったり、むやみに生物を捕獲、採取しません。 ・身近な生物を観察し、実態を知るようにします。		河川の水生生物による水質調査 ²

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

2 河川の水生生物による水質調査：全国の河川において、小、中、高校や一般市民の参加により水辺の生き物を捕まえ、指標生物について、調査している。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>○国や広島県、関係市町と連携し、侵略的外来生物³による被害を防止するための「入れない、捨てない、拡げない」の外來生物被害予防3原則の普及啓発を行います。(環境局、経済局)</p> <p>イ 生物の生息・生育環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林等の緑や水辺の保全、適正な整備など、生物の生息・生育環境の確保に努めます。(経済局、都市整備局、道路交通局) <p>② 水辺の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元宇品、似島等の残された貴重な自然海岸の保全や修景を図ります。(道路交通局) ・海辺の生物の生息・生育環境と海水の浄化機能を確保するため干潟・藻場の保全を図ります。(経済局、道路交通局) ・河川及び海岸の改修に当たっては、自然素材や生態系に配慮した工法や技術を採用するように努めます。(道路交通局) <p>③ 緑の保全</p> <p>ア 健全な森林の育成・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な森林の育成を図るため、適切な時期に保育作業や間伐を実施するなど、適切な森林整備を推進します。(経済局) ・計画的・集団的な造林、適地における複層林⁵、針葉樹と広葉樹の混交林、育成天然林⁶の育成を推進します。(経済局) <p>○小動物や草花など、多様な生物の生息する森林空間の育成や生活環境を改善するため、里山林の整備を推進します。(経済局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松くい虫による被害の拡大を防止するための防除事業を実施し、松くい虫の被害を受けた森林を広葉樹などの樹種に転換するなど、多様な森林整備の推進を図ります。(経済局) ・鳥獣被害の防止や、実のなる木の植林などにより、人と野生鳥獣が共存できる多様な森林整備の推進に努めます。(経済局) 	<p>○ペットとして飼っている外来生物を野外に捨てません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山を整備する活動に参加します。 ・市民一人ひとりが森林との豊かな関わりあいを持ちます。 ・動物や植物など多様な生物の生息する森林を守り、多様な生物が住み続けられるよう、森林の保護活動に参加、協力します。 	<p>○業務等で利用する外来生物を逸出させません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発事業に当たっては、生物の生息・生育環境に配慮します。 ・海辺の景観を損なわないように努めます。 ・河川及び海岸の改修に当たっては、自然素材や生態系に配慮した工法や技術を採用するように努めます。 ・森林の持つ多面的な機能が十分発揮されるよう多用な森林施業に取り組みます。 ・動物や植物など多様な生物の生息する森林を守り、多様な生物が住み続けられるよう、森林の保護活動に参加、協力します。 	<p>環境影響評価制度⁴</p>

- 3 侵略的外来生物：外来生物法により、外来生物のうち定着している・いないにかかわらず、生態系等に悪影響を及ぼしていることが明らかな外来種として1科4属32種が特定外来生物として第一次指定され、規制を開始した。
- 4 環境影響強化制度：開発事業などを行う場合に、自然環境を保全する措置を検討するため、事業が及ぼす影響を事前に調査・予測・評価し、その結果を公表し、これに対する市民や専門家の意見を聞くことにより、環境に配慮した適切な事業とすることを目的にした制度。
- 5 複層林：樹齢、樹高の異なる樹木により構成される森林。枝葉の茂る層が何層にも分かれている。複層林施業は、森林を構成する樹木を部分的に伐採し（皆伐しない）、その跡地に苗木を植栽することにより行われる。
- 6 育成天然林：かつては人の手を加えるのは人工林のみが対象であったが、天然林についても人工林と同様人の手を加えより良い状態にしていこうという取組が行われている。こうした取組が行われている天然林をいう。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>イ 水源かん養機能の保全・増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養機能が高い地域の森林を対象として市が土地所有者に代わって造林・育林を行います。(経済局) ・(財)広島県農林振興センターへの参画などにより、太田川流域における森林の水源かん養機能の保全・増進に取り組みます。(経済局、水道局) <p>ウ 治山事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業の推進や保安林の指定・拡大を広島県に働きかけ、また、山崩れの復旧・予防対策事業を推進します。(経済局) <p>エ 森林づくりを支える人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティアである「もりメイト」を育成します。(経済局) ・活動内容やレベルの異なるボランティア組織について、活動状況などの情報や調整を行い、連携による相乗効果が発揮できるよう支援を行います。(経済局) <p>オ 緑地保全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○積極的に保全すべき緑地を公表し、緑地保全について普及啓発していきます。(都市整備局) ○都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区⁹」及び「緑地保全地域¹⁰」の指定を検討します。(都市整備局) ○開発に際しては、「景観計画¹¹」による規制・誘導、「宅地開発指導要綱¹²」による指導及び地区計画を定めるに当たっての指導により、緑地保全に配慮した計画となるよう指導を行います。(都市整備局) ○土地の買入れ等によらない市独自の緑地保全制度として、「ふれあい樹林制度」(仮称)を創設します。(都市整備局) ・地域のシンボリックな樹林等は、美しい保存樹・保存樹林として積極的に指定し、保全します。(都市整備局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水源のかん養、山地災害の防止のほか、木材の生産など森林の働きを理解します。 <ul style="list-style-type: none"> ・募金やボランティア活動を通じ、自主的に森林づくりに参加します。 <ul style="list-style-type: none"> ○市が行う緑地保全に協力し、緑地の保全・育成に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○緑地を開放し、市民が身近に自然とふれあう場を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の持つ公益的機能を向上させるため、適切な森林管理を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・募金やボランティア活動を通じ、自主的に森林づくりに参加します。 <ul style="list-style-type: none"> ○緑地の保全に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○緑地を開放し、市民が身近に自然とふれあう場を提供します。 	<p>水源かん養モデル事業⁷</p> <p>もりメイト倶楽部 Hiroshima⁸</p> <p>美しい保存樹・保存樹林の指定・公表¹³</p>

- 7 水源かん養モデル事業：平成10年度(1998年度)に太田川の源である冠山が位置する源流域に森林を取得し、水源かん養機能の高いモデル水源林として整備し、また、幅広い各層の住民参加による森林保全活動等を行っている。
- 8 もりメイト倶楽部 Hiroshima：市主催の森林ボランティア養成講座の修了生が中心となり、「山が荒れて困っている人の手助けをしたい。もっと知識と技術を磨きたい」の思いで設立した、森林ボランティア団体。民有林で自主的な活動を行っている。
- 9 特別緑地保全地区：都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。
- 10 緑地保全地域：里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。
- 11 景観計画：景観法の規定に基づき、景観行政団体(地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県等)が良好な景観の保全・形成を図るため定める計画。景観法の基本となる仕組みであり、(1)景観計画区域、(2)景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、(3)景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定める。
- 12 宅地開発指導要綱：秩序ある宅地開発と公共公益施設の整った都市環境の整備を図るために、宅地開発の指導に関し必要な事項を定めている。
- 13 美しい保存樹・保存樹林の指定・公表：「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき美観上優れた樹林を保全する制度。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>④ 農地の保全 ア 農地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備などの農業基盤整備や生活環境基盤の整備を通じて農地の保全に努めます。(経済局) ○農地の特性に合わせて、多様な担い手が農地を適正に利用できるよう、農地銀行¹⁴の機能強化と農地保有合理化事業¹⁵等により農地流動化¹⁶を促進します。(経済局) ・農業生産条件の不利な中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止し、水源かん養など多面的機能の確保を図るため、中山間地域等直接支払制度¹⁷を推進します。(経済局) ○農地や水路、ため池の保全に努め、良好な農村景観の形成に努めます。(経済局) <p>イ 環境にやさしい農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬や化学肥料の使用量の低減、効果的・効率的な施肥など環境にやさしい生産方法のマニュアル作成と普及を推進します。(経済局) ・野菜などの栽培(耕種)農家と畜産農家の連携(耕畜連携)によるせん定枝の堆肥化など有機物資源のリサイクルを推進します。(経済局) ○フードマイレージ¹⁸の低減に向けた地産地消¹⁹の啓発を推進します。(経済局) <p>ウ 多様な担い手や農村サポーターの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者²⁰や女性・高齢農業者などの育成・支援や、農業ボランティア、農業体験参加者などの市民の農業参画により多様な担い手の育成を図ります。(経済局) ○市民の「農のある暮らし」に対するニーズを活かした農村支援者の育成・確保を進め、農村活性化に向けた人材の流動化を図ります。(経済局) 	<p>○食料、農業、農村の大切さを理解し、地産地消に努めます。</p> <p>・都市農村交流を通じ、農業農村の支援者として農業・農村の発展に寄与します。</p>	<p>・農地の適正管理に努めます。</p> <p>・農薬や化学肥料の使用量の低減や適切で効果的・効率的な施肥など、環境にやさしい農業に努めます。</p>	

14農地銀行：経営規模の拡大と農地の有効利用等を円滑に進めるため、農地の貸借や売買を希望する農家に対して、農地情報の提供や調整・あっせんを行う機能のこと。

15農地保有合理化事業：「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農地の借入れや保有、貸付などを行うことができる農地保有合理化法人（(財)広島市農林水産振興センター）が行う事業。

16農地流動化：農地の有効利用を図るため、土地の所有者が耕作する意思のない農地を新規就農者や規模拡大農家に貸し付けること。

17中山間地域等直接支払制度：農業生産の不利な中山間地域等を対象として、農業生産不利を補正する直接支払(交付金の交付)を実施し、適正な農業生産活動等の維持を通じ、水源かん養や洪水の防止などの機能の維持発揮を図る制度。

18フードマイレージ：食料の重さに輸送距離を乗じた数値(単位：t・km)。食料の輸送距離が長くなるほど、環境に負荷をかけることを数値化するために考えられたもの。

19地産地消：地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。

20認定農業者：農業者が作成した農業経営改善計画が市町村から認定された農業者。農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村は、地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者は農業経営改善計画を策定する。

2 自然とのふれあいの推進

(1) 現状と課題

本市では、自然とのふれあいを推進するため、憩いの森やハイキングコース、森林公園、安佐動物公園、植物公園、青少年野外活動センター・こども村、市民菜園¹・市民農園²などの施設を整備しています。

また、このような施設での自然とのふれあいに限らず、身近な公園や里山などの地域の場において、市民等による自発的な環境保全活動など、より積極的な自然とのふれあいが行われています。

今後、自然とのふれあいにより市民の環境保全意識が醸成され、多様な主体による地域の自然環境の保全活動へと発展することが求められています。

(2) 基本方針

できるだけ多くの市民に自然とのつきあい方、自然に対する正確な知識などを学んでもらい、地域社会での自然保護活動が、日常での環境に配慮した行動につながるよう、自然とふれあうことができる場や機会を確保します。

(3) 数値管理指標（現在の状況を分析する数値）

（単位：人）

項目	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)
自然とのふれあい施設等の利用者数	1,034,860	1,128,105	1,067,701	1,148,993
自然とのふれあい事業の参加者数	38,572	42,763	39,560	38,197

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
① 自然とのふれあいの推進 ・森林公園、安佐動物公園、植物公園などにおいて、自然体験活動を実施します。（経済局、都市整備局ほか） ○市民による里山林の整備・利用を支援する仕組みを推進します。（経済局）	・自然体験活動などに参加し、自然との共生への理解を深めます。 ○里山林の整備・利用に参加します。	○里山林を整備・利用する活動に協力します。	里山あーと村 ³ みどりの里親制度 ⁴

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

1 市民菜園：農地所有者と農業協同組合が協働で管理運営している遊休農地を活用した貸し農園。

2 市民農園：市民農園整備促進法等の適用を受けて広島市が整備している貸し農園。

3 里山あーと村：広島市安芸区阿戸町にある市有林と阿戸の農、自然、歴史、生活文化などの資源を活用して、地域住民と都市住民が交流しながら、市民に豊かな里山体験の場を提供すると同時に、里山を再生し、阿戸町の地域づくりを目的とし、地元、参加市民、行政による運営協議会方式で活動している組織。

4 みどりの里親制度：子どもたちの森林への親近感を醸成するため、自分で拾った種子の植え付け指導を里親登録と行い、子どもたちが苗木の「里親」として、苗木を家庭で育成し、再び山へ戻すまでの一連の作業をサポートする制度。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>○都市農村交流イベントの拡充などにより、都市住民の農村交流機会の拡大を図ります。 (経済局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市みどりの少年団や広島地球ウォッチングクラブなどにより、子どもたちが自然とふれあう機会の増大に勤めます。(環境局、経済局) <p>② 自然とふれあうことのできる場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アサリ、シジミ、アユの種苗を放流し、潮干狩りなど市民に安全で手軽に水と親しめる場を提供します。(経済局) ・河川や海の護岸の管理者である国、広島県等の関係機関に働きかけ、釣りなどが可能な親水護岸の整備を促進します。(経済局) ・憩の森、ハイキングコース等の適正な管理や整備の充実を図り、利用の促進を図ります。(経済局) ・市民菜園や市民農園の整備・拡充に努めます。(経済局) ・親水性や生態系に配慮した護岸、せせらぎ水路、散策路、高水敷等の整備を進めます。(経済局、道路交通局、下水道局) ・宇品・出島地区、五日市地区において親水護岸や親水緑地、野鳥園等の整備を促進します。(道路交通局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園、市民菜園を人と自然のふれあいの場として活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然素材や生態系に配慮した工法や技術を採用するよう努めます。 	<p>広島市みどりの少年団⁵ 広島地球ウォッチングクラブ⁶</p>

5 広島市みどりの少年団：山林、樹林地、植物公園等において、その地に生息する植物、動物等について観察・学習することを通じて、団員の自然に対する理解を正しく導くとともに自然に対する健全な愛護心を養うため、昭和52年（1977年）に設立した。

6 広島地球ウォッチングクラブ：人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、地球環境に配慮した生活行動が実践できるよう、子どもたちを対象に地域の身近な活動を通じた環境学習を行い、環境保全意識の高揚を図る事業。

3 開発等に際しての環境保全への配慮

(1) 現状と課題

本市は、市街地を抱く緑豊かな山々や「水の都」を形成する幾筋もの川、瀬戸内の海と島という豊かな自然環境を生かしながら、人と自然が共生するまちづくりを目指しています。

このまちづくりの理念のもと、総合的な環境保全施策の一環として環境影響評価条例を平成11年(1999年)3月に制定し、環境に影響を及ぼすおそれがある事業を、より環境に配慮された事業に誘導していくことにしています。

また、本市が実施する大規模事業等の計画を対象として、事業に先立つ政策や計画を立案する段階から環境への配慮を組み入れる多元的環境アセスメント実施要綱を平成16年度(2004年度)に制定しました。

(2) 基本方針

開発等に際しては、環境の保全について適正な配慮がなされるような取組を進めます。

(3) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>① 環境影響評価制度の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の開発等に対し広島市環境影響評価条例に基づき環境影響評価制度を適正に運用します。(環境局) 本市が実施する大規模事業等については、計画立案段階から情報を公開し、市民の意見を反映させながら環境配慮の実現を図っていく広島市多元的環境アセスメントを実施します。(環境局) <p>② 自然環境に配慮した開発等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境に配慮した計画的な土地利用を推進します。(全ての部局) 新たな開発や臨海部の埋立てを行う場合には、開発で失われる自然の部分的な復元などの環境保全対策に取り組みます。(全ての部局) 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な生物の生息状況などの環境情報の提供や意見書の提出などにより、環境影響評価の手続きに参加するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価に基づき、事業の実施による環境への負荷の回避・低減に努めます。 自然環境等に配慮した計画的な土地利用を推進します。 	<p>環境影響評価制度¹</p>

協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

¹ 環境影響評価制度：開発事業などを行う場合に、自然環境を保全する措置を検討するため、事業が及ぼす影響を事前に調査・予測・評価し、その結果を公表し、これに対する市民や専門家の意見を聞くことにより、環境に配慮した適切な事業とすることを目的にした制度。

第2節 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

1 大気環境の保全

(1) 現状と課題

自動車等や工場・事業場のばい煙発生装置を発生源とする大気汚染物質のうち、二酸化硫黄¹、二酸化窒素²、浮遊粒子状物質³、光化学オキシダント⁴、一酸化炭素⁵の5物質については、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」により環境基準⁶が定められています。

本市では、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、環境基準を達成しています。

二酸化窒素は、環境基準を達成しているものの、比較的高濃度の状況となっており、また、光化学オキシダントは、環境基準を達成していない状況が続いています。

また、悪臭については、「悪臭防止法」の施行以来、工場・事業場からの悪臭規制方式として、物質濃度規制を採用してきましたが、いろいろな臭いが混ざった複合臭や規制対象外の悪臭物質の臭いへの対応が困難な状況でした。そのため、規制方式を臭気指数方式へ変更し、また、規制地域を市街化区域から市内全域に拡大しました。

(2) 基本方針

きれいな大気は、市民が安心して生活できる環境の実現に欠かせないものです。大気環境に与える影響は、自動車交通によるものが大きいことから、その対策を中心に環境負荷低減の取組を進めます。

-
- 1 二酸化硫黄：気体は亜硫酸ガスともいい、石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。無色、刺激臭があり、粘膜質、特に気道に対する刺激作用がある。
 - 2 二酸化窒素：石油や石炭などの燃料の燃焼により発生する。大気中に排出される窒素酸化物のうち、ほとんどがこの二酸化窒素であり、赤褐色の刺激性の気体である。水に溶解しにくいので、肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。
 - 3 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉塵等が主な原因とされ、人の気道や肺胞に沈着して、呼吸器疾患を起こす。
 - 4 光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾン、PNA（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化物の総称。光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグという。陽射しの強い夏季に多く発生し、濃度が高くなると、目や気管支炎等の粘膜性刺激症状を中心とした被害をもたらす。
 - 5 一酸化炭素：炭素または炭素化合物を酸素の不十分な供給のもとで燃焼させると生ずる無色、無臭の気体。人体には、非常に有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害する。その発生源は、都市では自動車排気ガスによるものがその大部分を占めると考えられている。
 - 6 環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。公害対策の実施にあたり、行政上の目標として定められるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

(3) 定量目標及び数値管理指標

① 定量目標 (市の施策の目標値)

項 目			現 況 (平成 17 年度(2005 年度))	目 標 (平成 22 年度(2010 年度))
大気汚染に係る環境基準の達成率 ※	二酸化窒素	一般局 ⁷	100% (7局/7局)	100%
		自排局 ⁸	100% (4局/4局)	100%
	浮遊粒子状物質	一般局	100% (7局/7局)	100%
		自排局	100% (4局/4局)	100%
	二酸化硫黄	一般局	100% (4局/4局)	100%
	一酸化炭素	自排局	100% (2局/2局)	100%
環境を意識した交通行動を行っている市民の割合			64.6%	70% (平成 19 年度(2007 年度))

※ 光化学オキシダントについても、大気汚染に係る環境基準が定められています。国は、窒素酸化物や揮発性有機化合物の削減のため種々の規制を実施し、その削減を図っていますが、依然として全国的にほとんどの測定局において環境基準未達成(平成 16 年度達成率 0.2%)の状況にあります。このため、本市において、短期的に環境基準を達成する目標を設定することが困難なため、光化学オキシダントの定量目標を掲げていません。

② 数値管理指標 (現在の状況を分析する数値)

項 目		平成 14 年度 (2002 年度)	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)
ばい煙発生施設からの硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量※ 1	硫黄酸化物	47万2千m ³ N	48万3千m ³ N	45万3千m ³ N	—
	窒素酸化物	136万1千m ³ N	135万1千m ³ N	127万7千m ³ N	—
光化学オキシダントの環境基準の達成率		0% (0局/7局)	0% (0局/7局)	0% (0局/7局)	0% (0局/7局)
光化学オキシダント注意報の発令回数	広島地区	4回	2回	3回	3回
	海田地区	0回	0回	0回	0回
	可部地区	0回	0回	0回	0回
市内の低公害車及び低燃費車の登録台数割合※ 2		5.9% (35,725台 /603,033台)	9.2% (55,801台 /608,220台)	12.4% (76,633台 /616,043台)	17.7% (111,262台 /628,728台)
大気汚染に係る公害苦情件数(参考指標)		58件	37件	60件	59件
悪臭に係る公害苦情件数(参考指標)		85件	91件	67件	87件

※ 1 : 集計値の公表は、1年後になります。

※ 2 : 母数は、自動車登録台数のうち小型二輪の登録台数を除いた数値です。

7 一般局：一般環境大気測定局の略。一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。環境基準の適合状況の把握、大気汚染対策の効果の確認など地域全体の汚染状況を把握する測定局。

8 自排局：自動車排出ガス測定局の略。自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>① 大気汚染の防止</p> <p>ア 自動車排気ガスの削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の車両台数の見直し等の合理化を図るとともに、車両を購入・更新する際は、ハイブリッド車⁹、天然ガス車や低燃費かつ低排出ガス車など、より環境への負荷の少ない車両とします。(全ての部局) ○都心部の自動車に起因する大気汚染問題に対応するため、低公害バスの導入を促進します。(道路交通局) ・エコステーション¹⁰の整備を促進します。(環境局) ・アイドリングストップ¹¹などエコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)の啓発活動を推進します。(環境局) ○カーシェアリング¹²の普及を促進します。(環境局) ・ディーゼル車から排出される汚染物質の排出量を削減するため、国の動向を踏まえつつ他の政令市等と連携しながら効果的な方策について検討を行います。(環境局) <p>イ 交通対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域的な鉄軌道系交通の輸送改善や路面電車のLRT¹³化など、公共交通網の機能強化を図ります。(道路交通局) ○運行情報の提供や運賃割引制度の導入など、利用しやすい公共交通サービスの向上に努めます。(道路交通局) ○複数の交通機関が結節する交通結節点において、円滑な乗り継ぎができるように、結節機能強化や交通機関相互の連携強化など、乗り換え利便性を向上します。(道路交通局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・低燃費車や低排出ガス車の購入・使用に努めます。 ・エコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な自動車利用を行います。 ・低燃費車や低排出ガス車の購入・使用に努めます。 ・エコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)を実践します。 	<p>環境保全資金融資制度¹⁴</p>

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

- 9 ハイブリッド車：エンジンとモータの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネルギーと低公害を実現する自動車。
- 10 エコステーション：低公害自動車であるクリーンエネルギー自動車（電気・天然ガス・メタノール）及びLPガス自動車への燃料供給を事業として行う燃料等供給施設。
- 11 アイドリングストップ：自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）は、できるだけやめようということ。不必要なアイドリングをやめることにより、車の燃料が節約でき、排ガスも減らすことができる。
- 12 カーシェアリング：1台の車を複数の人が共同で利用すること。走行距離や利用時間に従って課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされる。
- 13 LRT：Light Rail Transitの略。従来の路面電車の走行環境、車両等をグレードアップさせた、人や環境に優しく経済性に優れた公共交通システム。
- 14 環境保全資金融資制度：市内の中小企業者及び組合に対して、その事業活動に伴って生じる公害を防止するための施設や地球環境の保全に資する設備の設置等に必要な資金を融資する制度。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>エ アスベスト²⁰対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○吹付けアスベスト等を使用している建築物の解体現場等に立入検査を行うなど、「大気汚染防止法」の規定に基づく作業基準の遵守について、監視指導を徹底します。(環境局) ○吹付けアスベストを使用している民間建築物の所有者等に対して適正処理を要請します。(都市整備局) ○公共施設については、引き続き計画的な対策を講じます。(全ての部局) <p>オ 監視体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的に測定機器の更新を行うなど、大気汚染の監視体制を充実します。(環境局) <p>② 悪臭の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場からの悪臭を抑制するため、「悪臭防止法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場に対する規制・指導を行います。(環境局) <p>③ 光害(ひかりがい)²¹等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光害(ひかりがい)、風害等の環境保全上の支障について、情報収集等の調査研究を行い必要な対策を講じるように努めます。(環境局) ・光害(ひかりがい)については、平成18年(2006年)12月に環境省が策定した光害対策ガイドラインを率先して利用することなどにより、良好な照明環境の実現に努めます。(環境局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・光害などの様々な問題について理解し、その防止や緩和に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○アスベスト除去工事では、法令を遵守し、飛散防止対策を徹底します。 ・工場・事業場からの悪臭の発生について法令を遵守し、また、周囲への環境に配慮します。 ・光害などの様々な問題について理解し、その防止や緩和に取り組みます。 	

²⁰アスベスト：石綿（イシワタまたはセキメン）とも呼ばれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法(昭和43年(1968年)制定)により、昭和64年(1989年)に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

²¹光害：良好な照明環境の形成が、人工光の不適切あるいは、配慮に欠けた使用や、漏れ光によって阻害されている状況、又は、それによる悪影響をいう。

2 水環境、土壌環境の保全、地盤沈下の防止

(1) 現状と課題

本市では、海や川などの公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を常時監視し、水質汚濁防止の基礎資料を得るために、国や県と共同で、108 地点で水質調査等を実施しています。

公共用水域¹の水質状況は、下水道の普及に伴い河川のBOD²の適合率は高まっていますが、海域を評価するCOD³は、五日市・廿日市地先海域、広島市地先海域、広島湾、海田湾の4水域中、海田湾を除く3水域で、環境基準に達成していません。

なお、カドミウム、シアン等の人の健康に有害な物質については、測定した公共用水域の全地点で環境基準を達成しています。

土壌汚染については、従来、農用地以外の土地における土壌汚染に関する法整備はなされていませんでした。しかし、近年、工場跡地の再開発・売却に伴い、有害汚染物質による土壌汚染の判明件数が増加したため、平成14年(2002年)に「土壌汚染対策法」が制定され、広島県も「広島県生活環境の保全等に関する条例」に、土壌環境の保全に関する規定を整備しました。

(2) 基本方針

きれいな水は、大気と同様に、市民が安心して生活できる環境の実現に欠かせないものです。

水質に与える影響は、生活排水によるものが大きいことから、その対策を中心に環境負荷を低減させる取組を進めます。

また、市民が生活するための基盤である土壌・地盤の状態を良好に保つための取組を進めます。

(3) 定量目標及び数値管理指標

① 定量目標 (市の施策の目標値)

項 目			現 況 (平成17年度(2005年度))	目 標 (目標年度)
市街化区域外の生活排水処理人口整備率 (市街化区域外の生活排水処理人口/市街化区域外人口)			36.5% (22,600人/62,000人)	39.0% (平成19年度(2007年度))
環境基準地点での水質汚濁に係る環境基準の達成率	健康項目	河川	100% (27地点/27地点)	100% (平成22年度(2010年度))
		海域	100% (8地点/8地点)	100% (平成22年度(2010年度))
	生活環境項目※	河川 (BOD)	100% (20地点/20地点)	100% (平成22年度(2010年度))
		栄養塩類	100% (2水域/2水域)	100% (平成22年度(2010年度))

※ 瀬戸内海全般にCODの水質環境基準達成率は低いレベルにあります。その原因としては、河川等から流入する有機物のほか、海域内で植物プランクトンの増殖によって生産されるいわゆる内部生産有機物に由来するものがあります。これまで、COD削減対策として、河川等から流入する有機物を削減するため、あらゆる施策を講じ、河川等の有機汚濁に成果を上げていますが、閉鎖性水域である瀬戸内海では、内部生産有機物の影響により、CODの環境基準が達成できていません。短期的にCODの環境基準を達成することは、困難であるため、CODの定量目標を掲げていません。

- 1 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。
- 2 BOD：生物化学的酸素要求量、Biochemical Oxygen Demand の略。バクテリアが一定時間内（通常 20℃5 日間）に水中の有機物を酸化・分解・浄化するのに必要な酸素の量であり、河川の代表的な水質指標として用いられる。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。
- 3 COD：化学的酸素要求量、Chemical Oxygen Demand の略。酸化剤により水中の有機物を酸化・分解・浄化するのに必要な酸素の量であり、海域の代表的な水質指標として用いられる。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

② 数値管理指標（現在の状況を分析する数値）

項目	平成 14 年度 (2002 年度)	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)
公共下水道の普及率 (A/B)	91.1%	92.4%	※ 92.2% 92.8%	92.4%
A: 処理区域人口 (人)	1,133,264	1,138,004	※ 1,060,897 1,060,500	1,069,127
B: 行政区域人口 (人)	1,031,930	1,051,000	※ 1,151,028 1,143,226	1,157,320
CODの環境基準の達成率	0% (0海域/4海域)	0% (0海域/4海域)	0% (0海域/4海域)	25% (1海域/4海域)
水質汚濁に係る公害苦情件数 (参考指標)	97件	97件	103件	105件

※は平成17年度(2005年度)に合併した旧佐伯郡湯来町の数値を含みます。

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>① 水質汚濁の防止</p> <p>ア 生活排水対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域⁴内においては、公共下水道の普及拡大を推進します。(下水道局) 合流式下水道の改善、高度処理の導入を図ります。(下水道局) 市街化区域外においては、公共下水道事業、農業集落排水事業⁷及び浄化槽設置事業の連携を図り、効率的、効果的な生活排水処理対策を推進します。(下水道局) <p>○浄化槽の計画的な整備と適切な維持管理を推進するため、従来の個人設置型から公設型への転換を進めます。(下水道局)</p> <p>○浄化槽の適正な維持管理(保守点検、清掃、法定検査)の啓発を行います。(環境局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活からの汚濁物質の排出削減のため、石けんや洗剤の適正使用促進の啓発事業を推進します。(環境局) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道等の供用開始後、速やかに汚水を直接公共下水道等に流入させる排水設備の設置を行います。 公共下水道等未普及地区では、浄化槽の設置により、生活排水を河川等へ直接放流しないようにします。 <p>○浄化槽の維持管理を適正に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 炊事や洗濯の際は、油のふき取りや洗剤の使用量を適正に保つなど、できるだけ水を汚さないようにします。 	<p>○浄化槽の維持管理を適正に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場、事業場の水質汚濁にかかる排水基準等の遵守はもとより、事業者による自主削減を図ります。 	

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに追加した項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

- 4 市街化区域：都市計画法（昭和43年(1968年)制定）及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」のうちで、既に市街地を形成している区域か、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域内には、住居専用地域、商業地域、工業地域などの地域地区（用途地域）が定められることが多い。
- 5 合流式下水道：汚水及び雨水を同一の管きょで集水し、処理する方式。合流式下水道では、分流式に比べ管路施設の建設が容易な反面、大雨時に汚水まじりの雨水が、公共用水域へ未処理で排出される問題がある。
- 6 高度処理：下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる再生水以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物は、浮遊物、有機物、栄養塩類（窒素、りん等）があり、各々の除去対象物質に対して様々な処理方式がある。
- 7 農業集落排水事業：農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業振興地域内の集落において、農業用水の水質保全と生活環境の改善を図るため、し尿や生活雑排水等の汚水を処理する施設。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>イ 工場・事業場対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場の排水基準等の遵守の徹底を図るため、「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場に対する規制・指導を行います。（環境局） <p>ウ ゴルフ場農薬対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止を図るため、広島県及び本市の指導要綱等に基づき事業者等への指導を行います。（環境局） <p>エ 水質浄化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川、港湾の水面清掃やしゅんせつ等により水質浄化に取り組みます。（道路交通局） <p>オ 監視体制の充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共用水域等の水質の監視体制を充実します。（環境局） 水質汚濁事故に対応するための体制を維持充実します。（環境局） <p>カ 広域的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 太田川流域の市町や瀬戸内海に関係する府県等と連携し、広域的な水質保全活動に取り組みます。（環境局） <p>② 土壌環境の保全</p> <p>ア リスク管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「土壌汚染対策法」が適用される工場・事業場における有害物質の取り扱い状況等に関するデータを収集・管理し、必要に応じて関係者へ情報を提供します。（環境局） <p>イ 工場・事業場への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法が適用される工場・事業場に立入調査を実施し、有害物質の適正管理等を指導します。（環境局） 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁事故を発見した時は、速やかに関係機関へ通報します。 	<ul style="list-style-type: none"> 低毒性農薬の選択や使用量の適正化・低減化を図り、また、自主検査を行います。 水質汚濁事故発生時に、有害物質が流出しないように危機管理体制を強化します。 ○法、条例を踏まえ、様々な機会を捉えて、土壌・地下水汚染調査を実施し、汚染土の除去など必要な対策を講じます。 有害物質の管理を適正に行います。 	<p>環境保全資金融資制度⁸</p> <p>広島市ゴルフ場指導要綱⁹</p> <p>水質監視員¹⁰制度</p> <p>太田川流域振興交流会議¹¹</p>

8 環境保全資金融資制度：市内の中小企業者及び組合に対して、その事業活動に伴って生じる公害を防止するための施設や地球環境の保全に資する設備の設置等に必要な資金を融資する制度。

9 広島市ゴルフ場指導要綱：ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止を図るため、事業者等に農薬使用計画書、使用実績報告書及び排水の農薬濃度等に関する自主検査結果の提出を求めている。

10 水質監視員：水質汚濁の未然防止及び事故などによる水質汚濁の対応措置等、水質監視業務の迅速かつ的確な処理のための、水質パトロールに関する民間協力者。

11 太田川流域振興交流会議：太田川の清らかな流れを守り、自然の豊かな恵みを次の世代へ伝えていくため、太田川流域の市町で構成する団体で、環境保全に関する啓発活動や流域振興に関する事業を実施している。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>③ 地盤沈下の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下の未然防止を図るため、国、広島県など関係機関と連携します。(環境局) <p>④ 水の適正な循環の確保</p> <p>ア 雨水の地下浸透の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の透水性舗装¹²など雨水の地下浸透を促す施設の整備を推進します。(道路交通局) <p>イ 水資源の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設に雨水を一時的に貯留させる雨水貯留施設の設置を進めます。(下水道局) ・街路樹、公園等への散水に下水再生水を使用するなど、再生水の有効利用を図ります。(下水道局) <p>ウ 広域的な取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太田川流域の市町や広島県等と連携し、森林の水源かん養機能の保全・増進に取り組みます。(経済局、水道局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水の効率的な使用や節水機器の利用などにより、水を節約します。 ・雨水を貯留・利用するよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場敷地等へ透水性舗装の導入を進めます。 ・水の再生利用や雨水利用など、水の循環利用に努めます。 	<p>水源かん養モデル事業¹³</p>

12透水性舗装：道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果がある。また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積を緩和するためヒートアイランド現象の抑制にも寄与するなど、環境保全や快適性の面で広い効果がある。

13水源かん養モデル事業：平成10年度(1998年度)に太田川の源である冠山が位置する源流域に森林を取得し、水源かん養機能の高いモデル水源林として整備し、また、幅広い各層の住民参加による森林保全活動等を行っている。

3 騒音・振動の防止

(1) 現状と課題

騒音・振動は、直接人間の感覚を刺激することから感覚公害とも呼ばれており、その発生源は工場・事業場、建設作業、交通機関などです。

本市の騒音に係る環境基準の達成状況は、主要幹線道路沿道においては自動車騒音により環境基準の達成率が低くなっています。また、工場・事業場からの騒音のみならず、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、カラオケをはじめとする深夜営業騒音、家庭のクーラーなどを発生源とする日常生活に起因する近隣騒音も問題となってきています。

なお、騒音・振動に係る苦情件数は、平成17年度(2005年度)で騒音は135件、振動は24件あり、そのうち、騒音ではその約4割、振動では約7割が、建設業が関係していました。

(2) 基本方針

騒音・振動の発生源は、交通機関が主なものですが、工場・事業場、建設作業、更には、日常生活に起因する近隣騒音など多様であり、各々必要に応じた取組を進めます。

(3) 定量目標及び数値管理指標

① 定量目標 (市の施策の目標値)

項 目		現 況 (平成17年度(2005年度))	目 標 (平成22年度(2010年度))
騒音に係る 環境基準の 達成率	自動車騒音	87% (約8万戸/約9万2千戸)	100%
	鉄道騒音	58% (7地点/12地点)	100%
	航空機騒音	100% (9地点/9地点)	100%

② 数値管理指標 (現在の状況を分析する数値)

項 目	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)
騒音に係る公害苦情件数 (参考指標)	128件	89件	123件	135件
振動に係る公害苦情件数 (参考指標)	23件	12件	24件	24件

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>ア 自動車騒音・振動対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通の円滑化のため、道路整備や交差点改良等を推進します。(道路交通局) ・良好な生活環境を守るため、必要に応じて遮音壁の設置、低騒音舗装¹など、沿道環境対策を行います。(道路交通局) <p>イ 鉄道騒音・振動対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定結果に基づき、必要に応じ管理者に対し、防音・防振工事等について要望します。(環境局) <p>ウ 航空機騒音対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島西飛行場周辺住民の良好な生活環境を保全するため、住宅や私立学校の防音工事等に対する助成を行います。(道路交通局) <p>エ 工場・事業場対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音規制法」、「振動規制法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場・事業場に対する規制・指導を行います。(環境局) ・発生源と住宅地等との緩衝を図るため、住工混在地での工場等と住宅の適正配置等の土地利用対策の推進に努めます。(企画総務局) <p>オ 建設作業対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定建設作業³からの騒音・振動を防止するため、「騒音規制法」、「振動規制法」に基づき、規制・指導を行います。(環境局) ・特定建設作業以外の建設作業についても必要に応じて指導を行います。(環境局) ・建設工事業者の意識を啓発するための講習を行います。(環境局) <p>カ その他の騒音対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡声器騒音、深夜営業騒音については、「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき規制基準の遵守徹底を図ります。(環境局) ・家庭等の生活騒音については、広報紙を活用した啓発や発生者に対する指導に努めます。(環境局) <p>キ 監視体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車、鉄道、航空機等の騒音・振動の監視体制を充実します。(環境局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・音響機器等の使用方法、音量の制限を遵守するなど、近隣に迷惑な騒音を発生しないように努めます。 ・ルールづくりなど、地域ぐるみで生活騒音の防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道騒音・振動の防音・防振対策を進めます。 ・工場・事業場の新設・改修に当たっては、騒音などによる周辺への影響を考慮します。 ・低騒音・低振動型の建設機器、施工法の採用に努めます。 ・作業時間、作業方法等について周辺住民への説明を行います。 ・営業騒音の抑制に努めます。 ・音響機器等の使用方法、音量の制限を遵守するなど、近隣に迷惑な騒音を発生しないように努めます。 	<p>環境保全資金融資制度²</p>

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

- 1 低騒音舗装**：空隙率の大きい多孔質なアスファルト混合物の層の下に、不透水性の層を設けた舗装工法。通常のアスファルト舗装よりも路面の空隙率が高く、この空隙に自動車騒音が吸収され騒音が低減される。排水性舗装、高機能舗装とも呼ばれ、水溜り防止、水しぶきまき上げ防止、表面の多重反射の防止、ハイドロプレーニング現象の防止等の機能も有する。
- 2 環境保全資金融資制度**：市内の中小企業者及び組合に対して、その事業活動に伴って生じる公害を防止するための施設や地球環境の保全に資する設備の設置等に必要な資金を融資する制度。
- 3 特定建設作業**：騒音規制法(昭和43年(1968年)制定)及び振動規制法(昭和51年(1976年)制定)に基づいて指定された、著しい騒音や振動を発生する建設作業をいう。騒音規制法では、くい打ち機やさく岩機を使用する作業等の8種類の作業が、また、振動規制法では、くい打ち機、ブレーカーを使用する作業等の4種類の作業が指定されている。

4 有害化学物質対策の推進

(1) 現状と課題

ダイオキシン類については、大気、公共用水域等における環境調査を行い、現在、いずれも環境基準を下回っています。発生源対策としては、事業者による自主測定とともに、排ガス等の検査などの立ち入り調査を実施しています。

有害大気汚染物質については、市内4地点でモニタリングにより経年変化を把握し、環境基準及び健康リスクの低減を図るための指針値による評価を行っています。

また、P R T R制度¹(化学物質排出移動量届出制度)の運用の中で、確実な届出指導を通じて、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進していきます。P R T Rデータは、その結果を集計・公表し、市民・事業者・行政が情報を共有することにより、化学物質による環境汚染を削減していくなど、社会全体で化学物質を管理していくことを目指します。

なお、内分泌かく乱化学物質については、公共用水域において環境調査を実施していますが、今後は、平成17年(2005年)に示された「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005²」に基づき、各種調査・研修を進めていく予定です。

(2) 基本方針

近年、様々な産業活動や日常生活の中で多種多様の化学物質が使用され、私たちの生活に利便を提供していますが、一方、化学物質による影響やその毒性が問題となっています。そのため、ダイオキシン類³をはじめとする有害化学物質の環境調査を行い、市内の汚染状況を把握するとともに、必要な規制・指導、監視等の取組を進めます。

化学物質やその環境リスクに対する不安に適切に対応するため、化学物質に関する正確な情報を市民・事業者・行政で共有しつつ相互に意思疎通を図るというリスクコミュニケーションを推進します。

-
- ¹ P R T R制度：Pollutant Release and Transfer Register の略で、有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組みのこと。市民・事業者・行政が情報を共有しつつ化学物質のリスク管理に役立てようとする環境保全のための手法である。法律の対象となる事業者は、1年間の排出・移動量を把握し、都道府県経由（広島市に事務委任）で国に届け出し、国は届け出られた情報について集計・公表等を行うこととなる。
 - ² ExTEND2005：平成10年（1998年）に策定された「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」に替えて、平成17年（2005年）3月、化学物質の内分泌かく乱作用に関して環境省としての今後の対応方針をまとめたもの。この方針では、①野生生物の観察、②環境中濃度の実態把握及びばく露の測定、③基盤的研究の推進、④影響評価、⑤リスク評価、⑥リスク管理、⑦情報提供とリスクコミュニケーション等の推進、という7つの柱に沿って、事業を実施していくことを示している。
 - ³ ダイオキシン類：ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年(1999年)制定)では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義。塩素と有機物(ベンゼン環)存在下で、銅を触媒にして生成する。特に250～400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすい。ダイオキシン類の除去方法には、バグフィルター他に活性炭等に吸着させる方法、触媒により分解する方法があり、無酸素状態で400～450℃に加熱すれば分解することも確認され、実行されている。

(3) 定量目標及び数値管理指標

① 定量目標 (市の施策の目標値)

項 目		現 況 (平成 17 年度(2005 年度))	目 標 (平成 22 年度(2010 年度))
有害化学物質の 環境基準の達成率	ダイオキシン類	100% (大気：15 地点/15 地点 水質・底質：13 地点/13 地点 地下水：5 地点/5 地点)	100%
	有害大気汚染物質※1	100% (4 地点/4 地点)	100%
有害大気汚染物質の指針値の達成率※2		100% (4 地点/4 地点)	100%

※1：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン

※2：アクリロニトル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエン(平成19年(2007年)3月現在)

② 数値管理指標 (現在の状況を分析する数値)

項 目	平成 14 年度 (2002 年度)	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)
P R T R 制度に基づく化学 物質の排出量※	2, 2 5 5 t	2, 2 4 5 t	2, 0 3 4 t	—

※集計値の公表は1年後になります。

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
ア 工場・事業場の規制・指導 ・法令等により排出規制の対象となっている有害化学物質は、工場・事業場への規制・指導を行います。(環境局)			
イ P R T R 制度による対策の推進 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R 法)に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進させます。(環境局) ○P R T R 制度によるデータなどの情報を通じて、市民、事業者、行政が情報の共有と相互理解を進め、化学物質による環境汚染を減らす取組を進めます。(環境局)	・化学物質に関心を持ち、的確な情報の入手に努め、殺虫剤や洗剤を適正に利用するなど、日常生活からの化学物質の排出を抑制します。	・化学物質管理指針等に基づき、化学物質の自主的な管理を行い、化学物質の排出量を抑制します。	P R T R 制度
ウ 監視体制の充実 ・環境中の有害化学物質について調査・監視体制を充実します。(環境局)			

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

5 ゼロエミッションシティ広島の推進

(1) 現状と課題

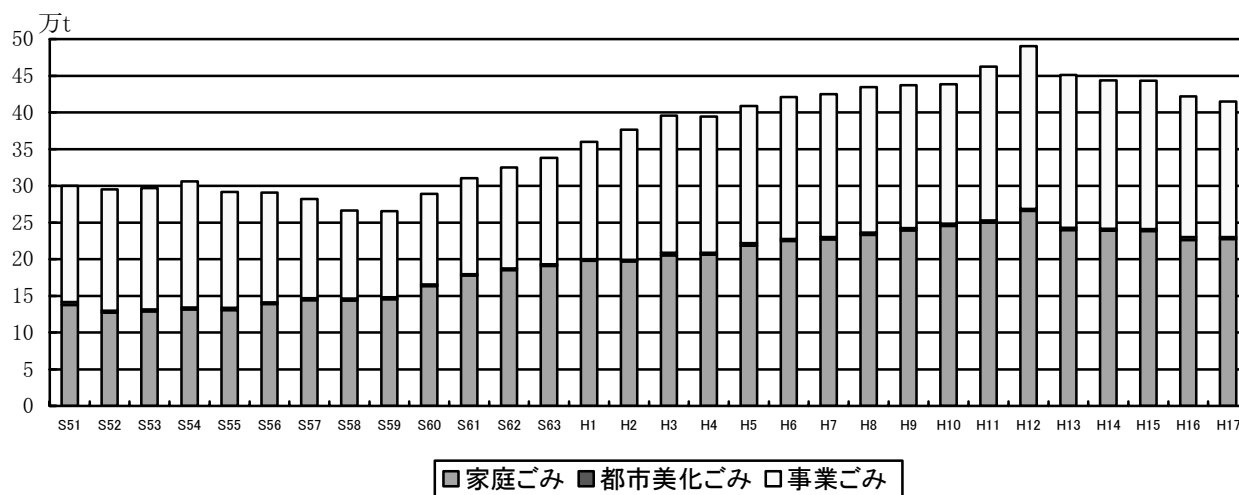
本市では、生産、消費の拡大やライフスタイルの多様化、消費者意識の変化等とともに、ごみの発生は年々増加し、本市がごみ処理に要する経費もそれに伴い増加しました。

そのため、持続可能な社会の構築に向け、平成16年(2004年)に「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム～110万人のごみゼロ宣言」を策定し、従来の家庭ごみの不燃ごみを不燃ごみ、リサイクルプラ、その他プラの3種類に分別した8種類分別収集を開始しました。

また、平成17年(2005年)に、ゼロエミッションの観点から「一般廃棄物¹(ごみ)処理基本計画」を改定しました。

産業廃棄物²については、産業廃棄物処理指導計画を平成18年(2006年)に策定し、排出事業者等に対し、減量化やリサイクル、適正処理の指導を行っています。

今後も、現在の取組を一層充実させ、ライフスタイルの見直しも含め、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した持続的な循環型社会の実現を目指します。



ごみ排出量の推移

(2) 基本方針

市民・事業者・行政の互いの協力により、ごみの発生を極力抑制し、どうしても発生するごみは、経済的、技術的に可能な限り有効に利用し、最終的に利用できないものは、適正に処分することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷の低減を目指します。

- 1 一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は、さらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス等の事業活動によって生じた「事業ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
- 2 産業廃棄物：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同施行令で定められた、工場などの事業活動から出る廃棄物。燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類など20種類が指定されている。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で法律に規定する処理基準を守って適正に処理する責務がある。

(3) 定量目標（市の施策の目標値）

項 目		基準年度	現 況 (当該年度)	目 標 (目標年度)
一 般 廃棄物	総排出量を20%減 ・ライフスタイルの変革によりごみ排出量の削減率を20%以上に	44万4千t (平成14年度(2002年度))	41万5千t (平成17年度(2005年度))	35万t (平成20年度(2008年度))
	リサイクル量を倍増 ・分別の徹底によりリサイクル量を約2倍に	4万6千t (平成14年度(2002年度))	5万2千t (平成17年度(2005年度))	8万6千t (平成20年度(2008年度))
	最終処分量を50%減 ・減量とリサイクルにより埋立処分量を50%以下に	10万2千t (平成14年度(2002年度))	6万7千t (平成17年度(2005年度))	5万1千t (平成20年度(2008年度))
産 業 廃棄物	最終処分率	—	8.3% (150,429t / 1,820,754t) (平成15年度(2003年度))	3% (平成22年度(2010年度))

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>① 廃棄物等の発生抑制（リデュース）</p> <p>ア 環境意識の向上 ・あらゆる機会を通じてごみの減量・リサイクルの必要性をPRします。（環境局）</p> <p>イ 環境教育・環境学習の推進 ・各種イベント等での体験を通じた環境学習などにより、ごみ問題についての普及啓発と環境教育の機会を充実させます。（環境局）</p> <p>ウ ライフスタイルの変革への取組 ○環境に配慮した商品の購入を行う消費者を多く育成することにより、環境に配慮した商品の製造、販売を促進させます。（環境局） ○スーパーマーケット等での食品トレー等の店頭回収を促進します。（環境局） ○スーパーマーケット等でのばら売り、量り売りを促進します。（環境局） ○レジ袋の削減のため、買い物袋持参運動を推進します。（環境局）</p>	<p>・各種イベントでの体験型環境学習に参加します。</p> <p>○日々の買い物の際に、環境のことを考えながら、商品やお店を選ぶ消費者となります。</p> <p>○日々の買い物の際に、買い物袋を持参し、レジ袋を断ります。</p>	<p>・ごみの分別、リサイクルについて社員教育を徹底します。</p> <p>○製品等の原料調達、製造、流通、消費、廃棄、再資源化等の各段階を通じた全体での環境の負荷を低減するよう努めます。</p> <p>・ばら売りや量り売りにより、トレー類の削減に努めます。</p> <p>○販売店においてレジ袋の削減に取り組みます。</p>	<p>ごみ減量優良協力店(あららの店)³</p> <p>買い物袋持参デー実行委員会⁴</p>

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

3 ごみ減量優良協力店(あららの店)：ごみ減量・資源化を実践している小売店を登録する制度。簡易包装、食品トレー・牛乳パックの店頭回収、買い物袋持参に対するポイント制など、ごみの減量化・資源化に取り組む店として広島市が認定している。平成17年(2005年)3月現在で、171店が認定されている。

4 買い物袋持参デー実行委員会：事業者、市民団体、広島市を構成団体として設立した団体。毎月一日を「広島市買い物袋持参デー」として定め、ごみの減量化に取り組むほか、店舗近くの小中学校を対象とした環境学習への協力も行っている。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>エ 地域におけるごみ減量等のための活動の推進 ○地域の推進体制づくりとして、公衆衛生推進協議会などによる地域の美化活動やごみ集積場での排出指導、市民啓発活動等、地域の体制を強化します。(環境局)</p> <p>オ 市民、事業者への情報提供 ・市民、環境NPO、事業者等へ積極的にごみに関する情報提供を行います。(環境局)</p> <p>カ ごみ排出、収集システム等の再構築 ○市民のライフスタイルや排出するごみ質等の変化、本市のごみ処理施設の整備状況、収集コストや市民の負担、他都市の状況等を踏まえ、家庭ごみ有料化の調査・検討を行います。(環境局)</p> <p>② 再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の推進</p> <p>ア 家庭ごみのリサイクルの推進 ○リサイクルできる紙ごみの大きさ、種類の周知により家庭から排出される紙ごみのリサイクルを推進します。(環境局) ○家庭から排出される生ごみのリサイクル方法について研究します。(環境局)</p> <p>イ 事業ごみのリサイクルの推進 ○リサイクル可能な事業系紙ごみの焼却施設への搬入規制を徹底し、紙ごみのリサイクルを推進します。(環境局) ・大規模事業所への訪問指導、事業系一般廃棄物のリサイクルガイドラインにより、意識啓発を進めます。(環境局)</p> <p>ウ 熱回収（サーマルリサイクル）の推進 ・ごみの焼却エネルギーを利用した発電等を推進します。(環境局)</p> <p>エ 焼却残渣のリサイクルの推進 ・焼却灰、熔融スラグのリサイクルを推進します。(環境局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ回収のルールを守ります。 ・ごみの分別を徹底します。 <p>○はがき大以上の古紙は、資源ごみとして排出します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を徹底します。 <p>○紙ごみ等資源化が可能な廃棄物は、民間ルートを活用した資源化を推進します。</p>	<p>家庭用生ごみ処理機等斡旋事業⁵ 広島市家庭系生ごみリサイクル研究会⁶</p> <p>事業系一般廃棄物減量化計画書⁷</p>

5 家庭用生ごみ処理機等斡旋事業：生ごみ処理機等の購入を希望される方に、あらかじめ登録された販売店を紹介し、店頭販売価格からの割引や無料サービス品の提供などの特典つきで購入できるようにする事業。

6 広島市家庭系生ごみリサイクル研究会：学識経験者や環境NPOの関係者で構成し、本市の規模に対応する、安全、信頼性、経済性、を持った家庭系生ごみリサイクルシステムの構築に向けた検討を行っている。

7 事業系一般廃棄物減量化計画書：事業活動に伴って多量に一般廃棄物を生ずる事業者に対し、一般廃棄物の発生抑制及びその適正な分別、保管、再生等の処理について指導を行い、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を推進する目的で、平成5年(1993年)3月に「事業系一般廃棄物の減量に関する指導要綱」を施行しているが、この要綱において、一定規模以上の事業者に対して、当該計画書の提出等を義務付けている。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>オ 産業廃棄物排出事業者への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル技術や施設に関する最新情報の提供や出前講習会により、減量化・リサイクルを推進します。(環境局) ○事業者が処理計画書を作成する際は、減量化・リサイクルについて努力目標を設定するよう指導します。(環境局) ○リサイクル技術が普及している汚泥、廃石膏ボード、鉋さいについて一層のリサイクルを指導します。(環境局) <p>カ 建設副産物のリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の公共工事に伴い発生する建設副産物のリサイクルを推進します。(全ての部局) <p>キ 再使用(リユース)の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ施設などでの「リユース型マイカップ」の導入を働きかけます。(環境局) ○フリーマーケットの情報、活用法等について情報提供し、不用品の活用を促進します。(環境局) <p>③ 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>ア 一般廃棄物の焼却施設、最終処分場の管理と整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○焼却施設等での事業ごみの抜取検査による搬入規制物の排除を行います。(環境局) ・施設整備においては、災害に十分対応できる処理能力や耐震性を確保します。(環境局) ・廃棄物等の適正処理の確保に向け、地域住民との対話の推進を図り、また、環境への配慮を十分行い、廃棄物処理施設や最終処分場の整備を行います。(環境局) <p>イ 産業廃棄物の処理施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正処理事案の発生を未然に防止するため、産業廃棄物の民間処理施設の整備を促進し、市民の安全・快適な環境を確保します。(環境局) ・広島県が管理型廃棄物の最終処分場として建設中の出島処分場については、その整備について、周辺住民等の理解を得て、円滑に事業が推進するよう指導・調整します。(環境局) 		<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生抑制と減量化、資源化に努めます。 ・生産や建設過程で発生する副産物、廃棄物の再利用に努めます。 	<p>産業廃棄物処理計画書⁸</p>

8 産業廃棄物処理計画書：年間 500t 以上の産業廃棄物又は年間 50 t 以上の特別管理産業廃棄物を排出する多量排出事業者は、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告書を毎年度作成し、市長へ提出することが、「廃棄物処理法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」により義務付けられている。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>ウ 産業廃棄物排出事業者等への指導・監督</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者を対象とした講習会の開催や、関係団体等への講師派遣を行い、関係法令の周知・徹底を図ります。(環境局) ・排出事業者や処理業者に対してISO14001⁹の認証取得を指導するなど、優良事業者の育成に努めます。(環境局) ・民間処理施設に対して、定期的に立入検査、監視パトロールを実施し、施設の維持管理状況の確認等を行います。(環境局) ○自動車リサイクル法の登録・許可業者に対して、適正な引取りやフロン回収、再資源化基準に沿った解体等が行われるよう指導を行います。(環境局) ○PCB¹⁰処理施設への定期的な立入指導を実施し、安全かつ適正に運営管理されていることを確認します。(環境局) ○PCB特別措置法¹¹に基づき、保管状況等の届出を指導し、また、必要に応じて立入検査を実施します。(環境局) ○廃石綿等の特別管理産業廃棄物¹²の排出事業者に対しては、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しているかどうか確認し、マニフェスト¹³の発行や処理報告の徹底などを図ります。(環境局) 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令を遵守して産業廃棄物の処分を行います。 ・ISO14001やエコアクション21の認証取得に努めます。 ・処理施設の運転管理は、法令等を遵守し、適正に行います。 	

9 ISO14001：ISO（国際標準化機構）が平成8年(1996年)に出した環境マネジメントシステム規格である。ISO14000シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。このシステム規格は品質システム規格（ISO9001）と同じように、PDCA サイクルを回すことによって継続的な環境改善を図ることを目指す。登録機関による外部監査を受けて、規格の要求事項を満たせば登録される。更新は3年ごとで、毎年定期審査を受けることになる。登録されることにより、登録機関のマーク及びJAB（日本適合性認定協会）の認定シンボルの使用が可能になり、対外的に環境経営をしていることが明確になり、社会的責任を果たしていることの評価及びグリーン調達上で優位性が高まることになる。

10 PCB：ポリ塩化ビフェニル（電気機器の絶縁油などに使われた主に油状の物質で、毒性が強いことから現在は製造・輸入が禁止されている）

11 PCB特別措置法：ポリ塩化ビフェニルの廃棄物を確実、適正に処理するため、PCB廃棄物を持つ事業者に適正処分などを義務付けた法律。PCBの処理は、処理施設の設置が困難なことなどから、過去30年間ほとんど進んでおらず、PCBの廃棄物は使用者が保管し続けている。そこで同法は、PCBの廃棄物を保管している事業者などに、保管・処分の状況を都道府県知事に届け出ることや、法施行日（平成13年(2001年)7月15日）から15年以内にPCB廃棄物を処分することなどを義務付けた。

12 特別管理産業廃棄物：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの。

13 マニフェスト（制度）：産業廃棄物の収集・運搬や中間処理（無害化や減量化などの処理）、最終処分（埋立処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容どおりの処理が適正に行われたことを確認するための制度。

第3節 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす

1 水辺を生かし、潤いのある緑のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

本市は、緑豊かな山々や丘陵に囲まれ、太田川河口デルタを清らかに流れる6本の川という自然環境に恵まれ、「水の都」と言われる都市景観をつくりだしています。

本市の河川は、干満の差が大きな感潮河川という特徴を有し、樹林が形成された中州やアシの茂る干潟など自然が豊かに残された水辺や、河岸緑地、水辺の公園などまとまった緑地があり、多様な生き物の生息・生育場所となっています。また、太田川デルタ内の河川は、風の道となっており、市街地のヒートアイランド現象¹の緩和に貢献しています。

緑は、二酸化炭素の吸収、市街地の気温の調節、水源のかん養などの環境保全機能のほか、生き物の生息・生育空間の確保、レクリエーションの場の提供など、様々な機能を持ち、また、緑は、心理的な安らぎや潤いを与え、都市の良好な景観の形成に役立っています。

今後、市民が求める潤いと安らぎのある都市空間を実現するためにも、自然環境に配慮した護岸などの整備や水辺の緑の保全と緑化の推進に加えて、すでに整備された河岸緑地などが、生活の中で様々に利用されるよう、集い、親しみ、憩うことができる場とすることが重要です。

(2) 基本方針

水辺空間は、もっとも広島らしさを感じさせる空間であるため、河岸緑地の整備を進め、また、河岸緑地などにおける様々な市民の活動を促進することにより、川や海を市民の身近なものにします。

また、都市における緑は、潤いと安らぎのある都市空間の形成に資するだけでなく、蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の吸収源となるなど、市民生活や環境に大きな役割を果たしていることから、都市緑化のための取組を進めます。

(3) 定量目標（市の施策の目標値）

項目	現況	目標 (平成22年度(2010年度))
水辺のコンサートの観客数、水辺のオープンカフェの利用者数、水辺の市民活動促進事業の利用者数、川の遊覧船、水上タクシーの水上交通利用者数などの合計人数	9万4千人 (平成17年度(2005年度))	16万4千人
水浴場水質判定基準への適合率	38% (平成18年度(2006年度))	56%
河岸緑地の整備率	46.1% (21.97km/47.70km) (平成17年度(2005年度))	47.7%
河川環境整備、自然環境保全河川整備事業区間の整備率(再掲)	80.7% (4,961m/6,151m) (平成17年度(2005年度))	98%
緑化施設整備計画認定制度による認定件数	6件 (平成17年度(2005年度))	17件
市民1人あたりの都市公園面積	8.03㎡ (平成17年度(2005年度))	10㎡

1 ヒートアイランド現象：都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>① 「水の都ひろしま」²の推進</p> <p>ア 市民による水辺の活用</p> <p>○日常的な暮らしの中で、散歩や休息など何気ない楽しみ場の場、憩いの空間として水辺の利用を進めます。(都市活性化局)</p> <p>○水辺を使って、誰でもいつでも、どこでも学び遊べる水辺づくりを進めます。(都市活性化局)</p> <p>○人間だけでなく、生き物すべてにとって、水の都であることを目指し、市民の環境意識を高めながらデルタの環境を保全・再生していきます。(都市活性化局)</p> <p>イ 水辺空間の整備とまちづくりの一体化</p> <p>○水辺の特徴を生かして、広島ならではの自然、歴史、文化が感じられるような水辺を整備します。(都市活性化局)</p> <p>○容易に水面に近づくことができ、安心して泳げ、安全に楽しく遊べる水辺をつくります。(経済局、都市活性化局、下水道局)</p> <p>○水辺に行きやすく、水辺を歩きやすくするため、街と水辺を結ぶ歩行者動線や、橋による分断を補完するアンダーパスの整備を関係機関へ働きかけ歩行者動線を確保します。(都市活性化局)</p> <p>ウ 水辺のネットワークと水の都の仕組みづくり</p> <p>・水の都を支える、上流・中流域の地域づくりを下流のデルタ地域の住民がサポートするなど、流域全体の視野をもった地域連携の取組を積極的に進めます。(環境局)</p> <p>○多様で活力のある市民活動やそれらをサポートする市民組織を育成し、市民主体の水の都づくりを継続的に進めていきます。(都市活性化局)</p>	<p>・市民団体による環境調査や環境モニタリング、雨水利用や水質浄化を推進する運動に参加します。</p> <p>・川や海にまつわる歴史、自然などの学習会に参加します。</p> <p>・水辺で開催される様々な企画、催し物に積極的に参加します。</p> <p>・水辺の魅力を高め、楽しみ、学ぶことを目的とした団体相互間の連携に努めます。</p>	<p>・工場等の水辺の敷地の一部を歩道として開放します。</p>	<p>水辺の市民活動促進助成制度³</p> <p>太田川流域振興交流会議⁴</p>

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

2 「水の都ひろしま」(構想)：平成15年(2003年)1月に、国・県・市の3者が、従前の「水の都整備構想」を護岸や河岸緑地などの着実な整備や市民のニーズなどの時代の変化を踏まえ見直し、「水の都ひろしま」の実現に向け取り組むためののりどころとして策定した構想。

3 水辺の市民活動促進助成制度：「水の都ひろしま」構想の実現に向け、川や海などの水面及び水辺の空間(以下「水辺」という。)を市民の創意工夫等を最大限生かす空間として活用し、都市の新たな魅力を創出する水辺での市民活動を促進することを目的として、先駆的・独創的な活動をモデル事業に選定し助成金を交付し、また、その活動事例を公表することにより、水辺での市民活動の拡大・充実を図る。

4 太田川流域振興交流会議：太田川の清らかな流れを守り、自然の豊かな恵みを次の世代へ伝えていくため、太田川流域の市町で構成する団体で、環境保全に関する啓発活動や流域振興に関する事業を実施している。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>② 潤いのある緑のまちづくりの推進</p> <p>ア 市民意識の醸成と市民緑化への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑のまちづくりにへ積極的に参加する市民意識の醸成を図るため、市民意識の啓発、表彰制度や緑化行事などを拡充します。(都市整備局) ・市民主体の緑のまちづくりを促進するため、緑化団体などの連携強化や緑に関わる人材を育成します。(都市整備局) ・緑化のための基金の増額とその運用事業の拡充により、民間施設の緑化を一層促進します。(都市整備局) ・緑化講習会などの開催により、市民の緑化活動を知識・技術面から支援します。(都市整備局) <p>イ 市民による民有地の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の生垣化、建物の周囲や屋上の緑化、工場緑化などの市民や企業などが主体となった緑化を促進し、住宅地や工業地などの民有地の緑化を促進します。(都市整備局) ・都市緑化を特に促進すべき地区の指定や緑地協定制制度などにより、緑豊かな都市環境を形成します。(都市整備局) <p>ウ 市民参加による平和の緑の交流と継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島を象徴する平和記念公園の緑の保全と育成を行います。(都市整備局) ・緑による日米の平和交流を通じてのハナミズキの並木づくりや平和記念公園のキョウチクトウ及び被爆アオギリの苗木配布など、新たな緑の交流と緑の未来への継承を進めます。(都市整備局) <p>エ 市民参加による公園づくりと花壇づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の多様なニーズに応えるとともに地域のコミュニティの形成にも資する公園とするため、市民参加による公園づくりを進めます。(都市整備局) ・花壇づくりに対する市民参加の機会を増やします。(都市整備局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化フェア等の緑化事業に参加します。 ・緑化講習会へ参加します。 ・ブロック塀の生垣化、建物の周囲や屋上の緑化など、住宅地の緑化を進めます。 ・市民参加の公園づくりに協力・参加します。 ・地域での花壇づくりに協力・参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化フェア等の緑化事業に参加します。 ・工場・事業場での緑化を進めます。 ・緑化推進に取り組みます。 ・市民参加の公園づくりに協力・参加します。 ・地域での花壇づくりに協力・参加します。 	<p>緑地協定⁵</p> <p>建築協定⁶</p> <p>地区計画制度⁷</p> <p>緑化施設整備計画認定制度⁸</p> <p>身近な公園再生事業⁹</p> <p>グリーン・パートナー事業¹⁰</p>

5 緑地協定：都市計画区域の相当規模の一団の土地の所有者などの全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。

6 建築協定：一定の区域内の土地の所有者などが、自分たちの建物の用途や高さなどの基準を定め「建築協定」として締結することで、自分たちのまちづくりができる制度。

7 地区計画制度：都市計画法に基づき良好な市街地の環境を形成するため、詳細な土地利用、建築形態等を都市計画に定める制度。決定の過程では、十分な住民参加が行われるよう定められている。

8 緑化施設整備計画認定制度：都市の緑化を推進するために、建築物の屋上、空地、その他の敷地内の緑化施設の整備に関する計画を市町村が認定し、固定資産税の軽減措置等により支援する制度。

9 身近な公園再生事業：身近な公園(街区公園)を、これまでの行政主体の「作る側の視点」による公園づくりから、利用者主体の「使う側の視点」による公園づくりへと発想を転換し、既存の公園を、地域のふれあいの場として「地域に愛され育まれる公園」として有効活用するため、地域の人が主体となり、計画づくりから管理運営に至るまで深くかかわって再生することを目的とした事業。

10 グリーン・パートナー事業：市民や企業の皆さんが、自分たちのまちと緑に深い愛着と関心を持ち、自分たちの身の回りの緑を少しでも増やしていくという気持ちを持つことを目的に、花壇の維持管理への参加や維持管理に対して企業から協賛金をいただく事業。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>オ 公園緑地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児から高齢者まで広く利用され、遊びの場として子どもたちの人間性を育み、住民の出会いの場として住民相互の交流や地域のコミュニティの形成に役立つ、身近な公園緑地の整備を進めます。(都市整備局) ・公園緑地に求められている多様なニーズに応えるため、地域の特性を生かした公園緑地を整備します。(都市整備局) <p>カ 公共建築物の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎や学校などの公共建物は市街地における緑の拠点として位置づけ、質・量とも民間建築物の模範となるよう、敷地外周部の緑地帯化など量感ある緑化を進め、緑化の先導的役割を果たすことを目指します。(全ての部局) ・公共建物の緑化基準を定め、景観や日照にも配慮した良好な緑化を進めます。(都市整備局) ・公共建築物の屋上・壁面などの緑化に努めます。(全ての部局) <p>キ 道路の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい都市景観づくりと道路交通の快適性・安全性の向上、さらには騒音・大気汚染などの緩和による沿道環境の改善を図るため、道路の緑化を進め、特に市街地内の幹線道路は、一層の緑化を進めます。(道路交通局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持管理に協力・参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持管理に協力・参加します。 	

2 潤いと安らぎのある美しい都市景観の形成と歴史と伝統を生かしたまちづくりの推進

(1) 現状と課題

緑あふれる山々や市街地を流れる幾筋もの川、大小の島々が浮かぶ穏やかな瀬戸内海、にぎわいと風格ある都市の街並みや秩序ある郊外の家並み、山すそに広がる田園などの多彩な本市の景観は、特有の自然景観とそしてこの地に暮らす人々の長い年月にわたる営みにより形成されてきました。

こうした美しい本市の景観は、豊かな生活環境をつくりだしていく上で不可欠なものであり、かけがえのない共通の財産となっています。

また、同様に歴史的建造物、史跡、名勝、民俗文化財などの歴史的、文化的な資源は、そのひとつひとつが地域を取り巻く自然条件や社会的条件等により形成され、育まれてきたものであり、地域の歴史や文化を認識するための資料として、さらには人々の心を豊かにする地域の資源として、大きな役割を担っています。

今後とも、市民、事業者、行政の協力により、豊かな自然、美しい街並みや景観、都市の歴史的・文化的な資源などにより、市民が誇りと愛着を持つことができる、広島らしいまちづくりを推進することが求められています。

(2) 基本方針

市街地を取り巻く緑豊かな青垣山や「水の都」を形成する幾筋もの川、瀬戸内海の海と島々といった多彩な広島の景観や平和記念公園、平和大通り、河岸緑地からなる本市特有な景観などを生かしながら、人々に潤いと安らぎを与え都市の風格を高める個性ある美しい都市景観の形成に取り組みます。

また、文化財をはじめとする伝統文化を保存、継承、活用することにより、歴史や伝統を生かし、平和の願いを継承するまちづくりを推進します。

(3) 定量目標（市の施策の目標値）

項 目	現 況 (平成 17 年度(2005 年度))	目 標 (平成 22 年度(2010 年度))
定点調査によるばい捨てごみの数の減少率	76.9%	90%
文化財の指定件数	149件	156件

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>① 良好な都市景観の形成</p> <p>ア 景観に関する基本計画の策定</p> <p>○良好な景観形成を推進するために、景観形成に係わる諸施策を総合的・計画的に取り組む必要があるため、これらの施策を網羅した基本計画を策定します。(企画総務局)</p> <p>イ 景観資源の登録制度の創設</p> <p>○景観法の景観重要建造物・景観重要樹木の指定制度を補完する取組として、景観資源の登録制度を創設します。(企画総務局)</p> <p>ウ 公共施設のデザインの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2045年のひろしまに向け個性的で魅力ある都市景観の創造を推進する「ひろしま2045：平和と創造のまち」事業を推進します。(企画総務局) ・自然環境や周辺市街地の状況など地域特性に配慮した美しいデザインの公共建築物や公園等の整備に取り組みます。(全ての部局) <p>エ 美しい道路空間の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザインに配慮した道路構造物の整備に取り組みます。(道路交通局) ・街路樹による道路の緑化、電線類の地中化、放置自転車対策、違法屋外広告物対策などにより、美しい道路空間の形成に取り組みます。(企画総務局、都市整備局、道路交通局) ・水の都にふさわしい個性的で魅力ある橋梁等の整備に取り組みます。(道路交通局) <p>オ 民間施設等の景観誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物等景観協議制度³や地区計画制度⁴を活用し、周辺の街並みや自然環境と調和した美しい街並みの形成を誘導します。(企画総務局) ・リバーフロント住宅⁵、グリーンフロント住宅⁶の建設を促進します。(都市整備局) 	<p>○景観を損なわないように、周囲の景観に調和した建築物を建てるようにします。</p> <p>・違法なはり紙、はり札などを除去するボランティアに参加します。</p>	<p>○景観を損なわないように、周囲の景観に調和した建築物を建てるようにします。</p> <p>・屋外広告物に関する規制・指導を守ります。</p>	<p>景観計画¹</p> <p>路上違反広告物除却推進員制度²</p> <p>建築物等景観協議制度</p> <p>地区計画制度</p>

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

- 1 景観計画**：景観法の規定に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るため定める計画。景観法の基本となる仕組みであり、(1)景観計画区域、(2)景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、(3)景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定める。
- 2 路上違反広告物除却推進員制度**：違反広告物のはり紙、のぼり旗等を市から委任された市民が除去する制度。
- 3 建築物等景観協議制度**：河岸や平和大通り沿いなど広島市の景観上特色のある地区において建築物等の景観形成を図る上で必要な事項を定め、建築工事等の前の計画段階で、建築主等と広島市が協議する制度。
- 4 地区計画制度**：都市計画法に基づき良好な市街地の環境を形成するため、詳細な土地利用、建築形態等を都市計画に定める制度。決定の過程では、十分な住民参加が行われるよう定められている。
- 5 リバーフロント住宅**：広島市の特性である川を生かし、川沿いの地区における川と調和した良好な都市型住宅。
- 6 グリーンフロント住宅**：広島市の緑豊かな丘陵地の自然環境や地形特性等を活用し、自然との調和に配慮した住宅。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>② 「きれいなひろしま・まちづくり推進事業」の展開</p> <p>ア ぼい捨て未然防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型イベントの開催、美化功労者の表彰、学校等での環境美化教育の推進などの啓発事業を行い、ぼい捨ての未然防止に努めます。（環境局） ○広島市ぼい捨て等の防止に関する条例に基づき、美化推進区域・喫煙制限区域内において、巡回パトロールを実施し、ぼい捨てや歩行喫煙防止のための指導・啓発を行います。（環境局） <p>イ 清掃活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民、事業者と行政が協働で進めるまち美化システムとして、まちの美化に関する里親制度を実施します。（環境局） ○多くの人が訪れる公共的な場所、身近な歩道や公園などをボランティアで清掃する市民等に清掃用具の提供などの支援を行います。（環境局） ・市内の主要な交差点など、人通りが多くごみが散乱しやすい場所については、「クリーンアップチームひろしま」が巡回清掃を行うとともに啓発活動を行い、ごみを捨てにくい環境づくりに努めます。（環境局） ・各種市民団体と本市との連携により「きれいなひろしま・まちづくり市民会議」を構成し、各種取組を進めます。（環境局） <p>③ ぐみ不法投棄対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、広島県、県警本部等関係機関と連携し、不法投棄防止キャンペーン等の市民啓発を行います。（環境局） ・不法投棄が行われやすい箇所を対象に夜間パトロールを行います。（環境局） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ・クリーンウォークなどの啓発活動に参加します。 ・公共の場所での吸い殻や空き缶等のぼい捨てを行いません。 <p>○まちの美化に関する里親になるなど、地域の美化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止キャンペーンに参加します。 ・不法投棄を行いません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ・クリーンウォークなどの啓発活動に協力します。 <p>○まちの美化に関する里親になるなど、地域の美化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止キャンペーンに協力します。 ・不法投棄を行いません。 	<p>ごみゼロ・クリーンウォーク⁷</p> <p>リフレッシュ瀬戸内⁸</p> <p>クリーン太田川⁹</p> <p>まちの美化に関する里親制度¹⁰</p> <p>クリーンボランティア支援事業¹¹</p> <p>きれいなひろしま・まちづくり市民会議¹²</p> <p>広島市不法投棄防止連絡協議会¹³</p>

- 7 **ごみゼロ・クリーンウォーク**：空き缶等の散乱ごみを追放するため、市民、事業者、行政が一体となって、市内中心部をいくつかのコースに分かれて、ごみを拾って歩くイベント。
- 8 **リフレッシュ瀬戸内**：海浜の清掃という「誰もが参加しやすい活動」を通じて「美しい瀬戸内海を守っていく」ことを、参加者をはじめとする多くの人々に訴えることを目的とした、瀬戸内海沿岸の海岸及び海浜で一斉に行う清掃活動。瀬戸内海地域沿岸の129市町村、11府県、9国土交通省支分部局が参加している「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」による事業。
- 9 **クリーン太田川**：河川環境の美化意識を高揚し、実践活動の定着を図るため、太田川流域の市町が連携して行う太田川水系の一斉清掃活動。
- 10 **まちの美化に関する里親制度**：市が管理する道路において、市民や事業者が道の里親となって継続的に美化活動を行う市民や事業者への清掃用具の軍手・ごみ袋の提供などの支援を行う制度。
- 11 **クリーンボランティア支援事業**：人の多く集まる場所や主要な通り、身近な歩道、公園などをボランティアで清掃する団体に、清掃用の軍手・ごみ袋の提供などの支援を行う事業。
- 12 **きれいなひろしま・まちづくり市民会議**：ごみのない清潔で快適なまちを実現するには、市民、事業者と行政が一体となった取組を進めることが不可欠であることから、各種市民団体と本市により、「きれいなひろしま・まちづくり市民会議」を設立し、「ごみゼロ・クリーンウォーク」などの各種施策を実施している。
- 13 **広島市不法投棄防止連絡協議会**：広島市における廃棄物の不法投棄を防止し、良好な生活環境を保持するための、国、県、県警、市、市民団体等により構成された協議会で、不法投棄防止キャンペーンを実施している。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>④ 文化財の保護・活用等の推進</p> <p>ア 文化財の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土の貴重な文化を次の世代に継承していくため、文化財保護に関する事業や文化保護指導委員活動などの充実を図ります。(市民局) <p>イ 文化財の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 郷土の歴史、文化に対する理解の促進と新しい文化の創造、発展を図るため、市民ボランティアの参加も得ながら、世界遺産として登録された原爆ドーム、史跡中小田古墳群などの文化財を保存・継承し、積極的に活用します。(市民局) <p>ウ 歴史的文化遺産に関する学習・交流機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的文化遺産の保存や活用、これらを生かした観光ルートの整備など、歴史、伝統を発掘、保存伝承し、活用することにより、広島県の歴史、伝統にふれ、学習し、交流する機会を提供します。(区) 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的・文化的遺産の保全活動に参加します。 歴史的・文化的遺産の知識や理解を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的・文化的遺産の保全活動に協力します。 歴史的・文化的遺産の知識や理解を深めます。 	<p>広島市文化財保護条例¹⁴</p> <p>区の魅力づくり事業¹⁵</p>

14 広島市文化財保護条例：かけがえのない市民の文化遺産を保存し活用するため、指定文化財に関する管理及び保存や所有者への指示又は助言等を行う制度等を規定している。

15 区の魅力づくり事業：各区において、区民一人ひとりが自らの住む地域に誇りと愛着を持って生活でき、また、区民の自主的なまちづくり活動が活発に行われるよう、地域の人とともに、自然や歴史、町並みなどを生かした個性豊かな地域づくりを行う事業。

第4節 地球環境の保全に積極的に貢献する

1 地球温暖化¹対策の推進

(1) 現状と課題

① 地球温暖化に関する知見

大気中には、二酸化炭素、メタン²等の温室効果ガス³が含まれており、これらのガスの温室効果により人間や生き物にとって住みよい大気温度が保たれてきました。しかし、近年の人間の活動の拡大に伴い、石油などの化石燃料の燃焼による膨大な二酸化炭素が大量に大気中に排出され、その結果、温室効果が強まり、地球温暖化の影響が顕在化してきています。

気候変動に関する政府間パネル(I P C C)の第三次評価報告では、地球温暖化問題に関し、気温、海面の上昇、洪水、干ばつ等の異常気象の増加、一部の生き物の絶滅、水の需給バランスの変化、感染症の拡大、穀物生産への影響など、人間の健康や経済社会活動への広範囲かつ深刻な影響が予想されています。また、氷河の後退、永久凍土の融解等の結果、地域的な気候変化をもたらし、既に世界の多くの地域の種々な物理・生物システムに影響を与えているとしています。

② 本市域からの温室効果ガスの排出状況等

平成15年(2003年)5月に広島市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、本市域からの温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

平成16年度(2004年度)の市域からの温室効果ガスの排出量は、631万7千トンで、平成2年度(1990年度)の排出量636万5千トンと比べると、4万8千トン(0.8%)の減少となっています。

主な排出内訳では、2004年度(平成16年度)の産業部門からの排出量は、基準年度(1990年度(平成2年度))と比べ14.2%減少していますが、排出量の約7割を占める民生部門(家庭部門及び業務部門)と自家用車を含む運輸部門からの排出量は、基準年度(1990年度(平成2年度))と比べると、運輸部門のうち自動車からの排出量は、2万4千トン(1.6%)の減に過ぎず、また、民生部門は35万6千トン(13.7%)の増となっています。

民生部門からの増要因は、家庭部門では世帯数の増加、業務部門では床面積の増加であり、今後、更なる温室効果ガス排出量の削減を行うには、今以上の省エネルギー機器の普及や環境意識の向上に加え、省エネルギー型の交通社会の形成や適正規模の都市圏の市街地の形成など、社会経済システムを構造的に温室効果ガスの排出量の少ないシステムへ抜本的に変革させることが必要となっています。

一方、森林は、大気中の二酸化炭素を吸収・固定する機能を持ち地球温暖化を防止する上で重要な役割を担っていますが、近年、地球上の森林面積が大きく減少しており、森林に吸収・

1 地球温暖化：人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

2 メタン：温室効果ガスの一種。湿原や湖沼などの自然発生源と天然ガスの漏出や家畜・水田・廃棄物埋立地等の人為的発生源があり、その温室効果は二酸化炭素の約21倍になると言われている。大気中のメタンの濃度は、過去3000年間の古大気分析では250年前まではほぼ一定であり、この200年の間に2倍以上に増加したと推測されている。また、シベリア上空でメタンが高濃度で観測されており、地球レベルでシベリアの湿原がメタンの大規模な発生源となっていることが確認されている。

3 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロオカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

固定されていた二酸化炭素が大気中に存在することで、地球温暖化が一層進展することが危惧されています。

本市の森林は、市域の約7割という大きな面積を占めていますが、市内の森林面積は減少傾向にあるため、森林の保全・整備を推進し、森林が持つ二酸化炭素の吸収などの多様な機能を発揮させることが課題となっています。

市域から排出される温室効果ガス排出量の推移

(単位：万 t-CO₂)

区 分	基準年度 平成2年度 (1990年度)	12年度 (2000年度)	13年度 (2001年度)	14年度 (2002年度)	15年度 (2003年度)	16年度 (2004年度)
産業部門	180.5	161.3	151.9	150.2	156.2	154.9
民生部門	260.1	282.7	291.1	289.0	292.4	295.7
運輸部門	187.9	180.6	176.7	174.5	170.6	165.1
(うち自動車)	(152.0)	(162.8)	(161.0)	(158.2)	(153.9)	(149.6)
廃棄物部門	7.0	12.5	14.5	12.6	11.8	12.1
代替フロン等3ガス	※ 0.9	2.3	2.6	3.5	3.4	3.9
合 計	636.5	639.4	636.8	629.8	634.4	631.7
対基準年度削減率	—	+0.5%	+0.0%	△1.1%	△0.3%	△0.8%

※代替フロン等3ガス（ハイドロフルオロオカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）のみ基準年度は、平成7年度(1995年度)

表中個々の温室効果ガス排出量と合計欄の数値は、四捨五入の関係で一部一致していない。

(2) 基本方針

家庭部門や業務部門からの温室効果ガス排出量の削減のため、省エネルギー型のライフスタイルへの転換と省エネルギー建築物の整備を促進します。

運輸部門からの温室効果ガス排出量の削減を図るため、交通ビジョン推進プログラムを推進し、環境への負荷の少ない交通体系の構築を目指します。

また、森林の整備・保全、都市緑化により温室効果ガスの吸収源対策を進めます。

(3) 定量目標及び数値管理指標

① 定量目標 (市の施策の目標値)

項目	基準年度 (平成2年度(1990年度))	現況 (平成16年度(2004年度))	目標 (平成22年度(2010年度))
本市域内から排出される温室効果ガス排出量	636.5万t-CO ₂	基準年度の排出量から0.8%の削減 (631.7万t-CO ₂)	基準年度の排出量から6%の削減 (598.2万t-CO ₂)

項目	現況 (該当年度)	目標 (平成22年度(2010年度))
1世帯あたりの電気使用量	5,092Kwh (平成16年度(2004年度))	4,250Kwh
1世帯あたりの都市ガス使用量	160m ³ (平成16年度(2004年度))	145m ³
省エネルギーやエコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)など環境にやさしい行動を実践をしている市民の割合	66.5% (平成18年度(2006年度))	80.0%
人工林の間伐面積(再掲)	274ha (平成17年度(2005年度))	1,200ha
大学や企業等と連携した、環境にやさしいエネルギーなど未来エネルギーに関する共同研究の件数	1件 (平成17年度(2005年度))	6件

② 数値管理指標 (現在の状況を分析する数値)

項目	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	
公共交通機関の利用者数※	55万1千人	56万3千人	55万6千人	—	
市内における新エネルギーの導入状況	公共・産業用太陽熱	20施設	20施設	20施設	20施設
	公共・産業用太陽光発電	12件	13件	17件	17件
	天然ガスコージェネレーション	29台	101台	209台	356台
	ごみ焼却余熱利用	5施設 (3,600kw)	5施設 (3,600kw)	5施設 (18,200kw)	5施設 (18,200kw)
	消化ガス発電	1施設 (650kw)	1施設 (650kw)	1施設 (650kw)	1施設 (650kw)

※集計値の公表は1年後になります。

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>① 環境に配慮したライフスタイルへの転換の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度の適正化やライトダウンキャンペーン(消灯運動)等により、省エネルギーの普及啓発を進めます。(環境局) ○家庭での二酸化炭素10%削減モデル事業を推進し、二酸化炭素削減の具体的な方法をPRします。(環境局) ○省エネルギー性能などを分かりやすく表示した省エネラベルにより、省エネルギー型の家電製品の普及を促進します。(環境局) ○エコポイントを活用した取組など、ライフスタイルの転換にむけ、市民が参加しやすい仕組みを検討します。(環境局) ・自動車の車両台数の見直し等の合理化を図り、また、車両を購入・更新する際は、ハイブリッド車、天然ガス車や低燃費かつ低排出ガス車など、より環境への負荷の少ない車両とします。(全ての部局) ・アイドリングストップなどエコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)の啓発活動を推進します。(環境局) ○カーシェアリング⁴の普及を促進します。(環境局) ・日常的な自動車交通を徒歩や自転車、公共交通へ転換促進する施策を進めます。(道路交通局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において、省エネルギーに配慮した行動をとるなど、環境にやさしいライフスタイルを実践します。 ○家電製品を購入するときは、省エネルギー型家電製品を選択します。 ・低燃費車や低排出ガス車の購入・使用に努めます。 ・エコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)を実践します。 ・なるべく車の利用を控え、徒歩や自転車、電車やバスなどの公共交通機関を利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動において、省エネルギーに配慮した行動をとるなど、環境にやさしい活動を実践します。 ・環境に配慮した製品・サービスの利用に努めます。 ・低燃費車や低排出ガス車の購入・使用に努めます。 ・エコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)を実践します。 ・なるべく車の利用を控え、徒歩や自転車、電車やバスなどの公共交通機関を利用します。 	<p>広島市地球温暖化対策地域協議会⁵</p> <p>ライトダウンキャンペーン⁶</p> <p>自動車使用合理化計画⁷</p> <p>ノーマイカーデーひろしま実行委員会⁸</p>

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

4 **カーシェアリング**：1台の車を複数の人が共同で利用すること。走行距離や利用時間に従って課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされる。

5 **広島市地球温暖化対策地域協議会**：地球温暖化防止に関する活動を行う市民・事業者・行政が連携して、温室効果ガス排出量の削減に向けて必要な事項を協議し、地球温暖化防止の取組を推進することを目的としている。

6 **ライトダウンキャンペーン**：夏至の日を中心に夜景スポットや家庭の電気を消してもらえよう呼びかける運動。

7 **自動車使用合理化計画**：広島県内で50台以上の自動車を使用する事業者(特定事業者)は、「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、自動車の使用合理化(自動車走行量の削減)及び低公害車等の導入等の計画を作成する必要がある。

8 **ノーマイカーデーひろしま実行委員会**：ノーマイカーデー運動を推進するため、交通事業者や商工会議所、環境団体、行政等により構成される推進組織。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>② 建築物の省エネルギー化の促進</p> <p>ア 民間への普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改正省エネルギー法⁹による住宅・建築物への省エネルギー措置の適用を適正に行います。(都市整備局) ○住宅性能表示制度¹⁰の普及や住情報の提供により、省エネルギー型住宅の普及に努めます。(都市整備局) ○E S C O事業¹¹の普及や省エネルギー建築物の普及などにより建築物の省エネルギー化を進めます。(環境局) ○住宅・建築物の総合環境性能評価システム(C A S B E E)¹²の導入を検討します。(環境局、都市整備局) <p>イ 公共施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の整備に当たっては、省資源、省エネルギーを推進し、耐久性の高い材料やリサイクル可能な材料を使用するなど環境との共生に配慮した整備に努めます。(全ての部局) <p>③ 環境への負荷の少ない交通体系の構築</p> <p>ア 公共交通網の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域的な鉄軌道系交通の輸送改善や路面電車のL R T¹³化など、公共交通網の機能強化を図ります。(道路交通局) <p>イ 公共交通サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運行情報の提供や運賃割引制度の導入など、利用しやすい公共交通サービスの向上に努めます。(道路交通局) <p>ウ 交通結節点の乗り換え利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複数の交通機関が結節する交通結節点において、円滑な乗り継ぎができるように、結節機能強化や交通機関相互の連携強化など、乗り換え利便性を向上します。(道路交通局) 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅の断熱効率の向上などによる省エネルギーの推進、耐久性の高い材料やリサイクル可能な材料の使用など、環境に配慮した建築物の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の断熱や空調効率の向上などによる省エネルギーの推進、耐久性の高い材料やリサイクル可能な材料の使用など、環境に配慮した建築物の整備に努めます。 	

9 改正省エネルギー法：正式名称は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」。平成17年(2005年)に、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、輸送に係る省エネルギー推進のための措置を創設、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置の一部改正を行い、平成18年(2006年)4月から施行した。

10住宅性能表示制度：「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく制度で、国土交通省が指定した「指定住宅性能評価機関」が客観的に住宅に係る性能の評価を行う。また、万一の住宅トラブルに対しても専門機関（指定住宅紛争処理機関）が対応する。

11E S C O事業：Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネルギー化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。E S C O事業者が省エネルギー効果を保障するとともに、光熱水費の削減分で改修経費のすべてを賄う。省エネルギー効果が発揮できなかった場合には、E S C O事業者は発注者に差額を補填する。

12総合環境性能評価システム(C A S B E E)：産官学で開発された、住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す評価システム。

13L R T：Light Rail Transit の略。従来の路面電車の走行環境、車両等をグレードアップさせた、人や環境に優しく経済性に優れた公共交通システム。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>エ 交通需要マネジメント¹⁴施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイカー乗るまあデー(ノーマイカーデー¹⁵)の推進、時差通勤の推進、パーク・アンド・ライドシステム¹⁶の推進、ロードプライシング¹⁷の研究などの取組により、道路交通混雑の緩和に努めます。(道路交通局) <p>オ 交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心を訪れた人にとって歩きやすく、自転車や公共交通でも快適に移動できる回遊性の高い交通環境整備を進めます。(道路交通局) ・良好な市街地と住区を形成する都市計画道路を整備し、都市内移動を円滑にします。(道路交通局) ・バイパス整備などの抜本的な対策だけでなく、交差点改良等のきめ細やかな対策も実施し、局所的な渋滞の解消などの渋滞対策を推進します。(道路交通局) ・通過交通が都心部を迂回する機能を有する道路を整備します。(道路交通局) <p>カ 自動車専用道路ネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部から高規格幹線道路のインターチェンジや空港等へのアクセス道路となる高速性・定時性に優れた広島高速道路などの整備を推進し、自動車専用道路ネットワークの早期形成を実現します。(道路交通局) <p>キ 都心の歩行環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心において、地元と連携しながら、歩行者が安全に安心して歩ける空間づくりを進めます。(都市活性化局) <p>ク 自転車ネットワークの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道上の歩行者と自転車の分離などにより、歩行者と自転車が快適に移動できる交通環境整備を進めます。(道路交通局) ・関係機関と連携しながら、実効性のある自転車走行環境整備計画を取りまとめます。(道路交通局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく車の利用を控え、徒歩や自転車、電車やバスなどの公共交通機関を利用します。 ・車を利用する時は、一人で乗らず、何人かで相乗りを行います。 ・パーク・アンド・ライドを実践し、マイカー通勤を自粛します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関を積極的に利用します。 ・時差通勤の導入に努めます。 	<p>ノーマイカーデーひろしま実行委員会¹⁸</p> <p>広島市都心交通対策実行委員会¹⁹</p>

14交通需要マネジメント：TDM(Transportation Demand Management)。都市又は地域レベルの交通需要の時間的・空間的集中を緩和するため、時間の変更、経路の変更、手段の変更、自動車の効率的利用、発生源の調整等により、交通需要を調整(＝交通行動の調整)する手法。

15ノーマイカーデー：自家用車を排除する運動ではなく、通勤、買物、旅行など普通の生活の中で利用している自動車を、できる範囲で利用を控え、代わりに公共交通機関や自転車、徒歩の利用を進める運動。

16パーク・アンド・ライドシステム：「パーク(駐車)」と「ライド(乗る)」を組み合わせた造語。郊外の鉄道駅やバス停などの近くに駐車場を確保し、マイカーから鉄道やバス等へ乗り継ぎを図ることにより、都心部などの道路混雑を緩和する手法。

17ロードプライシング：混雑地域や混雑時間帯に道路利用者に対し課金し、公共交通機関の利用促進や交通需要の平準化を図る手法。

18ノーマイカーデーひろしま実行委員会：ノーマイカーデー運動を推進するため、交通事業者や商工会議所、環境団体、行政等により構成される推進組織。

19広島市都心交通対策実行委員会：地域団体や商業界や運輸・交通業界、行政等の関係機関が一体となって、違法駐車防止、荷さばき対策、公共交通機関の利用促進など、日々継続的な取組を行うことにより、都心部における交通環境を改善し、快適で魅力ある都心の創造を図ることを目的に設立された組織。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>④ 新エネルギーの導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コージェネレーションシステム²⁰、太陽光発電システム、燃料電池などの新エネルギーの導入を促進します。(環境局) ・ ごみ焼却施設の余熱を利用します。(環境局) ○ 水資源再生センターからの消化ガス²¹を有効利用し、また、下水汚泥の固形燃料化を検討します。(下水道局) ○ 森林バイオマスの利用の普及啓発を行います。(経済局) ○ 環境学習やイベント等の場での水素エネルギー利用の普及啓発を行います。(環境局) ○ 大学や企業等との研究会の設置、大学等研究機関との共同研究の実施など、未来エネルギーに関する研究開発を促進します。(経済局) <p>⑤ 温室効果ガスの吸収源対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の持つ二酸化炭素の吸収・貯蔵機能を保持するよう、健全な森林の保全・整備を進めます。(経済局) ・ 市街地における民有地の緑化、公共施設の緑化を促進します。(都市整備局) <p>⑥ その他の温室効果ガス排出抑制対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替フロン等3ガス²⁴についても、フロンガスと同様に回収を推進します。(環境局) ・ メタン、一酸化二窒素²⁵については、廃棄物の最終処分量の削減や水資源再生センターでの消化ガスの有効利用、ごみ焼却量の削減により排出の削減を進めます。(環境局、下水道局) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コージェネレーションシステム、太陽光発電システム、燃料電池などの新エネルギーを導入します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック塀の生垣化、建物の周囲や屋上の緑化など、住宅地の緑化を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替フロンを使用している冷蔵庫は、家電リサイクル法やフロン回収破壊法に従って処分します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コージェネレーションシステム、太陽光発電システム、燃料電池などの新エネルギーを導入します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 未来エネルギーに関する研究開発を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場・事業場での緑化を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替フロンを利用している業務用冷凍空調機器は、フロン回収破壊法に従って処分します。 	<p>広島未来エネルギー推進協議会²²</p> <p>緑地協定²³</p>

20コージェネレーションシステム：発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムだけでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションでは、最大80%程度までエネルギー利用効率を高めることが可能といわれている。

21消化ガス：下水汚泥の嫌気性処理で得られるメタンを主成分としたガス。

22広島未来エネルギー推進協議会：広島地域における産・学・官の連携を促進し、未来エネルギー関連分野の研究開発を通じて、新たな産業の創出や既存産業の高度化・多角化など、産業技術の強化を図るとともに、人類と地球環境とが真に共生する未来を創ることを目的として平成15年(2003年)11月に設立した協議会。

23緑地協定：都市計画区域の相当規模の一団の土地の所有者などの全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。

24代替フロン等3ガス：HFC(ハイドロフルオロカーボン)、PFC(パーフルオロカーボン)、SF6(六フッ化硫黄)の3つをいう。HFCのことを代替フロンといい、冷蔵庫などに使われていた「フロンガス」が、地球を取り巻くオゾン層を破壊し、皮膚がんを引き起こす有害な紫外線を増やすおそれがあることがわかったため、代わりに利用されるようになった。

25一酸化二窒素：温室効果ガス的一种。亜酸化窒素ともいう。物の燃焼や工業プロセス、窒素肥料の施肥などが発生原因であり、その温室効果は二酸化炭素の約310倍になると言われている。

2 オゾン層¹の保護

(1) 現状と課題

日本では、モントリオール議定書²に基づくオゾン層破壊物質の製造規制の実施により、ハロン³は平成5年(1993年)末をもって、CFC⁴、四塩化炭素等は平成7年(1995年)末をもって、臭化メチル⁵は検疫用途等を除き平成16年(2004年)末をもって生産が全廃されています。また、HCFC⁶は、平成31年(2019年)をもって消費が全廃されることになっています。

本市では、平成5年(1993年)にオゾン層保護対策取組方針を策定し、廃公用車からのフロン回収、市内4か所でのフロン濃度調査、市の施設・設備等の脱フロン化等を進め、平成7年(1995年)からは、一般廃棄物として回収した冷蔵庫、エアコンからのフロン回収を行ってきました。

その後、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」により業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器、カーエアコン等に含まれるフロン類の回収が義務付けられました。なお、カーエアコンについては、平成17年(2005年)から使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に引継がれています。

CFC等の主要なオゾン層破壊物質の生産は、平成7年(1995年)末をもって全廃されており、今後は、過去に生産され、冷蔵庫等に充填されているCFC等の回収・破壊を推進することが必要となっています。

(2) 基本方針

オゾン層の保護のため、フロンの回収・破壊を着実に進めます。

(3) 数値管理指標 (現在の状況を分析する数値)

(単位：ppb)

項 目		平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)
大気中の フロン濃度	CFC11	0.29	0.27	0.26	0.30
	CFC12	0.61	0.64	0.51	0.58
	CFC113	0.08	0.08	0.07	0.08

- 1 オゾン層**：地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。
- 2 モントリオール議定書**：国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置を定めたもの。昭和62年(1987年)に採択された。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで5段階にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われている。
- 3 ハロン**：主に消火剤として使用される。
- 4 CFC**：クロロフルオロカーボン。冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。
- 5 臭化メチル**：主に土壌くん蒸や農作物の検疫くん蒸に使用される。
- 6 HCFC**：ハイドロクロロフルオロカーボン。オゾン層破壊係数は、CFCより小さい。また、強力な温室効果ガスである。CFC同様、冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>① フロンの回収・破壊の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）による回収・破壊を推進します。（環境局） ○自動車リサイクル法のフロン類回収業者に対して、適正にフロン回収が行われるよう指導を行います。（環境局） <p>② フロンのモニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン回収等の取組を適正に実施するための基礎資料として、大気中のフロン濃度の調査を定期的の実施し、公開します。（社会局） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵庫やエアコンなどのフロン使用製品を廃棄するときは、法律に従い適正に処理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷蔵庫やエアコンなどのフロン使用製品を廃棄するときは、法律に従い適正に処理します。 ・ フロン類は、法律に従い、再資源化、解体又は破壊を行います。 	

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。

3 酸性雨¹の防止

(1) 現状と課題

酸性雨の原因は、石油などの化石燃料の燃焼に伴って大気中に排出される硫黄酸化物²や窒素酸化物³です。

酸性雨は、原因物質の発生源から数千キロメートルも離れた地域に影響を及ぼす国境を越えた広域的な現象であり、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響等が懸念されています。

また、酸性雨による影響は、長い期間を経て現れると考えられており、現在のような酸性雨が今後も降り続けば、将来、酸性雨による影響が顕在化するおそれがあります。

(2) 基本方針

酸性雨の防止のため、酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物の排出抑制のための取組を進めます。

(3) 数値管理指標（現在の状況を分析する数値）

項 目	平成 14 年度 (2002 年度)	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)
雨水の pH 平均値	4. 6 0	4. 5 3	4. 8 5	4. 6 9

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
① 大気汚染防止対策の推進 ・自動車、工場・事業場から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物の抑制を推進します。(環境局) ② 酸性雨のモニタリングの実施 ・酸性雨対策を適正に実施するための基礎資料として、酸性雨の調査を実施し、公開します。(社会局)	・自動車の使用を控えます。	・自動車の使用を控えます。 ・工場・事業場から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物を減らす取組を行います。	

- 1 酸性雨：狭義には pH5.6 以下の酸性の雨を指す。広義には、酸性霧や酸性雪も含めた湿性沈着全体をいう場合もある。さらに広義には、乾性沈着を含めた酸性降下物全体を指すこともある。また、ヨーロッパでは、二酸化硫黄 (SO₂)、オゾン (O₃) などの大気汚染総体について、代名詞的に「酸性雨（もしくは酸性降下物）」と呼ぶこともある。中性は pH7.0 であるが、大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和状態になった時に、pH5.6 を示すため、酸性雨は pH5.6 以下と定義づけられている。
- 2 硫黄酸化物：硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄 (SO)、三酸化二硫黄 (S₂O₃)、二酸化硫黄 (SO₂)、三酸化硫黄 (SO₃)、七酸化二硫黄 (S₂O₇)、四酸化硫黄 (SO₄) などがある。ソックス (SO_x) ともいう。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するとき、あるいは黄鉄鉱や黄銅鉱のような硫化物鉱物を焙焼するときには排出される。大気汚染物質としての硫黄酸化物は、二酸化硫黄、三酸化硫黄、及び三酸化硫黄が大気中の水分と結合して生じる硫酸ミストが主となる。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になる。
- 3 窒素酸化物：窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。通称ノックス (NO_x) ともいう。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素 (亜酸化窒素) は、温室効果ガスのひとつである。

4 国際協力の推進

(1) 現状と課題

本市は、中華人民共和国の重慶市と昭和61年(1986年)10月に友好都市提携を行い、環境保全交流を進め、また、アジア等の諸地域の都市問題解決に資するため、これらの地域からの研修員の受入れや国際協力機構⁴を通じた研修員の受入れを行っています。

国際機関等を通じた国際協力では、イクレイ(ICLEI・持続可能性をめざす自治体協議会)⁵に平成7年(1995年)に加入し、国境を越えて、世界の自治体間の共同研究やキャンペーンを実行し、国際機関等に働きかけています。

また、平成17年度(2005年)10月には、平成17年(2005年)5月にサンフランシスコ市で開催された世界環境デー式典において採択された都市環境協定に参加しました。

(2) 基本方針

地球温暖化の防止などの地球環境問題の解決のためには、世界各国・各都市が協力して取り組むことが必要であり、各国の都市との積極的な国際協力の推進に努めます。

(3) 数値管理指標 (現在の状況を分析する数値)

項目	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)
国際協力による研修員の受入れ人数(平成13年度(2001年度)からの累計)	4名	5名	8名	9名

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
① 環境保全技術の移転・交流 ・アジア地域等の各都市の都市環境問題解決のため、研修生を受け入れます。(環境局) ・友好都市から研修生を受け入れます。(環境局)	・国際的な環境に関するボランティア活動などに参加します。	・海外への技術者派遣や技術協力に取り組みます。	イクレイ(ICLEI) 都市環境協定 ⁶
② 国際機関等を通じた協力・連携 ・国際機関等を通じ、世界の各自治体との協力・連携を行います。(環境局)	・国際会議やシンポジウムに参加します。	・海外の企業・団体との人材交流を進めます。 ・国際会議やシンポジウムに参加します。	
③ 市民・事業者による国際協力等の促進 ・環境情報の提供や活動の支援の充実などにより、市民やNGO、事業者による国際協力や交流の促進に努めます。(環境局)			

協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

4 国際協力機構：JICA(Japan International Cooperation Agency)。開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とし、技術協力(ODA)等を行う。

5 イクレイ：「イクレイ(ICLEI)ー持続可能性をめざす自治体協議会」は、持続可能な開発を公約とした自治体及び自治体協会で構成された国際的な連合組織。平成2年(1990年)に43カ国200以上の地方自治体が集まりニューヨークの国際連合で行われた「持続可能な未来のための自治体世界会議」でInternational Council for Local Environmental Initiatives(国際環境自治体協議会)という名称で誕生した。

6 都市環境協定：平成17年(2005年)にサンフランシスコで開催された世界環境デー式典において、都市環境協定の調印式が行われた。都市環境協定は、エネルギー、廃棄物削減、都市デザイン、都市の自然、運輸、環境と健康、水という7つの環境項目をカバーしており、各市が実施できる21の具体的な活動が盛り込まれている。

第5節 市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む

1 環境情報の収集と提供

(1) 現状と課題

市民、事業者、行政、NPOが持続可能な社会に向けた取組を行うためには、環境に関わる情報が豊富に存在し、適正かつ十分に活用される必要があります。

本市では、各年度の本市の環境の状況、環境保全に関して講じた施策をまとめた「広島市の環境」を発行しているほか、各種環境に関する情報やデータを公表しています。今後も各主体が環境に関する情報提供力を強化し、情報の共有化を推進することが必要です。

(2) 基本方針

環境に関する幅広い情報を的確に収集し、それを市民等に分かりやすく提供するための取組を進めます。

(3) 数値管理指標（現在の状況を分析する数値）

項目	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)
環境に関する情報を十分得ていると思う市民の割合	—	—	—	—	※ 63.9%

※平成18年8月に実施した、環境に関する市民アンケートの結果

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
① 環境情報の収集 ・大気汚染や水質汚濁等に関する環境監視・測定システムの充実や、他の行政機関や団体等との連携などにより、広範な環境情報の継続的な収集や整理を推進します。（環境局）	・環境に関する情報を積極的に活用し、環境に配慮した行動を行います。	・環境に関する情報を積極的に活用し、環境に配慮した行動を行います。 ・自らの環境活動を環境報告書 ¹ としてまとめ、公表します。 ・製品やサービスに関する環境情報などを積極的に提供します。	
② 環境情報の提供 ・広島市の環境（広島市環境白書）の作成、各種啓発パンフレットやホームページの充実により、環境情報の提供を行います。（環境局） ・市民への分かりやすい環境情報の提供に努めます。（環境局）			
③ 環境情報の共有 ○一方向の情報提供だけでなく、情報に対する意見の募集や意見交換により、より良い情報提供に努めます。（環境局）			

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。

1 環境報告書：名称の如何を問わず、事業者が事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取組の体制、状況や製品等に係る環境配慮の状況等の事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書。

2 環境教育・環境学習の推進

(1) 現状と課題

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄や効率性、利便性の追及の結果として、温室効果ガス¹排出量や廃棄物の増加、身近な生き物の減少といった課題に直面しています。

こうした問題は、誰かが解決してくれるものではありません。日々の暮らしの中に深く関わり、私たち自身が、家庭で、地域で、職場の中で、問題解決に進んで取り組むことが大切であり、そのためにも、一人ひとりが環境とのかかわりについて理解し、具体的な行動に結びつけ、環境にやさしいライフスタイルへと転換することが重要です。

今後、学校、地域、職場、家庭などあらゆる場で、多様な主体により環境教育・環境学習を進め、身近な環境保全活動に自主的に取り組んでいくことが必要です。

(2) 基本方針

環境教育・環境学習が、学校等の公的な教育のみならず、NPOや企業など多様な主体により、子どもから高齢者まであらゆる世代に、地域の社会全体の環境に関する認識の向上を図り、自主的な環境保全活動の取組へと発展するような環境教育・環境学習を進めます。

(3) 定量目標及び数値管理指標

① 定量目標（市の施策の目標値）

項目	現況 (平成17年度(2005年度))	目標 (平成22年度(2010年年度))
環境サポーターの活動回数	122回/年	140回/年

② 数値管理指標（現在の状況を分析する数値）

項目	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)
環境に関する出前講座に参加した人数	3,611人	4,360人	8,843人	7,302人
公民館での環境学習グループ登録数	—	—	—	6グループ

1 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロオカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>① 環境教育・環境学習を支援する人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境サポーター養成講座やエコメイト広島リーダーの養成などを通じて人材の育成・確保を図ります。(環境局) ○市民、市民団体、事業者、学校、地域、行政など各主体のネットワーク化により人材の育成・確保に努めます。(環境局) <p>② 環境教育・環境学習の場や機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に関する学習等の場として、西部リサイクルプラザや中工場の環境情報等を提供する展示コーナーや公民館の活用を進めます。(環境局) 身近な生物の自然観察会など、野外で体験する環境学習を推進します。(環境局ほか) 地球温暖化対策など環境保全への理解と関心を高めるための啓発活動を行います。(環境局) <p>③ 環境学習のための環境情報の収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全・創造に関する年次報告書の作成などにより、環境情報の提供を行います。(環境局) ○ホームページにある環境学習プログラムを充実するとともに、利用者の評価による改善を進めます。(環境局) 環境家計簿の普及促進や各種パンフレット等の啓発用資料の充実に努めます。(環境局) <p>④ 学校における環境教育・環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会科、理科、家庭科等の各教科における取組に加え、総合的な学習の時間において、教科横断的・総合的な学習の実践を推進します。(教育委員会) ○環境問題の現状やその原因について単に知識として知っているということだけでなく、行動する人材を育てるため、体験的・問題解決的な学習を重視します。(教育委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境サポーター養成講座等や環境問題に関する講演会や講座など、環境学習に参加します。 環境学習の場を積極的に利用します。 自然とのふれあいを通じて環境学習を進めます。 自然観察、環境調査に参加します。 環境に関する情報を積極的に活用し、環境に配慮した行動を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民・行政などと連携し、環境教育・環境学習の場や機会、人材、ノウハウなどを提供します。 自然観察、環境調査に協力します。 自らの環境活動を環境報告書としてまとめ、公表します。 環境報告書やCSR⁴報告書等により環境情報の発信に努めます。 	<p>環境サポーター²</p> <p>エコメイト広島リーダー³</p>

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

2 環境サポーター：環境問題の基礎的知識の習得を目的とした環境サポーター養成講座を受講し、その修了生が、本市の環境行政に協力して活動するために市へ登録した人。環境サポーターは、地域において環境に配慮した行動を率先垂範し、環境に関する普及啓発を行う。

3 エコメイト広島リーダー：環境サポーター養成講座(基礎コース)の修了生のうち、ごみ問題などの地域の身近な環境問題に取組む中核的な人材となることを目的にした養成講座を修了した人。

4 CSR：Corporate Social Responsibility。企業の社会的責任。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動すべきであるとの考え方であり、法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>○学校全体で環境に配慮した行動を実践する環境学習を行います。(教育委員会)</p> <p>○出前環境講座を活用するなど、多様な人材を利用した環境教育・環境学習に努めます。(教育委員会)</p> <p>・教師のための研修制度や副読本等の学習教材の充実に努めます。(環境局、教育委員会)</p> <p>⑤ 家庭や地域、職場における環境教育・環境学習の推進</p> <p>・環境サポーター養成講座、出前環境講座、地球温暖化対策地域協議会などの取組を通じて環境教育・環境学習の推進に努めます。(環境局)</p> <p>・広島地球ウォッチングクラブなど、子どもを主体とした取組を行います。(環境局ほか)</p> <p>・公民館等の社会教育施設において、環境講座など環境問題解決のための学習会を実施します。(市民局)</p>	<p>・地域やグループでの環境学習に取り組みます。</p> <p>・広島地球ウォッチングクラブなどに参加します。</p>	<p>・社会教育の一環として環境教育を取り入れます。</p>	<p>出前環境講座⁵</p> <p>環境家計簿⁶</p> <p>広島地球ウォッチングクラブ⁷</p>

5 出前環境講座：ごみや生活排水などの身近な環境問題から地球環境問題まで、幅広い環境問題を一般市民に分かりやすく解説し、環境保全活動に取り組む知識や意欲を高めることを目的に、公民館、町内会、各種学校や企業の研修などに、市職員や環境サポーターを講師として派遣する事業。

6 環境家計簿：日々の生活において環境に与える行動や環境により影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。環境家計簿をつけることで、金銭では表せないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするもの。

7 広島地球ウォッチングクラブ：人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、地球環境に配慮した生活行動が実践できるよう、子どもたちを対象に地域の身近な活動を通じて環境学習を行い、環境保全意識の高揚を図る事業。

3 市民・事業者の自主的な環境保全活動の促進

(1) 現状と課題

環境問題への取組を効果的に行うには、市民、事業者、NPO、行政が自発的に環境保全活動に取り組むとともに、お互いの得意分野や他の主体には出来ない役割を理解した上で、協働・連携により互いに補い合い、活動の輪を広げることが必要です。

かつて、里山や水路等の管理が地域社会の共同事業として取り込まれ、それにより、地域の保全がなされてきました。地域社会に活力がある地域は、環境保全の取組も積極的に行われる傾向があります。

本市でも、各区の魅力づくり事業の中で、環境を保全する取組を行っており、今後も、地域社会が行う環境保全活動の取組を通じて、地域社会の活性化を進めていきます。

(2) 基本方針

市民、事業者等による自主的な環境保全活動と連携を促進するため、積極的な誘導、支援等の推進に努めます。

市民との協働により、地域の環境特性を利用した環境保全活動等を推進します。

(3) 定量目標及び数値管理指標

① 定量目標（市の施策の目標値）

項目	現況 (平成17年度(2005年度))	目標 平成22年度(2010年度)
ISO14001 ¹ やエコアクション21 ² を取得している事業所数	174事業所	274事業所

② 数値管理指標（現在の状況を分析する数値）

項目	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)
ひろしま情報a-ネットの環境保全の分野に登録されている団体数	31団体	34団体	53団体	53団体

- 1 ISO14001: ISO（国際標準化機構）が平成8年(1996年)に出した環境マネジメントシステム規格である。ISO14000シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。このシステム規格は品質システム規格（ISO9001）と同じように、PDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善が図ることを目指す。登録機関による外部監査を受けて、規格の要求事項を満たせば登録される。更新は3年ごとで、毎年定期審査を受けることになる。登録されることにより、登録機関のマーク及びJAB（日本適合性認定協会）の認定シンボルの使用が可能になり、対外的に環境経営をしていることが明確になり、社会的責任を果たしていることの評価及びグリーン調達上で優位性が高まることになる。
- 2 エコアクション21: 中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮ツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

(4) 施策の展開

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>① 市民・事業者の自主的な環境保全活動と連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者の自主的な活動機会に関する情報を提供し、また、市民・事業者の参加の機会の拡充に努めます。（環境局） 市民・事業者等の環境保全活動に対する表彰を行います。（環境局） 優れた環境保全活動の事例について市のホームページ等を通じての情報発信を行います。（環境局） <p>② 民間団体の環境保全活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動を行う民間団体の情報を一般市民に提供することにより、活動の輪の拡大と連携を支援します。（環境局） ○市民、NPO等との主体のパートナーシップの形成を図る「環境パートナーシップオフィス」の取組に協力するなど、環境保全活動を行う民間団体相互の連携の推進に努めます。（環境局） <p>③ 地域社会での協働による環境保全活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区の地域特性や資源（自然、環境、歴史、街並みなど）を生かし、区民の参画を得ながらまちづくり事業を実施します。（区） <p>④ 環境に配慮した事業活動の促進</p> <p>ア 環境管理手法の導入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省が提唱するエコアクション21への取組が促進されるよう、その普及に努めます。（環境局） ○ISO14001やエコアクション21の認証取得を建設工事競争入札参加資格の業者評価項目に追加するなど、環境管理手法の導入を推進する施策を進めます。（環境局） 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する地域の課題や意見、活動の取組などの情報発信を行います。 地域やグループでの環境保全活動に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ○区の魅力づくり事業に参加します。 <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した事業活動を行っている事業者への理解・関心を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動を通じて、蓄積している環境情報やノウハウを提供します。 地域の住民の一員として、地域の住民とともに地域の環境保全活動に取り組みます。 環境報告書³やCSR⁴報告書等により環境情報の発信に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ○区の魅力づくり事業に参加します。 <ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した製品やサービスの利用、提供に努めます。 	<p>区の魅力づくり事業⁵</p>

行政の取組、市民の取組、事業者の取組の各欄の○印は、計画改定により新たに加えた項目を示します。協働の仕組には、現行の主な事例を記載しています。

3 環境報告書：名称の如何を問わず、事業者が事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取組の体制、状況や製品等に係る環境配慮の状況等の事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書。

4 CSR：Corporate Social Responsibility。企業の社会的責任。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動すべきであるとの考え方であり、法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

5 区の魅力づくり事業：各区において、区民一人ひとりが自らの住む地域に誇りと愛着を持って生活でき、また、区民の自主的なまちづくり活動が活発に行われるよう、地域の人とともに、自然や歴史、町並みなどを生かした個性豊かな地域づくりを行う事業。

行政の取組	市民の取組	事業者の取組	協働の仕組
<p>イ 事業者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等が行う公害防止や低公害車の導入などの環境保全活動に対して、経済的支援を行います。（経済局） ・中小企業等の環境関連分野での新技術・新製品の研究開発に対し助成を行います。（経済局） ・市域の既存企業が保有する機械生産技術などの環境関連分野への転用や環境負荷を低減する技術等の導入を促進するため、技術指導相談・専門アドバイザーの派遣、技術者等を対象とした研究会・講習会、情報提供を行います。（経済局） <p>○環境報告書、環境会計⁶の導入など、事業者による環境情報の公表の取組を支援します。（環境局）</p> <p>⑤ グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した製品を選択し購入する「グリーン購入」⁹について市民・事業者へ分かりやすくPRし、取組の一層の促進を図ります。（環境局） 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷の少ない製品を使用するなど、環境に優しいライフスタイルを実践します。 <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動のあらゆる段階において、環境への影響の把握・評価、その結果の公表に努め、環境への負荷を低減します。 ・環境報告書、環境会計などの導入を検討します。 ・グリーン購入に努めます。 	<p>環境保全資金融資制度⁷</p> <p>新技術・産学官共同研究開発補助⁸</p>

6 **環境会計**：企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定し、伝達する仕組み。

7 **環境保全資金融資制度**：市内の中小企業者及び組合に対して、その事業活動に伴って生じる公害を防止するための施設や地球環境の保全に資する設備の設置等に必要な資金を融資する制度。

8 **新技術・産学官共同研究開発補助**：市内に事業所・工場を有する中小企業等が大学等と共同で、又は単独で行う新技術・新製品の研究開発を対象として、その経費の一部を補助する制度。

9 **グリーン購入**：製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷の少ないものを優先的に購入すること。

4 市の率先取組の推進

(1) 現状と課題

本市は、大規模な事業者・消費者としての立場から、地球温暖化対策など環境保全のための行動を自ら率先して実行するため、広島市役所環境保全実行計画を策定し、市のすべての職場において、省エネルギー・省資源の推進、ごみの減量化・リサイクルの推進などに取り組んでいます。

また、広島市役所環境保全実行計画による取組をさらに推進するため、環境マネジメントシステムの国際規格である I S O 14001¹の認証を、平成 1 3 年度(2001年度)に安佐北工場で取得し、その後、平成 1 5 年度(2003年度)に本庁舎、平成 1 7 年度(2005年度)に区役所で取得しました。

(2) 基本方針

本市は、事業者、消費者という立場から、市民・事業者に率先して環境負荷の低減に向けた取組を行います。

(3) 定量目標及び数値管理指標

① 定量目標 (市の施策の目標値)

項 目	現 況 (平成 17 年度(2005 年度))	目 標 (平成 22 年度(2010 年度))
広島市役所環境保全実行計画に掲げる数値目標の達成状況	2 9 % (4 項目/1 4 項目)	全項目達成

② 数値管理指標 (現在の状況を分析する数値)

項 目	平成 1 4 年度 (2002 年度)	平成 1 5 年度 (2003 年度)	平成 1 6 年度 (2004 年度)	平成 1 7 年度 (2005 年度)
広島市役所庁舎 I S O 14001 の環境目標の達成率	—	7 9 % (22 項目/28 項目)	8 6 % (24 項目/28 項目)	7 7 % (20 項目/26 項目)

(4) 施策と主な取組

施 策	主な取り組み
① 広島市役所環境保全実行計画の推進	・省資源・省エネルギーの推進、ごみの減量化・リサイクルの推進などについて、具体的な行動目標などを掲げる広島市役所環境保全実行計画に基づき、環境保全活動を積極的に推進します。(全ての部局)
② 環境マネジメントシステム(I S O 14001)の推進	・環境マネジメントシステムを的確に運用し、継続的に改善しながら、環境負荷の低減を図ります。(全ての部局)
③ グリーン購入の推進	・広島市役所グリーン購入方針に基づき、環境に配慮した製品の購入を推進します。(全ての部局)

¹ I S O 14001:ISO (国際標準化機構) が平成 8 年(1996年)に出した環境マネジメントシステム規格である。ISO14000 シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。このシステム規格は品質システム規格(ISO9001)と同じように、PDCA サイクルを回すことによって継続的な環境改善を図ることを目指す。登録機関による外部監査を受けて、規格の要求事項を満たせば登録される。更新は 3 年ごとで、毎年定期審査を受けることになる。登録されることにより、登録機関のマーク及び JAB(日本適合性認定協会)の認定シンボルの使用が可能になり、対外的に環境経営をしていることが明確になり、社会的責任を果たしていることの評価及びグリーン調達上で優位性が高まることになる。

第4章 重点的取組

現在、世界人口の大半は都市に暮らしており、都市居住者が世界の天然資源の75%を消費し、廃棄物の大半を生み出しています。都市は地球環境に巨大な影響を及ぼしており、私たちの地球を次世代につなげていくためには、それぞれの都市が持続可能な社会の実現に向けて最善の努力をすることが必要です。

この問題解決のためには、既存の社会システムから脱却し、資源とエネルギーの大量消費に依存しない新しい循環型の社会を構築していくことが求められています。

本市は、平成17年(2005年)10月、各都市共通の環境問題の解決に向けて共通の目標に取り組むことを目的とした都市環境協定に参加し、世界の各都市とともに、市民生活を支えるより良き都市環境を形成しようとしています。

本市として、持続可能な社会の実現のために、ゼロエミッションシティ広島の推進と地球温暖化対策の推進を本計画での重点的取組として掲げます。

1 ゼロエミッションシティ広島の推進

人類が20世紀に入って高度に展開させてきた、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、私たちに大きな恩恵をもたらしてきましたが、一方で、物質循環の輪を断ち、その健全な循環を阻害するという側面も有しています。このような社会経済の循環システムは、私たちの生存基盤たる環境に対して負荷を与え続けてきました。

社会経済活動の規模が小さく、環境に与える負荷が自然の環境を大きく損なうことがない間は、私たちは、その深刻さを真摯に受け止めることができなかつたと言えますが、現在では、このような社会経済システムにより加えられる環境への負荷が大きくなり、これまでのような社会経済活動のあり方そのものが限界を迎えているのではないかと、との認識が共有されつつあります。

本市では、昭和40年代(1965年～1974年)の高度成長期に、「消費は美德」といった風潮の中で、ごみの発生量が急激に増加しました。こうした中で、昭和50年(1975年)に「ごみ非常事態宣言」を発表し、翌年から全国に先駆けて5種類分別収集を実施するなど、市民の協力のもとにごみの減量、リサイクルに努めてきました。

しかしながら、生産、消費の拡大やライフスタイルの多様化、消費者意識の変化等とともに、ごみの発生は年々増加し、本市がごみ処理に要する経費もそれに伴い増加しました。また、こうした状況が続けば、天然資源の枯渇や自然環境の破壊など深刻な問題を進行させることとなります。

こうした問題を解決するために、平成16年度(2004年度)に「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム～110万人のごみゼロ宣言」を策定しました。

この中で、家庭ごみ減量対策としては、平成16年度(2004年度)に容器包装プラスチックのリサイクルを開始し、従来の「燃やせないごみ」を「不燃ごみ」「リサイクルプラ」「その他プラ」の3種類に分別しました。その結果、家庭からの不燃ごみで埋立処理される量は、対前年度比で約8割減少しました。

事業ごみ減量対策としては、再生可能な事業系紙ごみの焼却施設への搬入規制を平成16年度(2004年度)から実施し、さらに、平成17年(2005年)10月には、事業ごみの有料指定袋制度を導入しました。

今後とも、ごみ減量とリサイクルを推進していくためには、排出者だけでなく、生産者もその責任と役割を果たす必要があります。

本市は、生産、流通から消費の過程で生じるすべての廃棄物の発生の抑制と循環利用を促進するゼロエミッションシティを目指します。

2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる地球規模での重要な環境問題であり、世界的な取組が必要です。

また、地球温暖化は、人の活動による石油等の化石燃料の燃焼に起因するエネルギー問題であるといえます。

現在は、石油に依存した社会ですが、その石油が入手困難になれば、石油価格は高騰し、石油を使わないライフスタイルへ転換するとともに、再生可能なエネルギーを使用する社会へ転換せざるを得ません。地球温暖化対策は、このような視点も必要です。

本市域からの温室効果ガスの排出量は、平成16年度(2004年度)は、基準年度の平成2年度(1990年度)に比べ、産業部門からの量は大きく減少していますが、家庭、オフィス等からなる民生部門からの量は増加しています。これは、世帯数の増加、世帯当たりの家電製品機器保有率の増加や大型化、高付加価値化の進展、また、オフィス等の床面積の増加等が原因であり、家庭やオフィス等のエネルギーの削減が課題となっています。

このため、本市では、平成15年(2003年)5月に、広島市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、本市域からの温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。また、市民、事業者、行政が連携して、温室効果ガス排出量の削減に向けて必要な事項を協議し、地球温暖化対策への取組を推進することを目的に、広島市地球温暖化対策地域協議会を設立しており、この協議会を中心に、家庭からの二酸化炭素排出量の削減を目指した取組を行っています。

特に、家庭を対象とした省エネ診断事業では、平成16年度(2004年度)は87世帯、平成17年度(2005年度)は210世帯、平成18年度(2006年度)には250世帯が、家庭からの二酸化炭素排出量の10%削減を目指して、月々の電気、ガス、水道、灯油、ガソリンの使用量の削減に取り組んでいます。この取組から得られた様々な知見を踏まえ、分かりやすい二酸化炭素削減の手法の普及促進をはかり、より多くの世帯で実施できるようにすることが必要です。

こうした個々の市民生活のあり様を変え、できるだけ再生可能なエネルギーを使用することが、よりよき都市環境をつくり、地球の環境を守る社会を構築することにつながります。

本市は、市民が自ら地球環境を考える都市を目指します。

第5章 環境配慮指針

第1節 地域別環境配慮指針

本市域内の各地域は、自然条件や土地利用の状況が異なっており、今後推進すべき環境づくりのあり方も一様ではないことから、地域の環境特性に応じた、よりきめ細かい環境への配慮指針を作成する必要があります。

このため、各地域の環境特性を踏まえて、その地域での環境づくりの方向性と主要な取組の内容を示します。

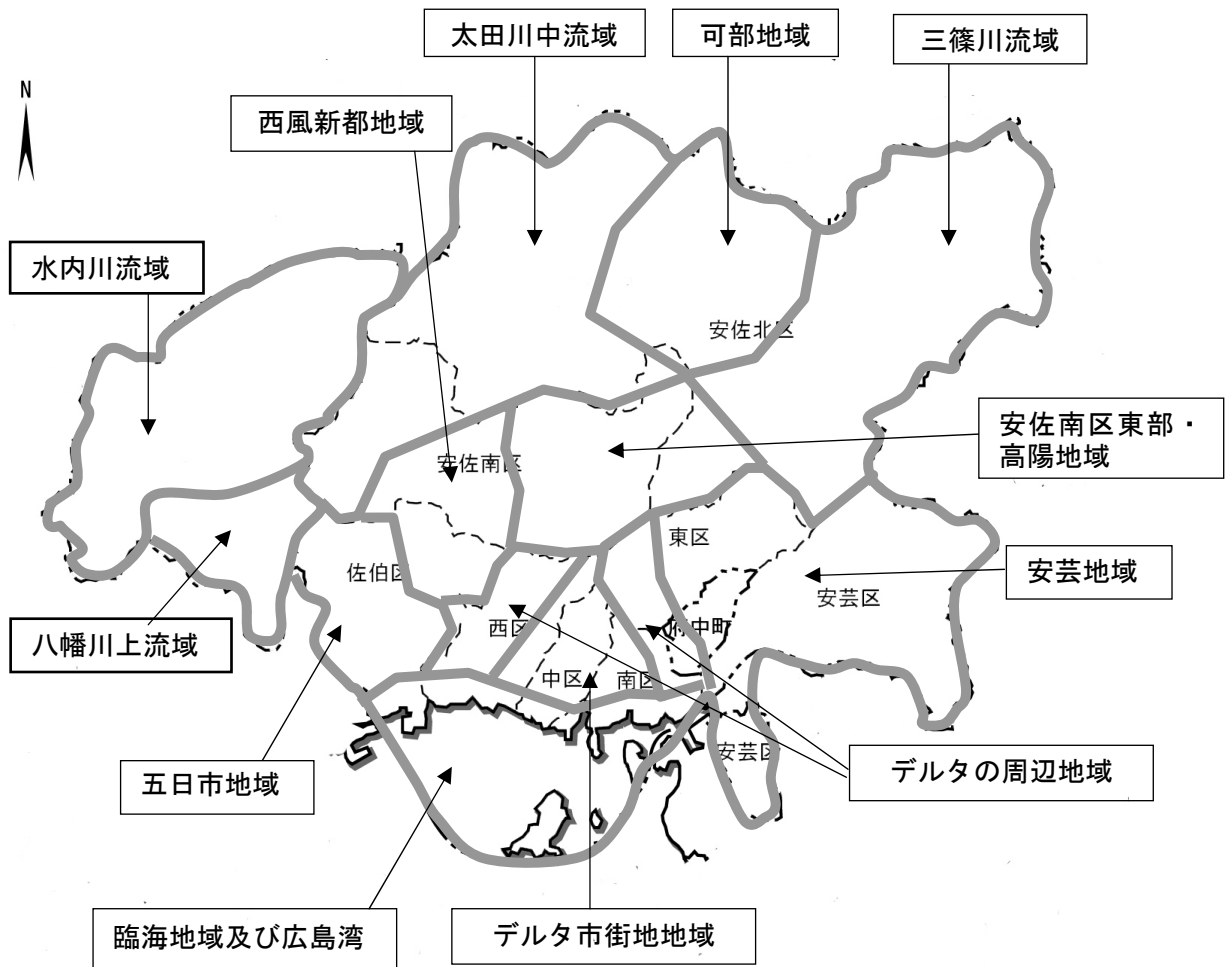
1 地域区分の考え方

地域区分に当たっては、自然環境、土地利用、人と環境との関わり及び環境単位としてある程度まとまりを持つ地域(特に周辺部に見られる流域を基本とした単位)であることなどを勘案し、12地域に区分します。

地域区分	対象範囲
(1)デルタ市街地地域	○太田川放水路と旧太田川(本川)の分派点を北端とし、北西側を放水路～山陽本線、北東側を旧太田川～京橋川～山陽本線、南側を概ね臨海部の工業系用途地域の北側までとするほぼ三角形の範囲
(2)デルタの周辺地域	○西区、東区、山陽本線の北側及び南区青崎地区・安芸区船越地区の県道広島海田線の北側で、第1尾根までの区域 ○東区西部地区
(3)臨海地域及び広島湾	○概ね(西から)国道2号～概ね臨海部の工業系用途地域～県道広島海田線(青崎、船越)及び国道31号より海側の区域
(4)安佐南区東部・高陽地域	○安佐南区祇園地区、安古市地区及び佐東地区 ○安佐北区高陽地区のうち深川町、狩留家町、小河原町及び上深川町を除いた区域
(5)西風新都地域	○西風新都の計画区域 ○安佐南区沼田町の奥畑地区(西風新都の計画区域外)
(6)可部地域	○安佐北区可部町の勝木地区の一部、今井田地区を除いた区域
(7)太田川中流域	○安佐南区沼田町の阿戸・吉山地区 ○安佐北区安佐町 ○安佐北区可部町の勝木・今井田地区
(8)三篠川流域	○安佐北区白木町 ○安佐北区深川町、狩留家町、小河原及び上深川町
(9)安芸地域	○東区東部地区 ○安芸区のうち、船越地区及び矢野地区の国道31号より海側の区域を除いた区域
(10)五日市地域	○佐伯区のうち、西風新都の計画区域、杉並台、湯来町及び国道2号より海側の区域を除いた区域
(11)水内川流域	○佐伯区湯来町の太田川及び水内川の流域部
(12)八幡川上流域	○佐伯区杉並台 ○佐伯区湯来町のうち、太田川及び水内川の流域を除いた区域

(地域区分図は次ページのとおり)

地域区分図



2 地域別の概況、環境づくりの方向

(1) デルタ市街地地域

<環境特性>

～高密度な都心の中に、水や緑、生き物、歴史的資源などの環境資源が散在している地域～

○ 自然環境

- ・太田川から分流した6本の河川が市街地を流れ、デルタを形成しています。
- ・比治山や黄金山などには自然林が残存し、デルタが未発達であったころの名残をとどめています。
- ・中心部の中央公園、縮景園、平和記念公園などでは、植栽された樹木が生長し、落ちついた環境となっており、昆虫などの小動物の生息場所や移動途中の渡り鳥の休息場所となっています。
- ・太田川放水路には貴重な塩生植物群落があり、干潟には多様な生物が生息しています。

○ 生活環境（地球環境含む）

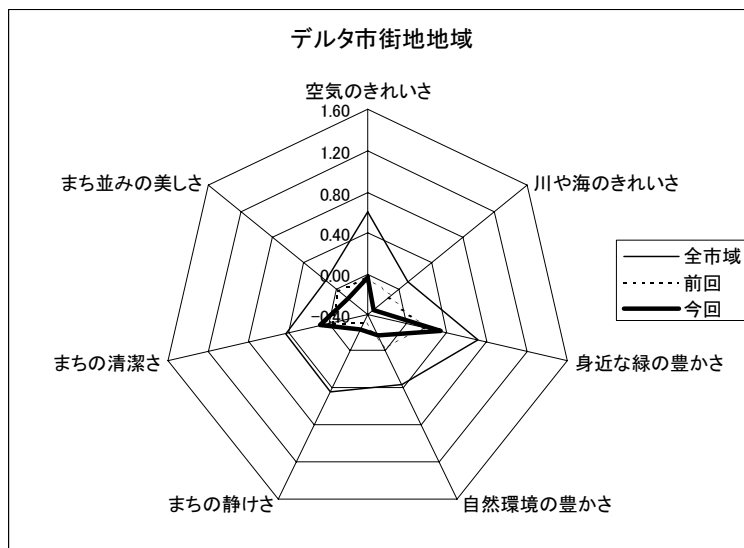
- ・商工業地区が多く、他地域に比べ昼間人口が多く、人口密度が高いです。
- ・一極集中化が進んでおり、昼間に地域外から自動車が大量に流入してくるため、幹線道路などの沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きいです。
- ・デルタ地帯を流れる6河川のいずれも環境基準(BOD)を達成しており、良好な水質が保たれています。
- ・密度の高い都市活動のため、ヒートアイランド現象が起こり、また廃棄物の排出量も多いです。

○ 快適環境

- ・世界遺産である原爆ドームのある平和記念公園は、市民の憩いの場であるとともに、市外からも多くの人々が来訪しています。また、中央公園や広島城等と近接しており、一体的なアメニティ空間を織り成しています。平和大通りには、大きな街路樹空間があり、美しい都市景観を形成しています。
- ・比治山公園は、緑地が豊富で文化的施設が立地し、都心を一望できる高台となっており、憩いの場として市民に利用されています。
- ・元安川などの親水機能を持った護岸は、憩いの場所として市民に利用されています。
- ・太田川の河川敷は、身近な水辺空間を形成し、レクリエーションの場として利用されています。
- ・広島城跡、頼山陽居室、白神社の岩礁等の多くの史跡が存在し、縮景園は、名勝に指定されています。また、草津地区には、古い街並みが見られます。

○ 周辺環境への満足度

- ・川や海のきれいさ、自然環境の豊かさ、まちの静かさなどの満足度が低いです。
- ・総合評価でみると広島市全域に比べて非常に低く、全12地域の中で最も満足度が低いです。
- ・前回調査(平成11年度(1999年度)実施)との比較では、身近な緑の豊かさ、まちの清潔さの満足度が高くなり、川や海のきれいさ、自然環境の豊かさ満足度が低下しています。



総合評価

区分	前回	今回
デルタ市街地地域	0.22 (295)	0.16 (189)
広島市全域	0.38 (1,204)	0.50 (891)

()は、回答数を示します。

※ 「周辺環境への満足度」は、環境基本計画策定のための基礎資料を得るため、平成18年(2006年)8月に実施した「環境に関する市民アンケート調査」の結果を踏まえたものです。(なお、前回調査は、平成11年(1999年)11月に実施)

このアンケート調査の中に、アンケート回答者の居住地域周辺環境(空気きれいさ、川や海のきれいさ、身近な緑の豊かさ、自然環境の豊かさ、まちの静けさ、まちの清潔さ、まち並みの美しさ、総合評価の8項目)に対する満足度を問う設問があります。

それぞれの項目の選択肢が「満足」、「やや満足」、「どちらでもない」、「やや不満」、「不満」の5つ設定されており、「満足」=2、「やや満足」=1、「どちらでもない」=0、「やや不満」=-1、「不満」=-2とした加重平均によって得た値を周辺環境への満足度として捕らえています。

(2)以降の地域でも、同様です。

＜基本方向＞

～自然がとけ込んだ、やわらかい都心空間の形成を目指す～

- ・ 水や緑、生き物などの自然と、高密度な都市活動・都市居住が共存した、快適で、環境に優しい都心づくりを目指します。

＜施策展開の指針＞

○ 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

- ・ 鳥・虫・魚などの生物に出会えるよう、緑や水辺について、その保全や連続性を視野に入れた適正な整備に努めます。

○ 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

- ・ 自動車による大気汚染等の防止のため、既存交通の改善・機能強化による公共交通機関の充実や交通需要マネジメント施策の推進により地域内へ流入する自動車交通量の削減に努めます。また、低公害車等の導入を促進します。
- ・ 河川の水面清掃やしゅんせつ等により水質浄化に取り組みます。
- ・ 河岸緑地等を利用した自転車・歩行者空間の計画的な整備を推進します。

○ 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす

- ・ アメニティ性を高めるとともにヒートアイランド現象の抑制を図るため、緑の保全と緑化の推進に取り組みます。
- ・ デルタを流れる河川について、親水機能を持った護岸整備など良好な水辺空間の形成を図ります。
- ・ 住環境の中に積極的に川や海の水辺を位置付けるリバーフロント住宅の建設促進など、周辺の街並みや自然環境と調和した美しい街並みの形成を図ります。
- ・ 世界遺産として登録された原爆ドームなどの文化財を生かした魅力あるまちづくりを進めます。

○ 地球環境の保全に積極的に貢献する

- ・ オフィスなどの省エネや地域冷暖房等の導入を促進します。

(2) デルタの周辺地域

<環境特性>

～都心を囲む風情豊かな北部の緑の高台と、南部の住宅地からなる、都心デルタの周辺地域～

○ 自然環境

- ・デルタを取り囲む山は、都心部周辺の緑の高台となっており、都心の緑地に野生生物が移動する中継的な役割を担うと考えられます。
- ・二葉山緑地、牛田緑地、浅野山緑地及び三滝緑地には原生的自然林が残されています。
- ・特に、二葉山には、シリブカガシが優先する常緑広葉樹林が発達しています。

○ 生活環境（地球環境含む）

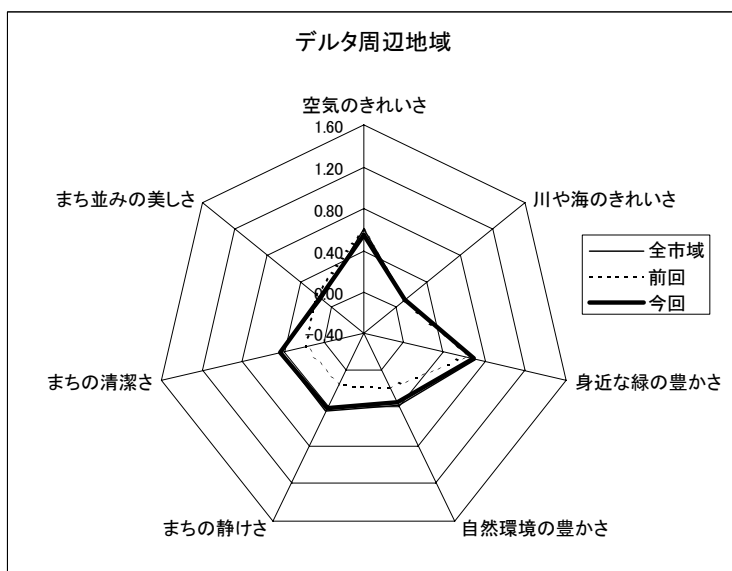
- ・幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きいです。
- ・北部の緑の高台が、都心へ流入する大気の浄化機能を担っていると考えられます。
- ・府中大川は、環境基準（BOD）を達成しています。
- ・大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって、交通渋滞が発生しています。

○ 快適環境

- ・牛田地域の不動院金堂は国宝に、また、二葉山麓の國前寺は国の重要文化財に、広島東照宮は市の文化財に指定されています。
- ・不動院から東山町の才蔵寺に至る歴史の散歩道には、由緒ある神社・仏閣が連なり、歴史的資源が豊富です。
- ・牛田緑地は、都心に近接しながらも豊かな緑に恵まれ、身近なハイキングの場として、また、野鳥観察の場として市民に利用されています。
- ・牛田山の南斜面には、史跡である牛田の弥生時代の墳墓が存在しています。
- ・鈴が峰憩いの森及び鬼が城緑地は憩いの場として、大茶臼山は野鳥の観察の場として市民に利用されています。
- ・南部を中心とする住宅地においては、法面の緑地などいくらか樹林地が残っています。
- ・太田川流域は、野鳥の飛来地域となっており、市民の野鳥観察の場となっています。

○ 周辺環境への満足度

- ・広島市全域の満足度とほぼ同等であり、平均的な地域と言えます。
- ・総合評価は、広島市全域とほぼ同じ数値であり、平均的満足度です。
- ・前回調査(平成11年度(1999年度)実施)との比較では、自然環境の豊かさ、まちの静けさ、まちの清潔さの満足度が高くなっています。



総合評価

区分	前回	今回
デルタの周辺地域	0.38 (193)	0.46 (158)
広島市全域	0.38 (1,204)	0.50 (891)

()は、回答数を示します。

<基本方向>

～北部の緑の高台を保全・活用するとともに、南部の住宅地の緑化を促進する～

- ・デルタの三方を囲む緑の高台を保全・活用し、緑を活かした豊かな環境をつくりだしていきます。

<施策展開の指針>

- 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する
 - ・生物の多様性の確保に資するよう、北部の緑の高台を中心に、緑や水辺について、その保全や適正な整備に努めます。
- 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する
 - ・自動車による大気汚染等の防止のため、既存交通の改善・機能強化など公共交通機関の充実や交通需要マネジメント施策の推進により自動車交通量の削減に努めるとともに、交通渋滞解消のための適切な道路整備に努めます。また、低公害車等の導入を促進します。
- 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす
 - ・北部の緑の高台について、遊歩道や眺望点の整備など、緑や歴史的資源に親しむ環境づくりを進めます。また、良好な自然環境を形成している樹林地などの保全に取り組みます。
 - ・斜面市街地においては、市街地内に残された樹林地は極力保存するとともに、法面の緑の回復等に努めます。
 - ・緑豊かな丘陵地の自然環境や地区特性を生かすグリーンフロント住宅の建設を促進するなど、周辺の街並みや自然環境と調和した美しい街並みの形成を図ります。
- 地球環境の保全に積極的に貢献する
 - ・斜面市街地の住宅等への太陽光発電等の導入を促進します。

(3) 臨海地域及び広島湾

<環境特性>

～工場等の非住居系用途で占められた湾奥の海辺と自然の残る島しょ部の海辺のある地域～

○ 自然環境

- ・地先地域は、埋立てが進み、自然海岸、藻場及び干潟が消失しています。
- ・似島などの島しょ部の一部には、自然海岸が残っています。
- ・元宇品には、広島県内でも有数の常緑広葉樹林がみられ、これに依存する動物相も豊かです。
- ・八幡川河口の干潟は、西半分が埋立てによって失われたものの、全国的にも有名な水鳥の飛来地です。

○ 生活環境（地球環境含む）

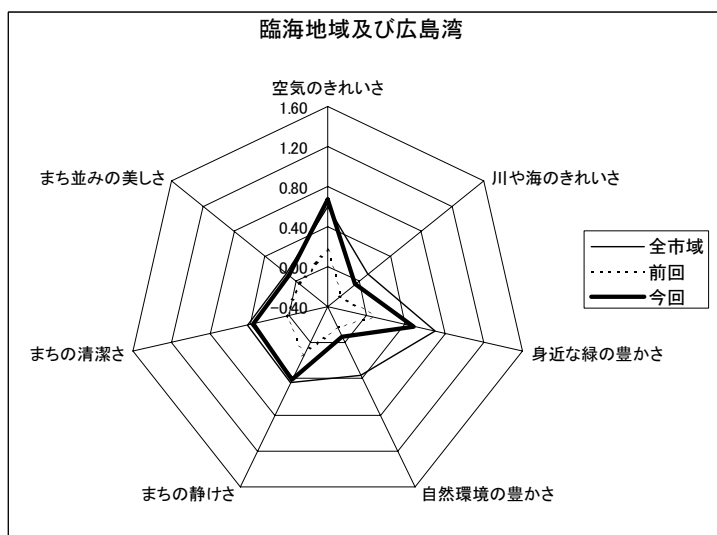
- ・広島湾は、牡蠣の養殖を主とした漁業が盛んに営まれています。
- ・広島湾に面する地域は、工場地帯としてエネルギーの消費量も多く、また、排出される温室効果ガス及び廃棄物が多い。また流通拠点であるため、自動車による大気汚染、騒音が問題となっています。
- ・広島湾は、一部水域を除き、環境基準(COD)を達成していません。
- ・広島西飛行場付近は、航空機騒音の影響があるが、環境基準は達成しています。

○ 快適環境

- ・瀬戸内海に浮かぶ島々は美しい景観を形成しており、また、広島湾、似島、元宇品などは、瀬戸内海国立公園に指定されています。
- ・元宇品は、海にふれあえる場、自然林散策の場として市民に利用されています。
- ・八幡川河口の干潟は、野鳥の観察の場として市民に利用されています。
- ・似島は、親水機能をもった自然海岸が存在し、釣りやハイキングの場として利用されています。
- ・江波山公園は憩いの場として、広島湾は釣りの場として、利用されています。
- ・江波山公園内にあるヒロシマエバヤマザクラは天然記念物に指定されています。
- ・自然海岸や人が海にふれあえる空間が少ないです。

○ 周辺環境への満足度

- ・川や海のきれいさ、自然環境の豊かさの満足度が低いですが、他の項目は、広島市全域の満足度とほぼ同様です。
- ・総合評価でみると広島市全域とほぼ同様な水準となっています。
- ・前回調査(平成11年度(1999年度)実施)との比較では、全項目で満足度が高くなっています。



総合評価

区分	前回	今回
臨海地域及び広島湾	0.28 (71)	0.49 (69)
広島市全域	0.38 (1,204)	0.50 (891)

() は、回答数を示します。

<基本方向>

～水や生き物とふれあえる、開かれた水辺空間の形成を目指す～

- ・市民が容易に近づき、楽しむことができる、豊かな生態系が確保された海辺を形成します。

<施策展開の指針>

○ 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

- ・元宇品の自然林をはじめとした、島しょ部などの山林を保全します。また、散策路や眺望点の整備などによって、島しょ部などの山林の自然の活用を図ります。
- ・元宇品、似島等の残された貴重な自然海岸の保全や修景、干潟・藻場の保全に努めます。また、海岸の改修に当たっては、自然素材や、生態系へ配慮した工法や技術を採用するように努めます。
- ・潮干狩りや釣り、海水浴、マリンレジャーなど、市民が安全で手軽に水と親しめる場や機会確保のための取組を進めます。

○ 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

- ・当地域に集積している工場等による大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止のため、工場等への規制・指導を行うほか、樹木による大気の浄化を図るため、工場周辺の緑化を促進します。
- ・港湾の水面清掃やしゅんせつ等により水質浄化に努めます。
- ・広島西飛行場周辺住民の良好な生活環境を保全するため、住宅や私立学校の防音工事等に対する助成を行います。
- ・物流の効率化のため、荷捌き施設や共同集配のためのシステムの整備等を促進します。

○ 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす

- ・臨海部の開発においては、まとまった緑を確保していくよう配慮します。
- ・宇品・出島地区、五日市地区において親水護岸や親水緑地、野鳥園等の整備を促進します。
- ・太田川の河口地域において住環境の中に積極的に川や海の水辺を位置付けるリバーフロント住宅の建設を促進するなど、周辺の街並みや自然環境と調和した美しい街並みの形成を図ります。

○ 地球環境の保全に積極的に貢献する

- ・工場等へのコージェネレーション等の導入を促進します。

(4) 安佐南区東部・高陽地域

<環境特性>

～市街地に残る自然の保全と、市街化の過程で失われた自然の回復が望まれる地域～

○ 自然環境

- ・山地部は、住宅団地の造成により、山林が減少していますが、ギフチョウなどの希少生物の生息域となっています。
- ・太田川が地域の中心を流れ、多様な生物の生息の場となっています。
- ・荒谷山国有林など良好な自然林もあるが、植林も多いです。

○ 生活環境（地球環境含む）

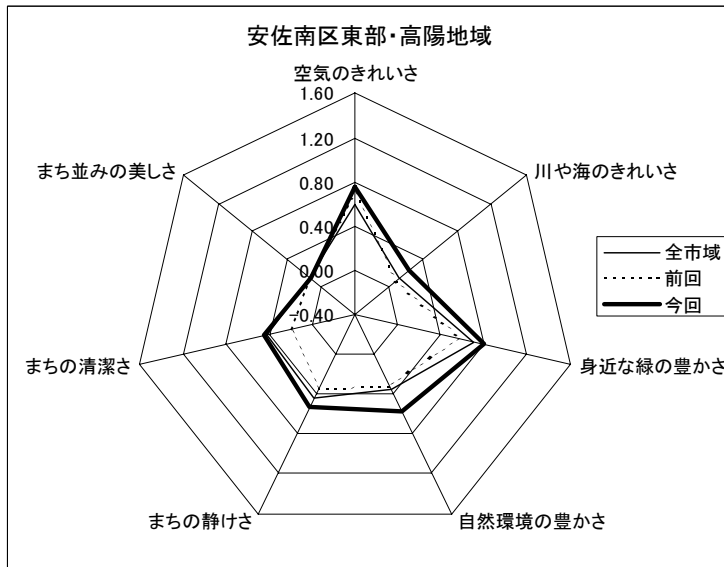
- ・高陽地区は、大規模な住宅団地が開発され、商業・業務機能等の集積が進んでいます。
- ・祇園地区は、比較的古くからの住工混在地区であり、また、アストラムライン、JR 可部線、国道 54 号が南北に走り、山陽自動車道が東西に横切る、交通の要所として機能している地域です。
- ・広島インターチェンジ周辺は、郊外型の大規模店舗などの集積が著しいです。
- ・アストラムライン沿線の平地部などでは、住宅建設が活発に行われています。
- ・幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きいです。
- ・大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって交通渋滞が発生しています。
- ・安川及び古川は、環境基準(BOD)を達成しています。

○ 快適環境

- ・武田山から太田川を横切り高陽地区にかけて中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されています。
- ・太田川や三篠川は水遊びや釣りの場として、武田山及び権現山はハイキング、野鳥の観察の場として利用されています。
- ・武田山の銀山城跡、西願寺山墳墓群、中小田古墳群などが史跡に指定されています。
- ・長束の蓮華マツ、温井八幡の乳下りイチョウなどが天然記念物に指定されており、貴重な植生が多く存在します。

○ 周辺環境への満足度

- ・広島市全域の満足度とほぼ同等であり、平均的な地域といえます。
- ・総合評価でみると、広島市全域より、やや高い満足度を示しています。
- ・前回調査(平成 11 年度(1999年度)実施)との比較では、自然環境の豊かさ、まちの清潔さなどで満足度が高くなっています。



<基本方向>

～自然環境の保全・回復と、ふれあいの場の形成を目指す～

- ・残された自然の保全と、急速な市街化の過程で失われた自然の回復を図り、市民の自然とのふれあいの場を増やします。

<施策展開の指針>

- **自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する**
 - ・鳥や水生生物などが生息・生育できるよう、古川、安川等の水辺の整備を促進します。
 - ・憩の森やハイキングコースの整備を行い、その利用促進を図ります。
- **健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する**
 - ・自動車による大気汚染等の防止のため、既存交通の改善・機能強化による公共交通機関の充実や交通需要マネジメント施策の推進により自動車交通量の削減に努めるとともに、交通渋滞解消のための適切な道路整備を進めます。また、低公害車等の導入を促進します。
- **潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす**
 - ・市街地に残された樹林地は極力保全するとともに、住宅団地等の法面の緑の回復を進めます。また、低地部市街地において、公有地の緑化を進めるとともに、住宅地等の民有地の緑化を促進します。
 - ・太田川緑地、古川水鳥緑道など自然を生かしたレクリエーション空間の整備を進め、その利用促進を図ります。
 - ・周辺の街並みや自然環境と調和した美しい街並みの形成を図ります。
- **地球環境の保全に積極的に貢献する**
 - ・住宅等への太陽光発電等の導入を促進します。

(5) 西風新都地域

＜環境特性＞

～自然環境等と調和した計画的な都市づくりが進む地域～

○ 自然環境

- ・広域的な都市建設が進められており、山林が大きく減少しています。
- ・大規模な地形改変に伴い、水源かん養機能の低下が懸念されます。
- ・山麓は、ギフチョウなど希少生物の生息域となっていますが、開発事業による生息地の分断が進んでいます。

○ 生活環境（地球環境含む）

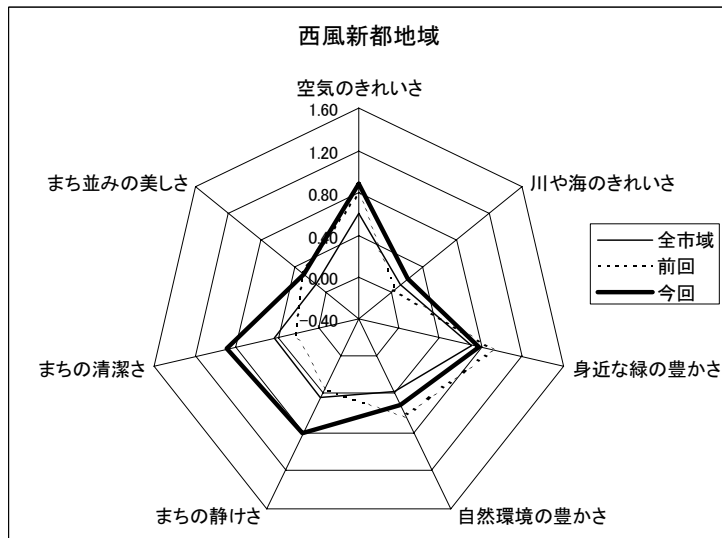
- ・都心部の一極集中を避けるために、職住近接を目指した都市づくりの過程にあります。
- ・幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きいです。

○ 快適環境

- ・大茶臼山から窓ヶ山にかけて中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されています。
- ・奥畑川では、地元住民によるホタルの保護が図られています。
- ・神原のシダレザクラは、天然記念物に指定されています。
- ・臼山八幡神社には、貴重な巨樹群落が見られます。
- ・都市景観に配慮された建物配置、土地利用が図られています。また、一部の住宅地では電線が地中化されています。

○ 周辺環境への満足度

- ・空気のきれいさ、まちの静かさ、まちの清潔さの満足度が高いです。
- ・総合評価でも、広島市全域より高い満足度を示しています。
- ・前回調査(平成11年度(1999年度)実施)との比較では、まちの静かさ、まちの清潔さの満足度が高くなっています。



総合評価

区分	前回	今回
西風新都地域	0.44 (27)	0.77 (36)
広島市全域	0.38 (1,204)	0.50 (891)

()は、回答数を示します。

＜基本方向＞

～環境と共生した新しい都市の整備を目指し、広島市の環境づくりの先導的役割を果たす～

- ・自然の保全、快適な環境の創造及び環境に調和した都市システムづくりに取り組むことにより、広島市における環境づくりの先導的な役割を果たします。

＜施策展開の指針＞

○ 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

- ・生活の中で水、緑、土、生き物にふれあえるよう、水遊びができる場所の整備や市街地背後の山林の活用を進めます。

○ 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

- ・自動車による大気汚染等の防止のため、公共交通機関の充実等により自動車交通量の削減に努めます。また、低公害車等の導入を促進します。

○ 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす

- ・山林部の開発に当たっては、隣接する樹林の緑を住宅地の中に隣接させ、緑と市街地との融合を図ります。
- ・河川の親水性の確保、潤いある水辺空間の創出など、居住環境に調和した水辺の形成を図ります。
- ・住宅地や都市施設の整備を行う中で、水や緑の環境保全機能を活用するため、緑や水辺、コンクリートで覆われていない地面の確保に努めます。
- ・緑豊かな丘陵地の自然環境や地区特性を生かすグリーンフロント住宅の建設を促進するなど、周辺の街並みや自然環境と調和した美しい街並みの形成を図ります。

○ 地球環境の保全に積極的に貢献する

- ・住宅等への太陽光発電等の導入を促進します。

(6) 可部地域

<環境特性>

～旧市街地を中心に、水と緑に囲まれた、歴史的資源にふれあえる地域～

○ 自然環境

- ・市街地の周辺には、白木山をはじめ大規模な山塊があり、多様な生物が生息しています。
- ・山からまちにかけて河川が流れ、市街地には小河川・水路網が張り巡っています。
- ・山地部は、アカガシなどの常緑広葉樹林が発達し、部分的にコナラなどの落葉広葉樹林が混じっています。
- ・福王寺山、南原峡、備前坊山、三入八幡宮神社等には、自然度の高い植物群落があります。

○ 生活環境（地球環境含む）

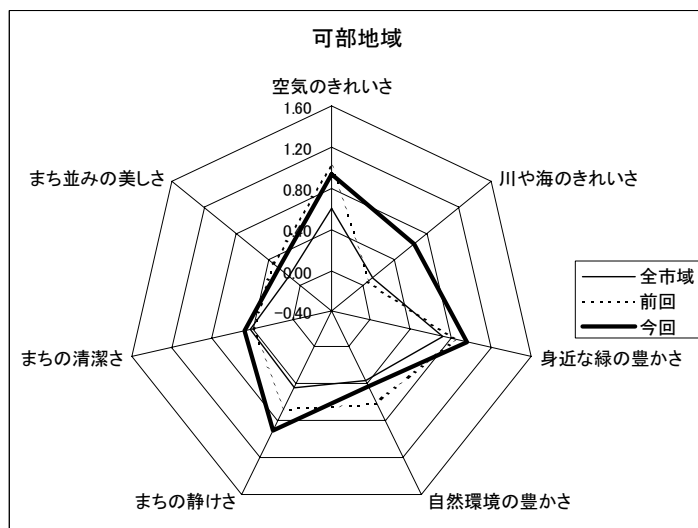
- ・幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きいです。
- ・太田川、南原川などは、良好な水質を保持しています。
- ・地域を通過する自動車が多く、時間帯によっては幹線道路及びその周辺道路で交通渋滞が発生しています。

○ 快適環境

- ・北部の南原峡は県自然公園に指定されており、自然とふれあうキャンプ場として市民に利用されています。
- ・中部の福王寺山は、県自然環境保全地域に指定されています。
- ・可部から福王寺の自然林、そして南原峡にかけて、県自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されています。
- ・友広神社のイチョウ、可部町中野の千代の松などが天然記念物として指定されています。
- ・南原川、根谷川上流域はホタルの生息空間となっています。
- ・市街地周辺には、熊谷氏の遺跡、青古墳群等多くの史跡が存在し、旧街道の街並みとあわせて歴史的資源が豊富です。
- ・市街地に古い街並みが残っています。

○ 周辺環境への満足度

- ・空気のきれいさ、身近な緑の豊かさ、まちの静かさなどは、満足度が高いです。
- ・総合評価でみると、広島市全域よりやや高い状況になっています。
- ・前回調査(平成11年度(1999年度))との比較では、川や海のきれいさの満足度が高くなっています。自然環境の豊かさの満足度が低下しています。



総合評価

区分	前回	今回
可部地域	0.53 (53)	0.55 (47)
広島市全域	0.38 (1,204)	0.50 (891)

()は、回答数を示します。

<基本方向>

～水・緑・歴史を生かした個性的な地域環境の形成を目指す～

- ・水路網、河川、山の緑、歴史的資源をネットワーク化し、環境資源として活用していきます。

<施策展開の指針>

- **自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する**
 - ・地域の中北部の森林について、適正な整備を推進します。
 - ・太田川や根谷川の河川空間を活用して、水生生物・鳥などとふれあえる場の形成を図ります。
- **健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する**
 - ・自動車による大気汚染等の防止のため、既存交通の改善・機能強化による公共交通機関の充実や交通需要マネジメント施策の推進により自動車交通量の削減に努めるとともに、交通渋滞解消のための適切な道路整備を進めます。また、低公害車等の導入を促進します。
- **潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす**
 - ・市街地を囲む、高松山、福王寺山などの緑を保全するとともに、眺望点や遊歩道などを整備します。
 - ・市街地内の水路や河川の自然環境に配慮した環境整備を行うことにより、美しい水路網を形成します。
 - ・生態系の維持を図りつつ、都市に潤いを与える貴重なオープンスペースとして活用するため、北中部の山と河川、市街地の水路網の有機的なネットワークの形成を図ります。なお、根谷川については、下流域が急激に都市化していることもあり、連続的で開放的な水辺のオープンスペースとして活用し、散策や水辺遊びが行える場を形成していきます。
 - ・旧街道の街並みを活かしたまちづくりや、太田川水運の遺構の再生など、歴史的資源に恵まれた旧市街地の魅力化を図ります。また、史跡巡りの基盤整備を含め、歴史的資源をつなぐ散策路の整備を進めます。
 - ・周辺の街並みや自然環境と調和した美しい街並みの形成を図ります。
- **地球環境の保全に積極的に貢献する**
 - ・緑による二酸化炭素の吸収・貯蔵を図るため、森林資源の適正な保全・管理に努めます。また、住宅等への太陽光発電等の導入を促進します。

(7) 太田川中流域

<環境特性>

～太田川中流域を軸とした、自然の豊かな農林地域～

○ 自然環境

- ・大部分の地域が植林、自然林及び田畑で占められ、豊かな自然が残っています。
- ・地域の中心に太田川が流れており、貴重な自然環境資源になっています。
- ・太田川は著しく蛇行しており、多様な地形・地質が見られます。
- ・太田川本流には、キシツツジ群落などの川岸植生が発達し、古生層からなる支流の宇賀峡、瀬谷などではアカマツやヒノキの林がみられます。
- ・阿戸のモミ林など貴重な植物群落があります。

○ 生活環境（地球環境含む）

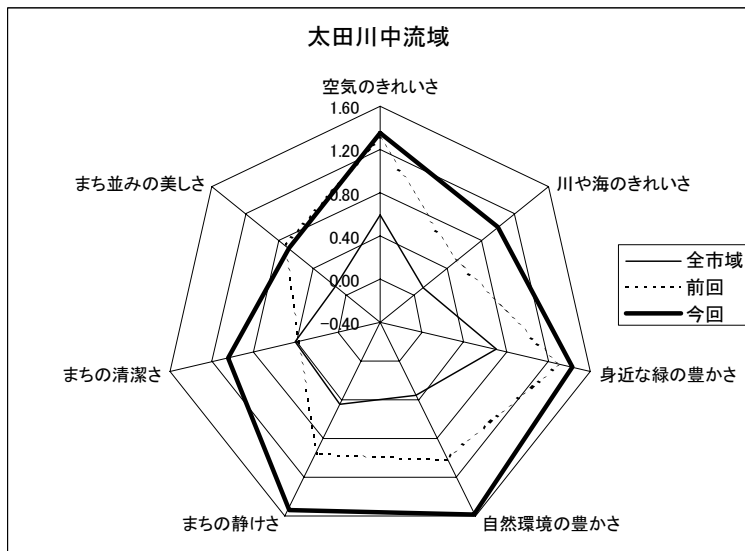
- ・地域に工場等が少なく、環境の状況は総じて良好です。
- ・吉山川一帯及び鈴張川一帯は、農用地区域（将来とも農用地などとして利用すべき土地の区域）が広がっています。
- ・山地が多く、林業が比較的盛んに営まれています。
- ・道路空間も快適であり、渋滞も少ない。集落が奥深い山あい形成されています。
- ・鈴張川、吉山川及び高山川は、良好な水質を保持しています。
- ・太田川中流域は、水質が良好で、環境省の名水百選に選定されています。

○ 快適環境

- ・太田川は、どの流域も非常に景観・親水性に優れ、多くの場所で釣り、水浴、キャンプなどレクリエーションの場として利用されています。
- ・鈴張川、小河内川、高山川、吉山川上流域は、ホテルの生息空間となっています。
- ・宇賀峡は、自然とのふれあいの場として、ハイキングなどで利用されています。
- ・花みどり公園には四季の花を見るため、安佐動物公園には動物とのふれあいや観察のため、多くの市民が訪れています。
- ・谷あいには棚田があり、里山の環境が残されています。
- ・宮野八幡神社の大エノキ、養山八幡神社の社叢などが天然記念物に指定されています。

○ 周辺環境への満足度

- ・多くの面で高い満足度を示しています。
- ・総合評価も、高い満足度を示しています。
- ・前回調査(平成11年度(1999年度))との比較では、川や海のきれいさ、自然環境の豊かさ、まちの静かさ、まちの清潔さの満足度が高くなっています。



総合評価

区分	前回	今回
太田川中流域	0.67 (42)	1.05 (20)
広島市全域	0.38 (1,204)	0.50 (891)

()は、回答数を示します。

<基本方向>

～美しい中国山地・太田川流域の自然を守り、人が自然とふれあえる地域環境の形成を目指す～

- ・奥深い山々とその間に築かれた集落、太田川や支流の清らかな水辺などの美しい自然を将来に伝え、自然とのふれあいの場としての地域づくりを進めます。

<施策展開の指針>

○ 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

- ・地域林業の振興策と連携しつつ、流域の優れた山林の環境を保全します。
- ・開発等によって消失した河畔林の植生を回復させ、また、現存する河畔林の有効な保全を図ります。
- ・ほ場整備等の農業生産基盤の整備や棚田の保全・活用など、当地域に多くある農地の保全に努めます。
また、農薬及び肥料の適正な使用や家畜排せつ物の利活用など環境にやさしい農業の推進を図ります。
- ・宇賀峡などの山林・溪流の市民利用や野登呂山の自然の利用などを進めるなど、山の緑とのふれあいを促進します。
- ・太田川中流域の自然を活用したレクリエーション空間の形成を図ります。
- ・都市住民が農業を直接体験できる市民菜園や市民農園の整備・拡充に努めます。

○ 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

- ・良好な水質を維持するため、生活排水対策を進めます。

○ 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす

- ・自然環境や田園環境と調和した安らぎのある住宅地や美しい農村景観の形成を図ります。

○ 地球環境の保全に積極的に貢献する

- ・緑による二酸化炭素の吸収・貯蔵を図るため、森林資源の適正な保全・管理に努めます。

(8) 三篠川流域

<環境特性>

～豊かな自然環境資源に恵まれた農業地域～

○ 自然環境

- ・ 大部分の地域が植林、自然林、田畑などで占められ、豊かな自然が残っています。
- ・ 大屋敷の溪谷や正木の大滝・小滝など貴重な地形が存在しています。
- ・ 市街地周辺には、白木山をはじめ大規模な山塊があり、多様な生物が生息しています。
- ・ 栄堂川周辺には、里山の環境があります。
- ・ 白木山のブナ林をはじめ、鎌倉寺山及び長者山には、貴重な植物群落があります。

○ 生活環境（地球環境含む）

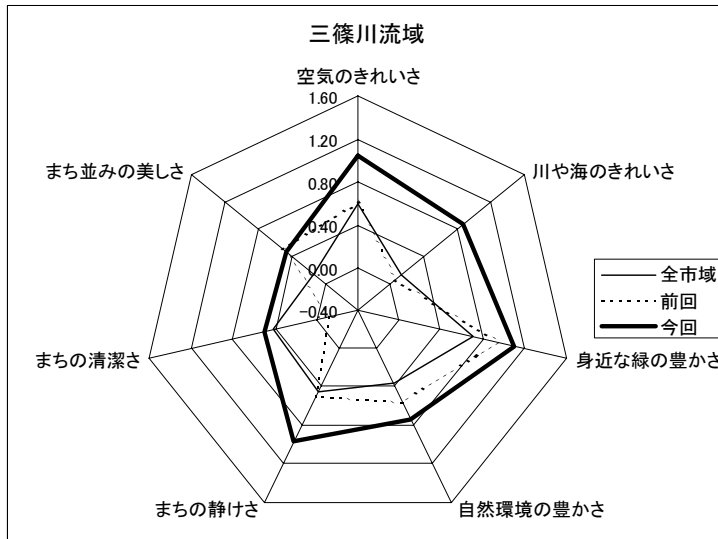
- ・ 三篠川、関川などは、良好な水質を保持しています。
- ・ 三篠川の両岸一帯は、農用地区域（将来とも農用地などとして利用すべき土地の区域）が広がっています。

○ 快適環境

- ・ 白木山、神ノ倉山は、自然とのふれあいの場としてハイキングなどに利用されています。
- ・ 三篠川は、水浴、釣りなどレクリエーションの場として市民に利用されています。
- ・ 栄堂川周辺には里山景観が見られます。
- ・ 新宮神社の大イチョウが天然記念物に指定されています。
- ・ 湯坂川流域はホタルの生息地域となっています。
- ・ 三篠川中流域は野鳥の飛来地域となっています。

○ 周辺環境への満足度

- ・ 空気のきれいさ、川や海のきれいさ、身近な緑の豊かさ、自然環境の豊かさ、まちの静かさで高い満足度が得られています。
- ・ 総合評価で見ると、広島市全域より、やや低い満足度を示しています。
- ・ 前回調査(平成11年度(1999年度))との比較では、空気のきれいさ、川や海のきれいさ、自然環境の豊かさ、まちの静かさの満足度が高くなっています。



総合評価

区分	前回	今回
三篠川流域	0.33 (18)	0.45 (22)
広島市全域	0.38 (1,204)	0.50 (891)

()は、回答数を示します。

<基本方向>

～豊かな自然にふれあえる、都市周辺地域の創造を目指す～

- ・ 山、川の自然と、まとまりをもった田園環境をベースとして、市街地と農村がとけあう地域づくりを目指します。

<施策展開の指針>

- 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する
 - ・ 地域の大部分を占める森林について、地域林業の振興策と連携しつつ、流域の優れた山林の環境を保全します。
 - ・ 三篠川など河川の改修に当たっては、自然素材や、生態系へ配慮した工法や技術を採用するように努めます。
 - ・ ほ場整備等の農業生産基盤の整備など、当地域に多くある農地の保全に努めます。また、農薬及び肥料の適正な使用や家畜排せつ物の利活用など環境にやさしい農業の推進を図ります。
 - ・ 白木山、三篠川等の河川空間など、自然資源を活用したレクリエーション空間の形成を図ります。
- 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する
 - ・ 良好な水質を維持するため、生活排水対策を進めます。
- 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす
 - ・ 自然環境や田園環境と調和した安らぎのある住宅地や美しい農村景観の形成を図ります。
- 地球環境の保全に積極的に貢献する
 - ・ 緑による二酸化炭素の吸収・貯蔵を図るため、森林資源の適正な保全・管理に努めます。

(9) 安芸地域

<環境特性>

～瀬野川を軸に、両側には自然の山々がのぞみ、川沿いに産業や居住機能を配した地域～

○ 自然環境

- ・瀬野川流域は、平地部が少なく、急峻な山地が連なっています。
- ・山地部は、二次林や植林が多く、自然度の高い森林は少ないが、山麓は、ギフチョウなど希少生物の生息域となっています。
- ・瀬野川の中上流域、藤ヶ丸及び呉婆々宇山塊には一部に良好な自然植生が残されています。
- ・馬木八幡神社、切幡神社には、シイを主体とした貴重な植物群落があります。

○ 生活環境（地球環境含む）

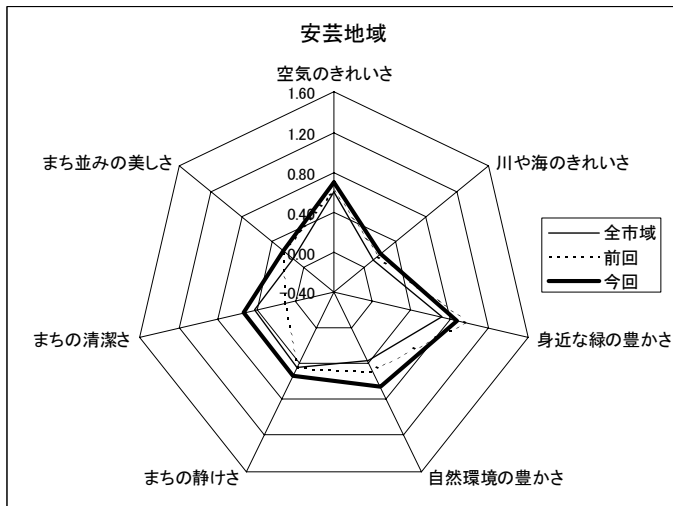
- ・瀬野川に沿った地域は、中・小規模の工場・事業場が多く建ち並んでいます。
- ・少ない平野部に古くからの住宅が建ち並び、山あいには新興住宅地が建設されつつあります。
- ・熊野川に沿って、農用地区域(将来とも農用地などとして利用すべき土地の区域)が広がっています。
- ・幹線道路は、地域を通過する自動車が多く、また、住宅団地からの自家用車により、時間帯によっては、交通渋滞が発生しています。
- ・瀬野川は、環境基準(BOD)を達成しています。

○ 快適環境

- ・蓮華寺山は、県緑地環境保全地域に指定されるとともに、憩いの森として整備されています。
- ・呉婆々宇山や藤ヶ丸山などの山地には、森林公園や広島緑化植物公園が整備され、植物の観察及び憩いの場として利用されています。また絵下山公園は、自然と親しむ憩いの場として利用されています。
- ・矢野地区から温品地区にかけて中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されています。
- ・馬木八幡神社の社叢、切幡神社の大ケヤキとシイ林が天然記念物に指定されています。
- ・熊野川、瀬野川上流域は、ホタルの生息空間となっています。
- ・瀬野川が、地域の中心を流れており、親水性の高い空間となっています。
- ・木の宗山銅鐸銅剣出土地、豊谷弥生遺跡群、矢野城跡など、多くの史跡が存在しています。また、船越町・矢野町には古い街並みが見られます。

○ 周辺環境への満足度

- ・広島市全域の満足度とほぼ同等であり、平均的な地域といえます。
- ・総合評価では、広島市全域よりやや高い満足度を示しています。
- ・前回調査(平成11年度(1999年度))との比較では、まちの清潔さの満足度が高くなっています。



総合評価

区分	前回	今回
安芸地域	0.42 (93)	0.59 (72)
広島市全域	0.38 (1,204)	0.50 (891)

()は、回答数を示します。

<基本方向>

～森と川の自然にふれあえる地域環境の形成を目指す～

- ・まちを囲む山々や瀬野川などの自然の保全と活用を進め、魅力的な地域環境をつくりだします。

<施策展開の指針>

○ 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

- ・地域林業の振興策と連携しつつ、流域の優れた山林の環境を保全します。
- ・瀬野川など河川の改修に当たっては、自然素材や、生態系へ配慮した工法や技術を採用するように努めます。瀬野川上流部を改修する際には、葦原の保全など生態系の保全に配慮します。
- ・瀬野川等でのあゆの放流やホタル鑑賞会などのイベントを通じて、自然とのふれあいや環境保全意識の向上に努めます。
- ・農村地域においては、ほ場整備等の農業生産基盤の整備などを通じて農地の保全に努めます。
- ・蓮華寺山憩の森の利用促進を図るとともに、ハイキングコースの整備など森林の自然を活用したレクリエーション空間の形成を図ります。
- ・阿戸地区において、市有林と周辺の農地を利用し、市民の参画により整備した「里山あーと村」を地域住民と参加者の交流の場として活用します。

○ 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

- ・当地域に集積している工場等による大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止のため、工場等への規制・指導を行うほか、樹木による大気の浄化を図るため、工場周辺の緑化を促進します。
- ・自動車による大気汚染等の防止のため、既存交通の改善・機能強化による公共交通機関の充実や交通需要マネジメント施策の推進により自動車交通量の削減に努めるとともに、交通渋滞解消のための適切な道路整備に努めます。また、低公害車等の導入を促進します。

- 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす
 - ・市街地において、公有地の緑化を進めるとともに、住宅地等の私有地の緑化を進めます。
 - ・瀬野川において、親水護岸、せせらぎ水路などの整備を行うなど、良好な水辺空間の形成を図るとともに、河川敷を利用したイベントの開催など、その活用を進めます。
 - ・緑豊かな丘陵地の自然環境や地区特性を生かすグリーンフロント住宅の建設を促進するなど、周辺の街並みや自然環境と調和した美しい街並みの形成を図ります。
 - ・自然環境や田園環境と調和した安らぎのある住宅地や美しい農村景観の形成を図ります。

- 地球環境の保全に積極的に貢献する
 - ・工場等へのコージェネレーション等の導入を促進します。また、住宅等への太陽光発電等の導入を促進します。

(10) 五日市地域

<環境特性>

～八幡川を軸とし、市街化された平地と急峻な山地で構成される地域～

○ 自然環境

- ・ 地域の中心を八幡川が流れており、また、急峻な山地が北部を占めています。
- ・ 山地部は、住宅団地の造成により、山林が減少していますが、山麓は、ギフチョウなど希少生物の生息域となっています。
- ・ 極楽寺山では、森林環境の良好さの指標となるシジュウカラ、ヤマガラなどが繁殖しています。
- ・ 窓ヶ山・魚切溪谷には、一部に良好な自然植生が残されています。

○ 生活環境（地球環境含む）

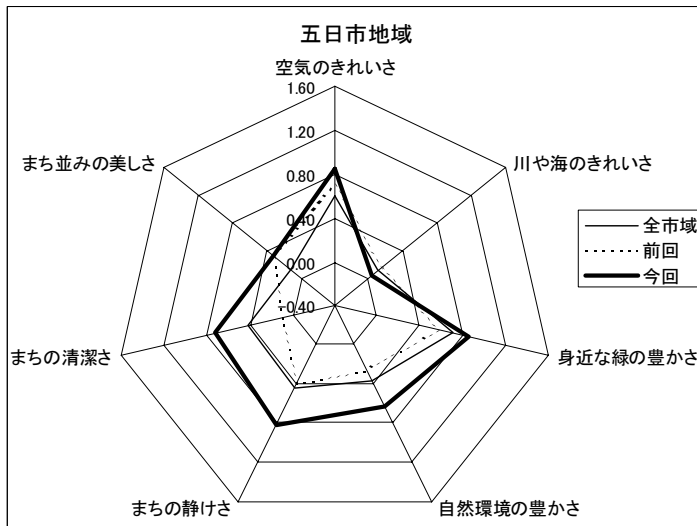
- ・ 南側の平地は市街地になっています。中北部の山地には、斜面地を利用した住宅が多く建ち並んでいます。
- ・ 八幡川下流は、環境基準(BOD)を達成しています。
- ・ 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きいです。
- ・ 大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって交通渋滞が発生しています。

○ 快適環境

- ・ 魚切ダム及び極楽寺山は野鳥の観察場所として、植物公園は植物の観察及び憩いの場として市民に利用されています。
- ・ 窓ヶ山から五日市市街地にかけて山地部を縫うように、中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されています。
- ・ 八幡川は、市民のレクリエーション・イベント等にも活用されています。

○ 周辺環境への満足度

- ・ 空気のきれいさ、身近な緑の豊かさ、まちの静けさなどの満足度が高いです。
- ・ 総合評価でみると、広島市全域より、高い満足度を示しています。
- ・ 前回調査(平成11年度(1999年度)との比較では、まちの静けさ、まちの清潔さの満足度が高くなっています。



総合評価

区分	前回	今回
五日市地域	0.47 (114)	0.81 (66)
広島市全域	0.38 (1,204)	0.50 (891)

()は、回答数を示します。

<基本方向>

～市街地から山林にかけて、水・緑・生き物とふれあえる地域環境の形成を目指す～

- ・八幡川や周囲の山々などの自然環境とのふれあいを高めるとともに、市街化の過程で失われた自然の回復と、市街地に残された貴重な自然の維持を図ります。

<施策展開の指針>

- **自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する**
 - ・八幡川について、自然の保全や、自然を生かした河川環境整備の促進を図ります。
 - ・八幡川の溪流や緑深い森林など豊かな自然環境を生かし、自然とふれあえる場の形成を図ります。
- **健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する**
 - ・自動車による大気汚染等の防止のため、既存交通の改善・機能強化による公共交通機関の充実や交通需要マネジメント施策の推進により自動車交通量の削減に努めるとともに、交通渋滞解消のための適切な道路整備を進めます。また、低公害車等の導入を促進します。
- **潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす**
 - ・市街地において、八幡川の周辺などの残存している樹林地を保全します。また、公有地の緑化を進めるとともに、住宅地等の民有地の緑化を進めます。
 - ・住宅団地等の法面の植生を回復させ、新たな樹林地として保全していきます。
 - ・八幡川や石内川、岡ノ下川について、鳥や水生生物などの生息に配慮しつつ、親水性を高めるような整備を促進するとともに、リバーマラソンなど、水に親しむ市民運動を推進します。
 - ・緑豊かな丘陵地の自然環境や地区特性を生かすグリーンフロント住宅の建設を促進するなど、周辺の街並みや自然環境と調和した美しい街並みの形成を図ります。
- **地球環境の保全に積極的に貢献する**
 - ・住宅等への太陽光発電等の導入を促進します。

(1) 水内川流域

<環境特性>

～水内川を軸に、自然の山々に囲まれ、多様で豊かな自然環境に恵まれた地域～

○ 自然環境

- ・ 大部分の地域が植林、自然林及び田畑で占められ、豊かな自然環境が残っています。
- ・ 地域の中心を水内川が流れており、貴重な自然環境資源となっています。
- ・ 恵下谷国有林の保護林は、自然植生としてすぐれています。
- ・ 石ヶ谷峡は県の名勝に、湯ノ山明神旧湯治場は国の重要有形民俗文化財に、大歳神社のムクロジは、市の天然記念物に指定されています。

○ 生活環境（地球環境含む）

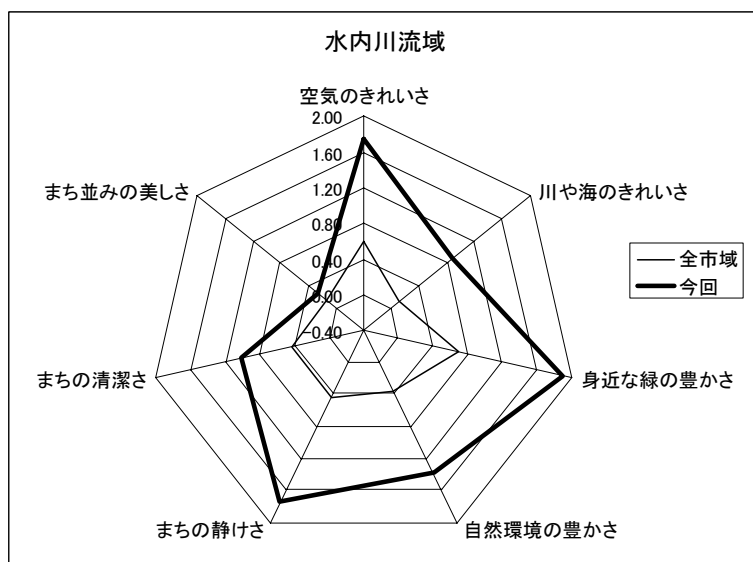
- ・ 集落が深い谷あい形成されています。
- ・ 水内川は良好な水質を保持しています。
- ・ 森林帯で耕地が少なく、林業が主な産業です。

○ 快適環境

- ・ 水内川上流部は、ホタルの生息地域となっています。
- ・ 湯来温泉、湯の山温泉は、県を代表する温泉地として古くから、親しまれています。
- ・ 石ヶ谷峡、大峯山、湯の山は、県自然環境保全地域として、東山溪谷が県緑地環境保全地域として指定されています。

○ 周辺環境への満足度

- ・ 空気のきれいさ、身近な緑の豊かさ、自然環境の豊かさ、まちの静けさ、まちの清潔さが全市より高い満足度を示しています。
- ・ 総合評価では、広島市全域のなかで、最も高い満足度を示しています。



総合評価

区分	今回
水内川流域	1.14 (8)
広島市全域	0.50 (891)

()は、回答数を示します。

<基本方向>

～水内川流域の豊かな自然と地域文化を守り、人と自然がふれあえる地域環境の形成を目指す～

- ・水内川の清らかな流れを守り、自然の保全と活用により、豊かな自然とのふれあいを進め、魅力的な地域環境をつくりだします。

<施策展開の指針>

- 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する
 - ・地域林業の振興策と連携しつつ、流域の優れた山林の環境を保全します。
 - ・水内川の渓流、緑深い森林、温泉などの豊かな自然環境を生かし、自然とふれあえる場の形成を図ります。
- 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する
 - ・良好な水質を維持するため、生活排水対策を進めます。
- 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす
 - ・自然環境や田園環境と調和した美しい農林景観の形成を図ります。
- 地球環境の保全に積極的に貢献する
 - ・緑による二酸化炭素の吸収・貯蔵を図るため、森林資源の適正な保全・管理に努めます。

(12) 八幡川上流域

<環境特性>

～八幡川を軸に、居住機能と豊かな自然環境に恵まれた農業地域～

○ 自然環境

- ・ 八幡川の源流域であり、豊かな自然に恵まれています。
- ・ 比較的傾斜の緩やかな山麓地や丘陵が存在します。
- ・ 重光神社のカヤが市の天然記念物に指定されています。

○ 生活環境（地球環境含む）

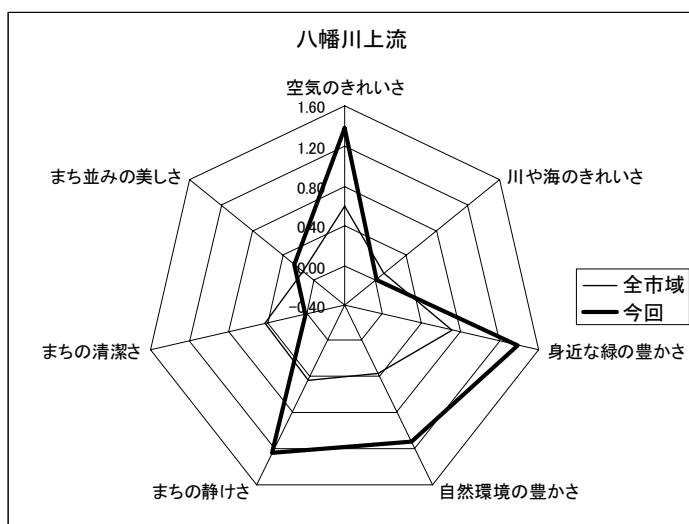
- ・ 丘陵を利用した住宅団地が立地しています。
- ・ 八幡川上流は、良好な水質を保持しています。
- ・ 地域には工場等が少なく、環境の状況は、総じて良好です。
- ・ 砂谷地区は、酪農を中心とした農業が盛んです。

○ 快適環境

- ・ 阿弥陀山は、自然とのふれあいの場として、ハイキングなどで利用されています。

○ 周辺環境への満足度

- ・ 空気のきれいさ、身近な緑の豊かさ、自然環境の豊かさ、まちの静けさが全市より高い満足度を示しています。
- ・ 総合評価では、広島市全域より高い満足度を示しています。



総合評価

区分	今回
八幡川上流	0.75 (8)
広島市全域	0.50 (841)

()は、回答数を示します。

＜基本方向＞

～八幡川流域の豊かな自然と地域文化を守り、人と自然が共生する地域環境の形成を目指す～

- ・八幡川の清らかな流れを守り、豊かな自然とのふれあいを高め、魅力的な地域環境をつくりだします。

＜施策展開の指針＞

- 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する
 - ・ほ場整備等の農業生産基盤の整備などにより、当地域にある農地の保全に努め、また、農薬及び肥料の適正な使用や家畜排せつ物の利活用など環境にやさしい農業の推進を図ります。
 - ・八幡川の溪流などの豊かな自然を生かし、自然とふれあえる場の形成を図ります。
- 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する
 - ・良好な水質を維持するため、生活排水対策を進めます。
- 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす
 - ・自然環境や田園環境と調和した美しい農林景観の形成を図ります。
- 地球環境の保全に積極的に貢献する
 - ・緑による二酸化炭素の吸収・貯蔵を図るため、森林資源の適正な保全・管理に努めます。

第2節 事業別環境配慮指針

この計画が目指す目標を実現していくためには、現在実施している一定規模以上の事業を対象とする環境影響評価だけでなく、市域内で行われる環境に影響を及ぼすおそれのある全ての事業について、環境保全に関する適切な配慮がなされる必要があります。

それらの環境配慮は、事業の性格により異なってくるものであることから、事業の類型毎に主な配慮の指針を示します。

1 共通項目

- ・事業地や路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図ります。
- ・自然度の高い地域での事業や自然の著しい改変を伴う事業、歴史的文化的資源の保存に著しい影響を及ぼすような事業はできるだけ避けます。
- ・施設の建設等に当たっては、廃棄物の3R(発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル))及び適正処理を行うとともに、再生資源の利用、長寿命型及び省エネルギー型設備の導入による温室効果ガスの削減に努めます。
- ・地域の水循環の保全やヒートアイランド現象の緩和のため、できるだけ自然の地表面や緑地を保全するとともに、舗装に当たっては、コンクリート等による被覆をできるだけ少なくする工夫や、透水性舗装等の雨水を地下に浸透しやすい設備の設置に努めます。

2 交通系の事業

- ・道路、鉄道等の路線の設定に当たっては、将来の土地利用の変化を想定した適切な設定を行います。また、生物の生息・生育空間を分断することのないように配慮します。
- ・都市内交通体系の整備に当たっては、計画的かつ効率的な推進を図り、交通渋滞の緩和による二酸化炭素の排出量の削減など、環境への負荷の低減に努めます。
- ・必要に応じて、緑地帯等の緩衝施設帯や遮音壁の設置、低騒音舗装の施工を行うなど、周辺的生活環境への影響を緩和します。
- ・高架構造とする場合は、電波障害や日照への著しい影響が生じないように配慮します。
- ・構造物の周囲の緑化や色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観を形成するように配慮します。

3 住宅系の事業

- ・計画人口や事業規模の設定、事業実施地域の選定が、水質汚濁等の進行や、雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮します。
- ・高層建築物等による電波障害や日照への著しい影響が生じないように配慮します。
- ・周辺から目立ちやすい斜面や尾根部の樹林、水辺や谷筋といった自然的景観資源は残すように努めます。
- ・良好な樹林地や水辺をできるだけ保全するとともに、それらを生かした、潤いと安らぎのある空間を形成するように努めます。
- ・緑化の推進のほか、建築物や諸施設の色彩、デザインに配慮するなど、良好な景観を形成するよ

うに配慮します。

- ・省エネルギー型施設や自然エネルギーを利用したシステムを組み込むなど、効率的なエネルギー利用により温室効果ガス排出量の削減が可能となるよう配慮します。

4 商業・業務系の事業

- ・事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、騒音等の進行や、雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮します。
- ・高層建築物等による電波障害や日照への著しい影響、ビル風害が生じないように配慮します。また、不適切な照明等によって光害をおこさないように配慮します。
- ・周辺道路に新たな交通渋滞を発生させないよう、十分な駐車場の確保、適切な入出庫経路の確保や誘導を実施し、供用後に大気汚染や騒音などの公害が発生しないように配慮します。
- ・省エネルギー型施設や自然エネルギーを利用したシステムを組み込むなど、効率的なエネルギー利用により温室効果ガス排出量の削減が可能となるよう配慮します。
- ・敷地内の緑化や、建築物等の色彩、デザインに配慮するなどにより、良好な景観を形成するように配慮し、また、利用者の憩いの場ともなるように配慮します。
- ・土地の高度利用を図る場合には、総合設計制度などを活用し、十分なオープンスペースの確保に努めます。
- ・製造業者や運送業者等との連携を強化し、多頻度少量配送の見直し、共同配送の推進など、物流の合理化に努めます。
- ・廃棄物の3R(発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル))及び適正処理を行います。

5 工業系の事業

- ・事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、騒音等の進行や、雨水流出量等の著しい増加を引き起こさないように配慮します。
- ・新製品の開発や新材料の導入など、新たな事業を展開するに当たっては、あらかじめ環境への影響について十分に検討し、新たな公害の発生や廃棄物、エネルギー消費、温室効果ガスの増大につながらないようにします。
- ・有害化学物質による環境汚染が生じないよう、その製造、保管、使用、廃棄及び輸送に当たっては、適正な管理、処分及び施設の整備を行います。
- ・工場等のゼロエミッションを目指し廃棄物の3R(発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル))及び適正処理を行います。
- ・省エネルギー型施設や自然エネルギーを利用したシステムを組み込むなど、効率的なエネルギー利用により温室効果ガス排出量の削減が可能となるよう配慮します。
- ・工場緑化を推進するなど、良好な景観を形成するように配慮します。

6 農林業系の事業

- ・林道整備に当たっては、生物の生息・生育環境や景観など周辺の自然環境の保全等に配慮します。
- ・農用地の造成や森林施業に当たっては、下流の利水や生態系に著しい影響を及ぼさないように配慮します。

- ・化学肥料や農薬、林業薬剤等の使用に当たっては、種類や使用方法に留意し、できるだけ使用量を少なくするように努め、適切で効果的、効率的な施肥を行います。
- ・環境に配慮した資材の使用を進め、農業廃棄物の3R(発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル))及び適正処理を行います。

7 廃棄物・下水処理系の事業

- ・事業規模の設定、事業実施地域の選定が、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭等を進行させることのないように配慮します。
- ・有害化学物質などによる環境汚染が生じないよう、廃棄物や汚泥の処理・処分を適正に行います。
- ・温室効果ガス排出量の削減を推進するため、消化ガス・下水熱の有用利用に努め、下水汚泥の焼却に替わる新たな方策の導入を図ります。
- ・循環型社会の形成や地球温暖化の防止のため、焼却による余熱の有効利用に努めます。
- ・廃棄物処理系の事業については、廃棄物の運搬に際して周辺へ影響を与えないよう、適切な輸送経路の設定や低公害車の導入に努めます。
- ・下水生成水は、修景用水等として再利用に努めます。
- ・下水道の雨水系水路において良好な水辺環境や親水性を備えた整備に努めます。
- ・施設内緑化を推進するなど、良好な景観を形成するように配慮します。

8 河川・海岸系の事業

- ・改修工事等に伴って、水質汚濁等の環境の保全上の支障が生じることのないように配慮します。
- ・護岸整備における多自然型工法の採用など、水生生物や水辺植物等の生息・生育空間の確保に努め、地域の健全な生態系の保全等に配慮します。なお、工事に際しては、現状の生態系に影響を与えないような工法を検討します。
- ・河川や海岸の有する自然浄化機能の維持・回復に配慮した整備事業を推進します。
- ・水辺へのアクセスに配慮した親水空間の整備など、自然とふれあえる場の創出を推進します。
- ・水辺の緑地やオープンスペースの確保に努めるなど、良好な景観を形成し、また、市民の憩いの場となるように配慮します。

9 公園整備事業

- ・緑の有する大気浄化機能や水循環の保全機能、ヒートアイランド現象や騒音・振動の緩和など各種の環境保全機能が十分発揮されるよう配慮します。
- ・現存する表土や植生を保全・活用し、また、敷地内の樹林地が適正に維持管理されるよう配慮します。
- ・歴史的・文化的資源の調査を十分に行い、必要に応じてこれを取り込んだ形での一体的な整備となるよう配慮します。
- ・市街地における生物の生息・生育空間の核として、各種の生物の生息・生育が可能な環境となるよう配慮します。
- ・災害時の緊急避難場所としての機能も踏まえたオープンスペースの確保、良好な景観を形成するように配慮します。

第6章 計画の推進方策

計画の推進に当たっては、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、計画の策定・見直し、各主体における事業・取組などの実施、事業実施状況の点検・評価、事業内容等の改善・見直しという手法により継続的な改善を行います。

第1節 計画の推進体制の整備

本計画には、環境の保全及び創造に関する広範かつ多様な施策を盛り込んでいることから、多くの部局が関係しています。計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、その進捗状況を的確に把握していくためには、計画の推進体制を整備しておくことが重要です。

1 広島市環境審議会

広島市環境審議会は、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第39条に規定する市長の附属機関であり、学識経験者のほか、市民団体、事業者団体、労働団体及び関係行政機関の代表者並びに公募により選出された市民から構成されます。計画の策定・変更及び計画の進行管理に関して、専門的かつ広範な見地から意見を述べます。

2 広島市環境調整会議（庁内組織）

広島市環境調整会議は、環境の保全及び創造に関連する施策を総合的に調整・推進するために設置された組織で、

- ① 環境局担任副市長を会長、その他の副市長を副会長及び各局長等を委員とする「会議」
 - ② 会議の下に各局等の庶務担当課長で構成される「幹事会」
 - ③ 幹事会の下で専門事項等を審議するため、必要に応じて設置される「部会」
- から構成されています。

本計画に掲げる目標や施策の達成状況の評価等、計画の進行管理については、広島市環境調整会議において行うものとします。

3 協働体制の整備

本計画の推進のためには、行政だけでなく、事業者、市民との協働が欠かせないことから、環境保全活動を行う民間団体や事業者などとの連携を図ります。また、状況に応じて地域別組織の発足・ネットワーク化、個別施策推進のためのワーキンググループの設置・活動などについての検討を行うとともに、既存組織の充実・発展に努めます。

第2節 関連計画との整合性の確保

本計画に掲げる施策には、多くの部局が関係していることから、本計画は各部局を横断する総合的な計画といえます。

このため、環境関連計画の策定・推進に当たっては、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例の基本理念等を踏まえるとともに、本計画の示す方向性に沿って、計画内容、諸施策等を検討し、総合的な取組が確保できるよう、本計画との整合を図ります。

第3節 計画の進捗状況の評価・報告等

本計画の実効性を高めるためには、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、点検・評価し、その結果をフィードバックさせていく必要があります。また、その際には、広く市民・事業者からの意見を反映させていくことも重要です。

1 数値管理指標等による進捗状況の評価

計画の進捗状況を定量的、客観的に評価するため、「第3章 環境の現状と課題、施策の方向、各主体の取組」に掲げる「定量目標、数値管理指標」を中心としたフォローアップを毎年実施します。

なお、「定量目標、数値管理指標」については、国等における総合的環境指標の研究の動向や、本市の「行政評価制度」のベンチマークの設定状況等を勘案しながら、充実していくように努めます。

2 進捗状況の報告等

計画の進捗状況については、環境審議会に報告し、意見を求めるとともに、「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」第9条に規定する年次報告書においてとりまとめるなどして公表します。

また、その内容や環境審議会の意見については、市の広報紙やインターネットを通じての周知に努めるとともに、市民や事業者の意見を広く聴取し、施策に反映させるとともに計画の見直しに生じます。

3 計画の見直し

本計画は計画の期間を平成22年度(2010年度)までとしていますが、環境を取り巻く社会情勢や環境技術の動向、人々の意識の変化などにも留意し、必要に応じて見直しを行います。

第4節 関係機関との連携

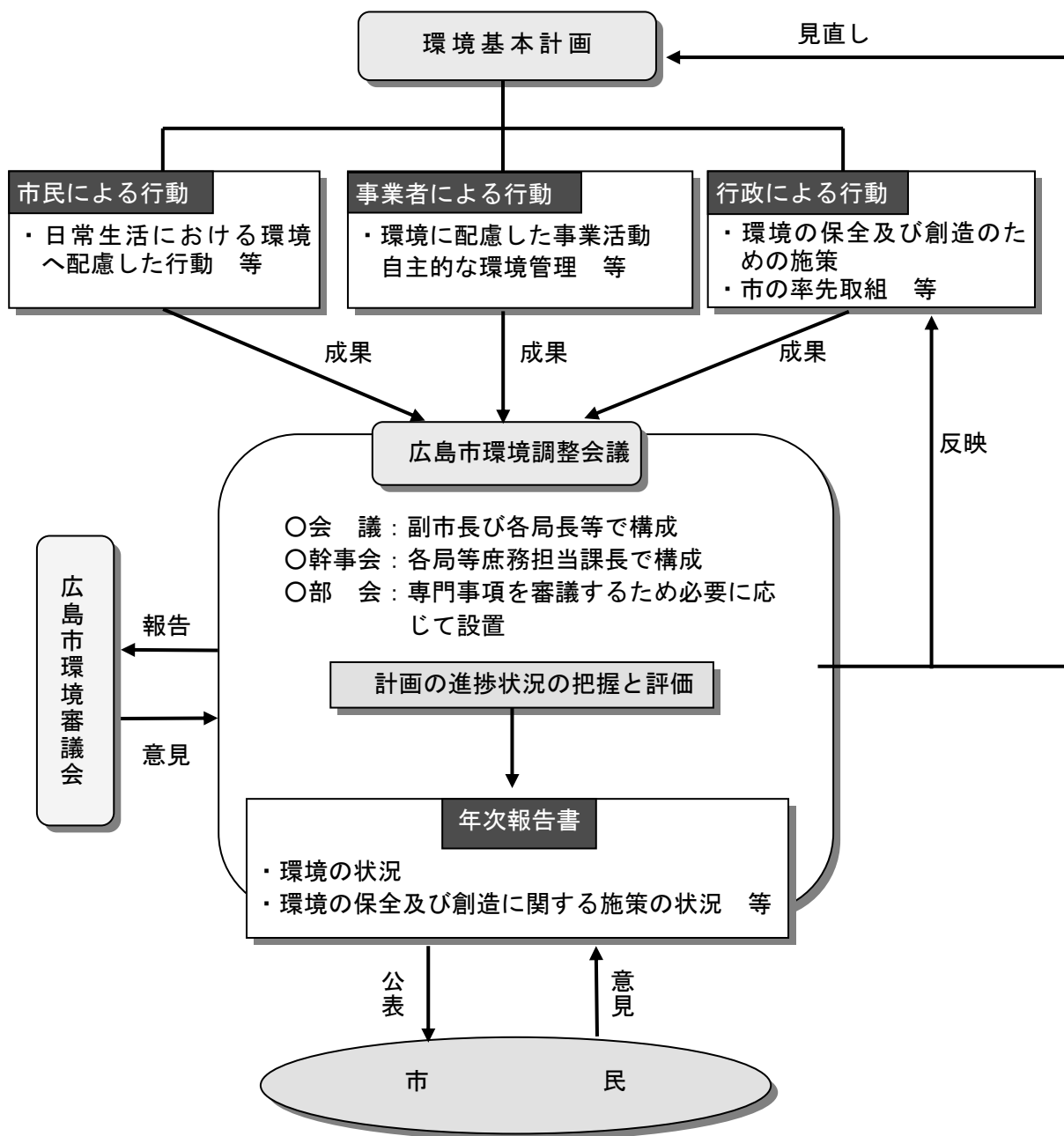
地球環境問題や、自動車交通公害、水質汚濁、廃棄物・リサイクル問題等の広域的な対応が必要な環境問題については、関係市町や県、国との緊密な連携を図りながら計画を推進します。

また、必要に応じ、環境保全を一層推進するための制度の創設、改正について国等へ要望を行います。

第5節 調査研究の推進

環境の保全及び創造に係る調査研究は、複雑化・多様化していく環境問題へ適切に対応していくために必要なものであることから、国や研究機関との連携を図りながら、環境の状況の把握、環境の変化の機構の解明・予測手法の確立、環境への負荷の削減に資する技術・社会システムの開発などの環境の保全及び創造に係る調査研究の充実に努めます。

環境基本計画の進行管理 概念図



参 考 资 料

1 広島市環境審議会委員名簿

(1) 広島市環境審議会委員名簿

(委嘱期間：平成 18 年 4 月 30 日～平成 20 年 4 月 29 日)

氏名	職業・役職等	備考
生田 顯	県立広島大学経営情報学部教授	
岡田 光正	広島大学理事・副学長	会長
鎌田 靖	日本労働組合総連合会広島県連合会広島地域協議会副議長	
清田 誠良	広島工業大学工学部教授	
佐久川 弘	広島大学大学院生物圏科学研究科教授	
迫田 勲	市民委員	
佐々木 桂一	生活協同組合ひろしま組織企画部統括課長	
佐々木 健	広島国際学院大学工学部教授	
柴 一実	広島大学大学院教育学研究科教授	
柴田 修三	広島商工会議所環境委員会委員長	
竹内 俊子	広島修道大学法学部教授	
田中 純子	広島大学大学院医歯薬学総合研究科助教授	副会長
出路 千恵	市民委員	
中島 正博	広島市立大学国際学部 教授	
原 公子	(社) 広島消費者協会理事	
東 友一	特定非営利活動法人広島市公衆衛生推進協議会会長	
松岡 俊二	早稲田大学大学院教授	
森澤 賢樹	広島市商工会連絡協議会会長	
山本 雅子	広島文化短期大学食物栄養学科教授	
吉岡 恭子	広島市地域女性団体連絡協議会会長	

五十音順（敬称略）

(2) 環境基本計画改定部会委員

氏名	職業・役職等	備考
清田 誠良	広島工業大学工学部教授	
佐久川 弘	広島大学大学院生物圏科学研究科教授	職務代理者
迫田 勲	市民委員	
佐々木 桂一	生活協同組合ひろしま組織企画部統括課長	
柴 一実	広島大学大学院教育学研究科教授	
柴田 修三	広島商工会議所環境委員会委員長	
出路 千恵	市民委員	
山本 雅子	広島文化短期大学食物栄養学科教授	部会長
吉岡 恭子	広島市地域女性団体連絡協議会会長	

五十音順（敬称略）

2 広島市環境審議会での審議経過

区 分	日 程	審議内容
第1回審議会	平成18年(2006)年8月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市環境基本計画の基本方針について ・旧湯来町地域の地域別環境配慮指針の地域区分の設定について ・環境基本計画改定部会の設置について
(第1回部会)	平成18年(2006)年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の施策体系と計画改定での視点について ・環境基本計画の施策体系(案)について ・環境基本計画の構成(案)について
(第2回部会)	平成18年(2006)年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市環境基本計画(改定中間案)について
(第3回部会)	平成18年(2006)年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市環境基本計画(改定中間案)について ・環境に関する市民・事業者アンケート調査結果について
第2回審議会	平成19年(2007)年1月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市環境基本計画(改定中間案)について
市民意見の募集	平成19年(2007)年1月15日～ 平成19年(2007)年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境起用計画(改定中間案)を市の広報誌やホームページで公開し、意見を募集。(13人から50件の意見が寄せられた。)
第3回審議会	平成19年(2007)年3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市環境基本計画(改定中間案)へ市民意見への対応について
第4回審議会	平成19年(2007)年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市環境基本計画(改定版 答申案)について

3 定量目標及び数値管理指標一覧

(1) 定量目標一覧

項 目		現 況 (平成17年度(2005年度))	目 標 (平成22年度(2010年度))	
第1節 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する				
1	河川環境整備、自然環境保全河川整備事業区間の整備率	80.7% (4,961m/6,151m)	98%	
2	人工林の間伐面積	274ha	1,200ha	
3	森林ボランティア(もりメイト)育成人数	30人/年育成	30人/年育成	
4	森林ボランティア団体の活動延べ人数	675人	1,000人	
5	認定農業者、新規就農者、女性農業士等の育成人数	105人	215人	
第2節 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する				
6	大気汚染に係る環境基準の達成率	二酸化窒素 一般局	100% (7局/7局)	100%
		自排局	100% (4局/4局)	100%
	浮遊粒子状物質	一般局	100% (7局/7局)	100%
		自排局	100% (4局/4局)	100%
	二酸化硫黄	一般局	100% (4局/4局)	100%
	一酸化炭素	自排局	100% (2局/2局)	100%
7	環境を意識した交通行動を行っている市民の割合	64.6%	70% (平成19年度)	
8	市街化区域外の生活排水処理人口整備率	36.5% (22,600人/62,000人)	39.0% (平成19年度)	
9	環境基準地点での水質汚濁に係る環境基準の達成率	健康項目 河川	100% (27地点/27地点)	100%
		海域	100% (8地点/8地点)	100%
	生活環境項目 河川(BOD)	100% (20地点/20地点)	100%	
	栄養塩類	100% (2水域/2水域)	100%	
10	騒音に係る環境基準の達成率	自動車騒音	87% (約8万戸/約9万2千戸)	100%
		鉄道騒音	58% (7地点/12地点)	100%
		航空機騒音	100% (9地点/9地点)	100%

項 目		現 況 (平成17年度(2005年度))	目 標 (平成22年度(2010年度))
11 有害化学物質の環境基準の達成率	ダイオキシン類	100%	100%
	有害大気汚染物質	100% (4地点/4地点)	100%
12 有害大気汚染物質の指針値の達成率		100% (4地点/4地点)	100%
13 一般廃棄物	総排出量を20%減 ・ライフスタイルの変革によりごみ排出量の削減率を20%以上に 【基準：平成14年度44万4千t】	41万5千t	35万t (平成20年度)
	リサイクル量を倍増 ・分別の徹底によりリサイクル量を約2倍に 【基準：平成14年度4万6千t】	5万2千t	8万6千t (平成20年度)
	最終処分量を50%減 ・減量とリサイクルにより埋立処分量を50%以下に 【基準：平成14年度10万2千t】	6万7千t	5万1千t (平成20年度)
14 産業廃棄物	最終処分率	8.3% (150,429t/1,820,754t) (平成15年度)	3%
第3節 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、よりよい都市環境をつくりだす			
15 水辺のコンサートの観客数、水辺のオープンカフェの利用者数、水辺の市民活動促進事業の利用者数、川の遊覧船、水上タクシーの水上交通利用者数などの合計人数		9万4千人	16万4千人
16 水浴場水質判定基準への適合率		38% (平成18年度)	56%
17 河岸緑地の整備率		46.1% (21.97km/47.70km)	47.7%
河川環境整備、自然環境保全河川整備事業区間の整備率(再掲)		80.7% (4,961m/6,151m)	98%
18 緑化施設整備計画認定制度による認定件数		6件	17件
19 市民1人あたりの都市公園面積		8.03㎡	10㎡
20 定点調査によるばい捨てごみの数の減少率		76.9%	90%
21 文化財の指定件数		149件	156件
第4節 地球環境の保全に積極的に貢献する			
22 本市域内から排出される温室効果ガス排出量 【基準年度：平成2年度(1990年度)636.5万t-CO ₂ 】		基準年度の排出量から0.3%の削減 (631.7万t-CO ₂) (平成16年度)	基準年度の排出量から6%の削減 (598.2万t-CO ₂)
23 1世帯あたりの電気使用量		5,092Kwh (平成16年度)	4,250Kwh

項 目	現 況 (平成17年度(2005年度))	目 標 (平成22年度(2010年度))
24 1世帯あたりの都市ガス使用量	160m ³ (平成16年度)	145m ³
25 省エネルギーやエコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)など環境にやさしい行動を実践をしている市民の割合	66.5% (平成18年度)	80.0%
人工林の間伐面積(再掲)	274ha	1,200ha
26 大学や企業等と連携した、環境にやさしいエネルギーなど未来エネルギーに関する共同研究の割合	1件	6件
第5節 市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む		
27 環境サポーターの活動回数	122回/年	140回/年
28 ISO14001やエコアクション21を取得している事業所数	174事業所	274事業所
29 広島市役所環境保全実行計画に掲げる数値目標の達成状況	29% (4項目/14項目)	全項目達成

(2) 数値管理指標

項 目	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	
第1節 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する					
1 森林面積 (5年毎の公表)	※ 61,378ha	※ 61,378ha	※ 60,780ha	60,780ha	
2 農地流動化面積	—	—	—	104ha	
3 経営耕地面積 (5年毎の公表)	※ 2,564ha	※ 2,564ha	※ 2,564ha	2,067ha	
4 自然とのふれあい施設 等の利用者数	1,034,860人	1,128,105人	1,067,701人	1,148,993人	
5 自然とのふれあい事業 の参加者数	38,572人	42,763人	39,560人	38,197人	
第2節 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する					
6 ばい煙発生施設からの硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量	硫黄酸化物	47万2千m ³ N	48万2千m ³ N	45万3千m ³ N	—
	窒素酸化物	136万1千m ³ N	135万1千m ³ N	127万7千m ³ N	—
7 光化学オキシダントの環境基準の達成率	0% (0局/7局)	0% (0局/7局)	0% (0局/7局)	0% (0局/7局)	
8 光化学オキシダント注意報の発令回数	広島地区	4回	2回	3回	3回
	海田地区	0回	0回	0回	0回
	可部地区	0回	0回	0回	0回

項目	平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	
9 市域内の低公害車及び低燃費車の登録台数割合	5.9% (35,725台 /603,033台)	9.2% (55,801台 /608,220台)	12.4% (76,633台 /616,043台)	17.7% (111,262台 /628,728台)	
10 大気汚染に係る公害苦情件数(参考指標)	58件	37件	60件	59件	
11 悪臭に係る公害苦情件数(参考指標)	85件	91件	67件	87件	
12 公共下水道の普及率	91.1%	92.4%	※92.2% 92.8%	92.4%	
13 CODの環境基準の達成率	0% (0海域/4海域)	0% (0海域/4海域)	0% (0海域/4海域)	25% (1海域/4海域)	
14 水質汚濁に係る公害苦情件数(参考指標)	97件	97件	103件	105件	
15 騒音に係る公害苦情件数(参考指標)	128件	89件	123件	135件	
16 振動に係る公害苦情件数(参考指標)	23件	12件	24件	24件	
17 P R T R制度に基づく化学物質の排出量	2,255t	2,245t	2,034t	—	
第4節 地球環境の保全に積極的に貢献する					
18 公共交通機関の利用者数	55万1千人	56万3千人	55万6千人	—	
19 市内における新エネルギーの導入状況	公共・産業用太陽熱	20施設	20施設	20施設	20施設
	公共・産業用太陽光発電	12件	13件	17件	17件
	天然ガスコージェネレーション	29台	101台	209台	356台
	ごみ焼却余熱利用施設	5施設 (3,600kw)	5施設 (3,600kw)	5施設 (18,200kw)	5施設 (18,200kw)
	消化ガス発電	1施設 (650kw)	1施設 (650kw)	1施設 (650kw)	1施設 (650kw)
20 大気中のフロン濃度	CFC11	0.29ppb	0.27ppb	0.26ppb	0.30ppb
	CFC12	0.61ppb	0.64ppb	0.51ppb	0.58ppb
	CFC113	0.08ppb	0.08ppb	0.07ppb	0.08ppb
21 雨水のpH平均値	4.60	4.53	4.85	4.69	
22 国際協力による研修員の受入れ人数(平成13年度(2001年度)からの累計)	4名	5名	8名	9名	
第5節 市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む					
23 環境に関する情報を十分得ていると思う市民の割合	—	—	—	63.9% (平成18年度)	

項 目	平成 14 年度 (2002 年度)	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)
24 環境に関する出前講座 に参加した人数	3, 6 1 1 人	4, 3 6 0 人	8, 8 4 3 人	7, 3 0 2 人
25 公民館での環境学習グ ループ登録数	—	—	—	6 グループ
26 ひろしま情報 a-ネット の環境保全の分野に登録 されている団体数	3 1 団体	3 4 団体	5 3 団体	5 3 団体
27 広島市役所本庁舎 I S O14001 の環境目的・環境 目標の達成率	—	7 9 % (22 項目/28 項目)	8 6 % (24 項目/28 項目)	7 7 % (20 項目/26 項目)

※印は、平成 17 年度に合併した旧佐伯郡湯来町の数値を含みます。

4 環境に関する区の魅力づくり事業の状況

区分	魅力づくり事業名	取組内容
中区	まちなかの水と緑のプロムナードづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 水と緑を生かしたプラムロードづくりをすすめます。 オープンスペースを利用した区民によるまちかど緑化運動を展開します。
東区	緑の回廊づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 自然を楽しむレクリエーションの場づくりや自然探訪、自然観察会など自然を題材としたイベントの開催を行います。
	区のじまんづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 文化財に関するボランティアガイドの育成・支援を行います。 地域文化を保存し伝承するための区民の活動を支援し、各地域のじまんづくりへと進めていきます。
南区	自然を大切にし、自然を楽しむ事業	<ul style="list-style-type: none"> 区民による清掃活動や区民が自然を大切にする取組を進めます。 区民が自然に親しみ、自然を楽しむ取組を進めます。
西区	水面に緑の映える憩いの空間づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 太田川や西区のやまなみを活用し、身近な自然とふれあえる憩いの環境をつくります。
	歴史のふれあいルートづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 旧山陽道の街並みや歴史的、文化的資源への理解を深めるため、散歩道の設定など歴史、文化にふれあえるしくみづくりを進めます。
安佐南区	まちめぐり憩いの空間づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 自然や歴史的資源を生かし、動植物に親しむポイントづくりやこれらをつなぐルートづくりを進め、区民の交流、子どもたちの遊び、健康づくり、歴史の学習などが活発に行われる環境を創出します。
	土と緑のふれあいの郷づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 農地、里山、森林を生かし、農業体験や林業体験ができる場を整備します。 土と緑とのふれあいを楽しみ、自然の恵みや自然環境の大切さを学べる仕組みをつくっていきます。
安佐北区	魅力発見の道づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 区内の自然・歴史的資源を連絡し、快適に楽しみながら歩ける魅力発見の道づくりを進めます。 魅力発見の道への案内板の設置や、沿道の樹木、花などによる四季の彩りを生かしたイベントの開催などに取り組みます。
	実りの里づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な指導・助言が受けられ自然の恵みや自然環境の大切さを学べる環境づくりを進めます。
	冒険の遊び場づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 自然にふれながら自由に遊びを創造できる場をつくり、子どもたちが自然の中でたくましく育つ環境を提供します。
安芸区	水に親しむ空間づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 瀬野川を自然環境との共生や水について考える場、自然体験学習の場として活用します。 自然とふれあいながら楽しく遊び、学べる空間づくりに取り組みます。
	緑いっぱいふるさと手づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 森林や農地などを自然とのふれあいの場として活用し、農林業を体験できる場づくりや四季を感じる遊歩道、ハイキングコースの整備などを行います。
佐伯区	緑のネットワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> 海老山公園を「区民の森」として位置づけ区民の手づくりによる再生を図ります。 海老山公園を起点に、窓ヶ山に至る区内の主要施設や自然とのふれあいの場を桜や松並木などでネットワークした緑のプロムナードづくりを進めます。 区民による花づくり活動など自然を生かしたまちづくり活動を展開します。

5 環境に関する市民及び事業所アンケート調査結果

(1) 市民アンケート

ア 調査の概要

調査目的 広島市内の市民の環境に対する意識、行政への要望等を把握することにより、広島市環境基本計画の改定、各種施策の推進のための基礎資料とすることを目的として実施

調査対象 広島市居住の20歳以上男女

抽出方法 住民基本台帳及び外国人登録から無作為抽出

調査方法 郵送配布、郵送回収

調査期間 平成18年7月18日～7月31日

回収結果 配布数2,000件、有効回収数891件、有効回収率44.6%

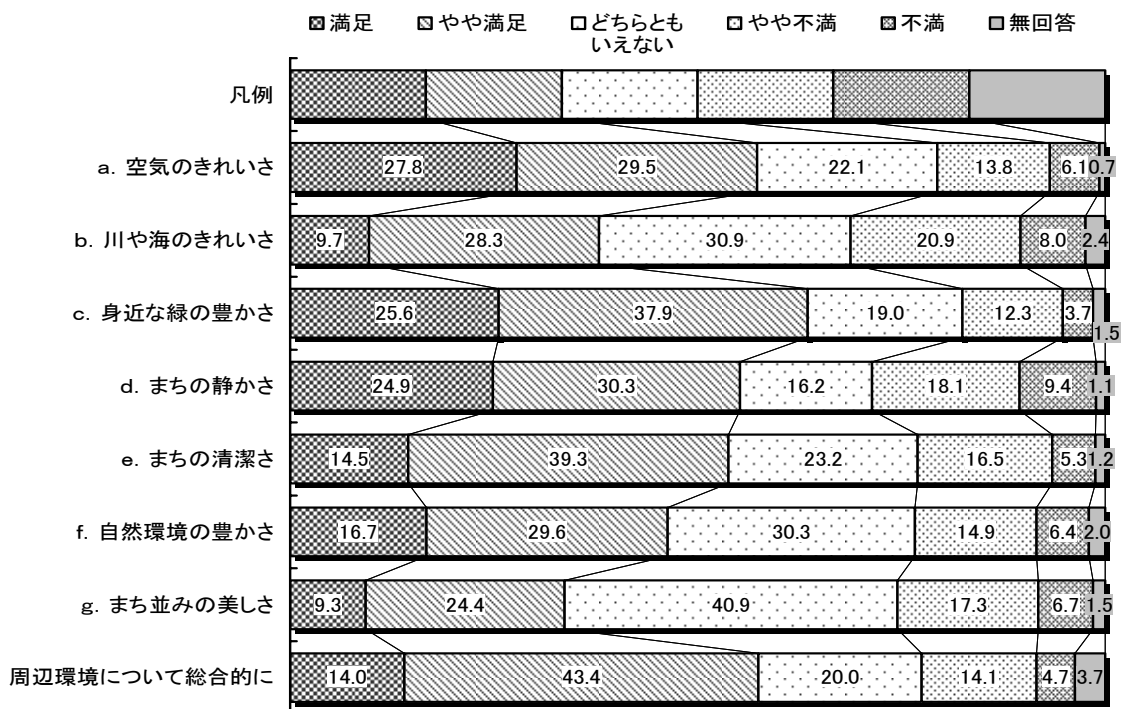
イ 調査結果

(7) 周辺環境満足度

広島市内の環境について、周辺の満足度について尋ねたところ、満足度の高い項目としては「身近な緑の豊かさ」（「満足」+「やや満足」合わせた満足派 63.5%）、「空気のきれいさ」（同 57.3%）、「まちの静かさ」（同 55.2%）などが上位となっている。

一方で、「まち並みの美しさ」（同 33.7%）、「川や海のきれいさ」（38.0%）などの満足度は相対的に低い。

周辺環境満足度（n=891）

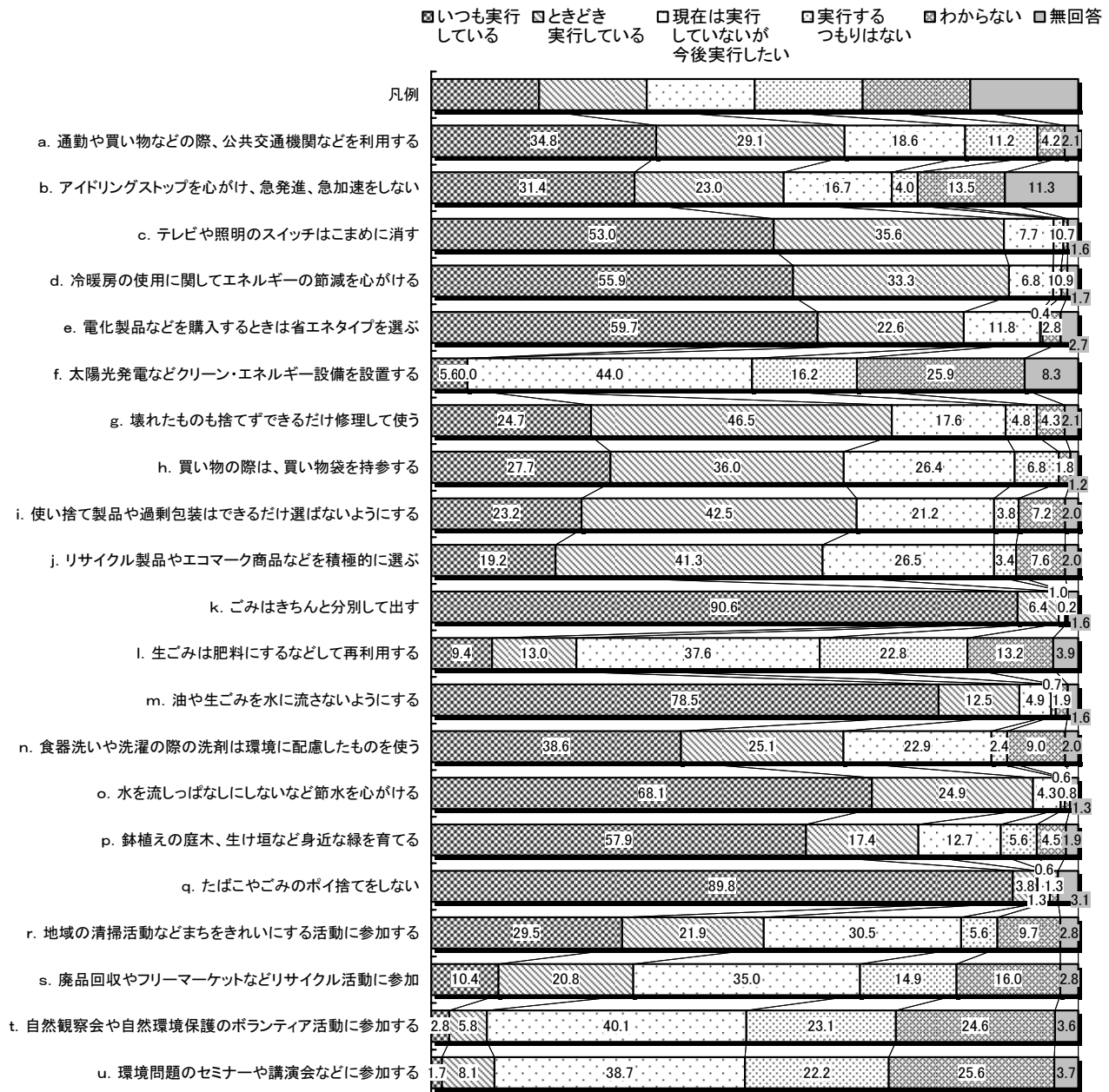


(イ) 環境問題への取り組み

日常的な環境問題への取り組みとして心がけていることについては、実行度の高い項目（「いつも実行」＋「ときどき実行」）としては「ごみはきちんと分別して出す」が97.0%で最も高くなっているほか、「たばこやごみのポイ捨てをしない」（93.6%）も高く、また、どちらも「いつも実行」の割合が高い。

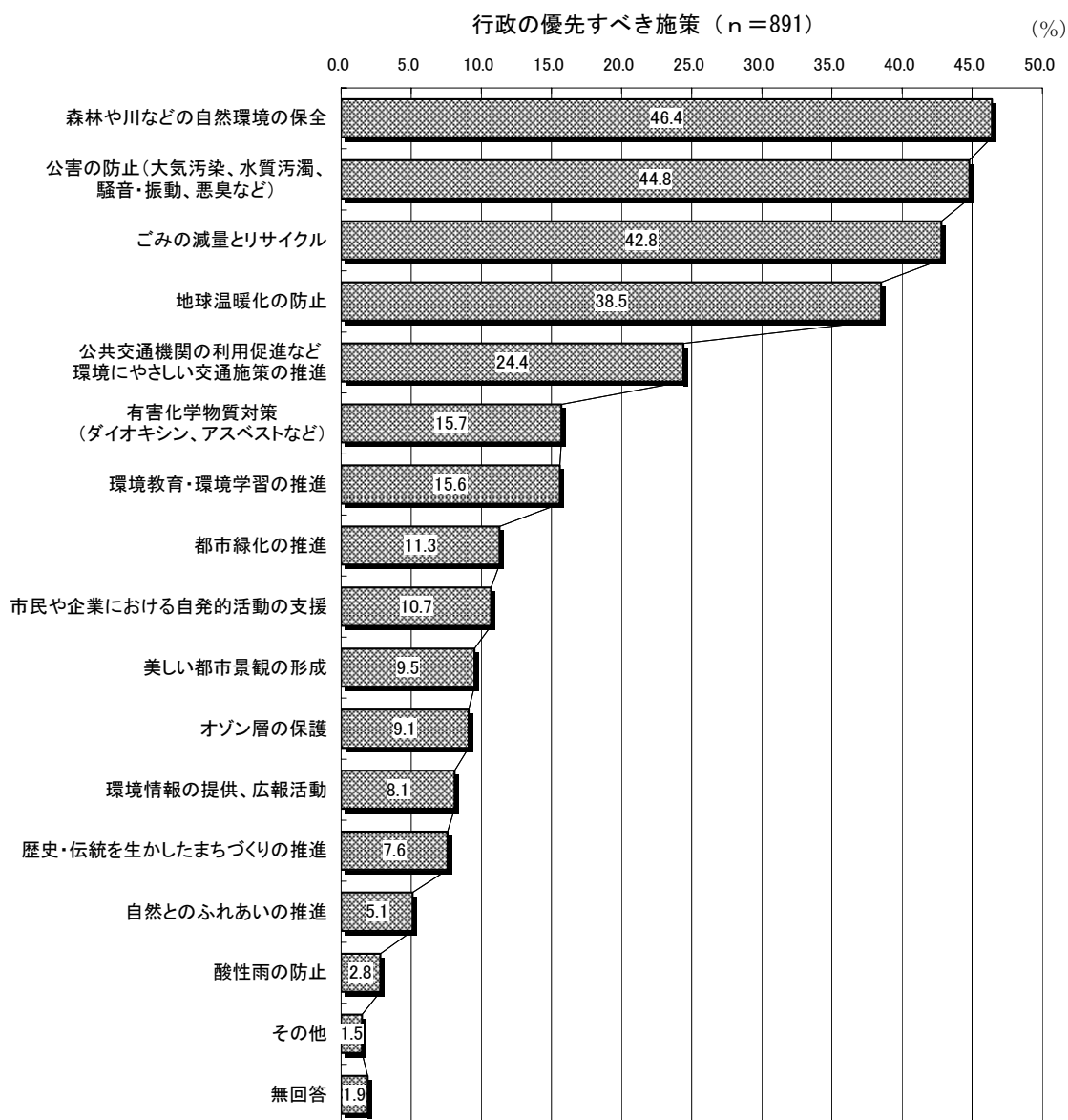
一方、「実行するつもりはない」については、「自然観察会や自然環境保護のボランティア活動に参加する」（23.1%）、「環境問題のセミナーや講演会などに参加する」（22.2%）、「生ごみは肥料にするなどして再利用する」（22.8%）などの項目で高い。

環境問題への取り組み（n=891）



(ウ) 行政の優先すべき施策

広島市が優先すべき施策については、「森林や川などの自然環境の保全」が 46.4%で最も高く、以下「公害の防止(大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭など)」(44.8%)、「ごみの減量とリサイクル」(42.8%) の順となっており、基本的に身近な環境問題への対策を重点的に行ってほしいとの意向が伺えた。また、その他、地球温暖化の防止が 38.5%と比較的高く、関心の高さが伺える。



(2) 事業所アンケート

ア 調査の概要

調査目的 広島市内の事業者の環境に対する意識、行政への要望等を把握することにより、広島市環境基本計画の改定、各種施策の推進のための基礎資料とすることを目的として実施

調査対象 広島市内の事業所

抽出方法 事業所・企業統計調査の従業員規模 100 人以上の事業所から無作為抽出

調査方法 郵送配布、郵送回収

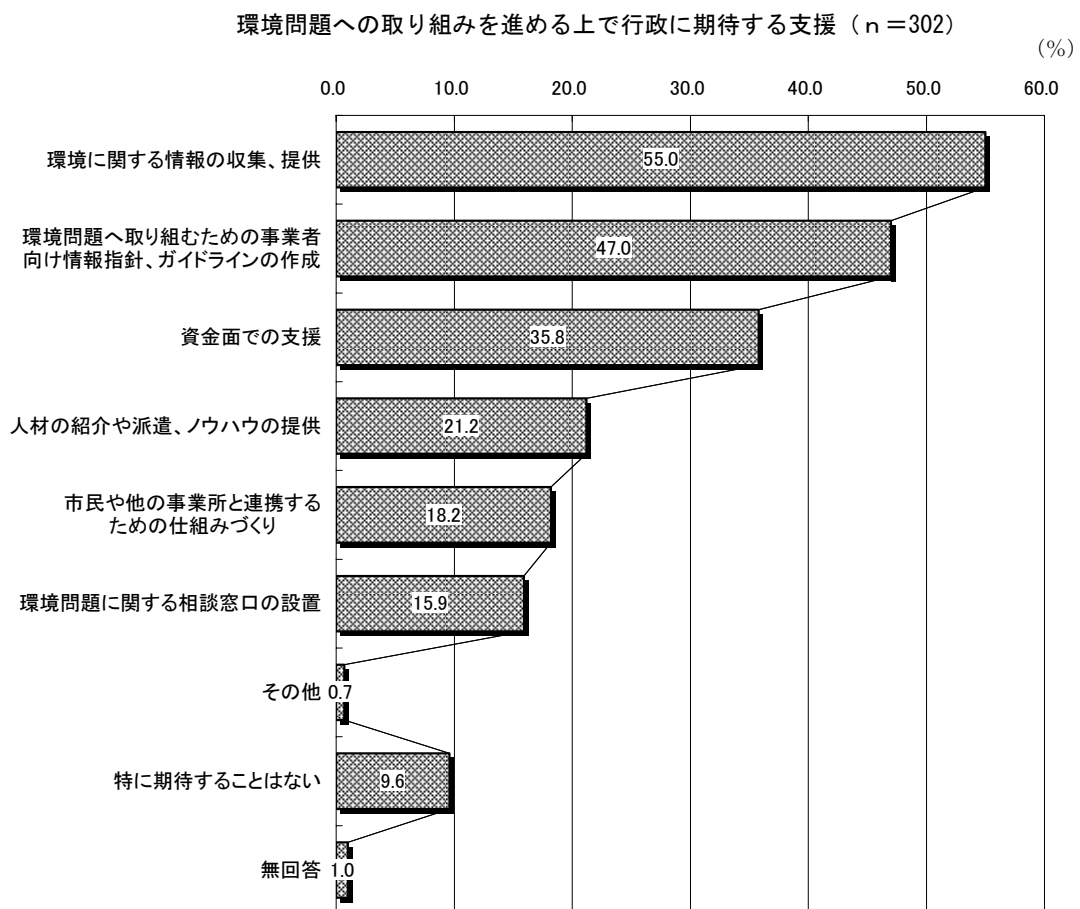
調査期間 平成 18 年 7 月 18 日～7 月 31 日

回収結果 配布数 500 件、有効回収数 302 件、有効回収率 60.4%

イ 調査結果

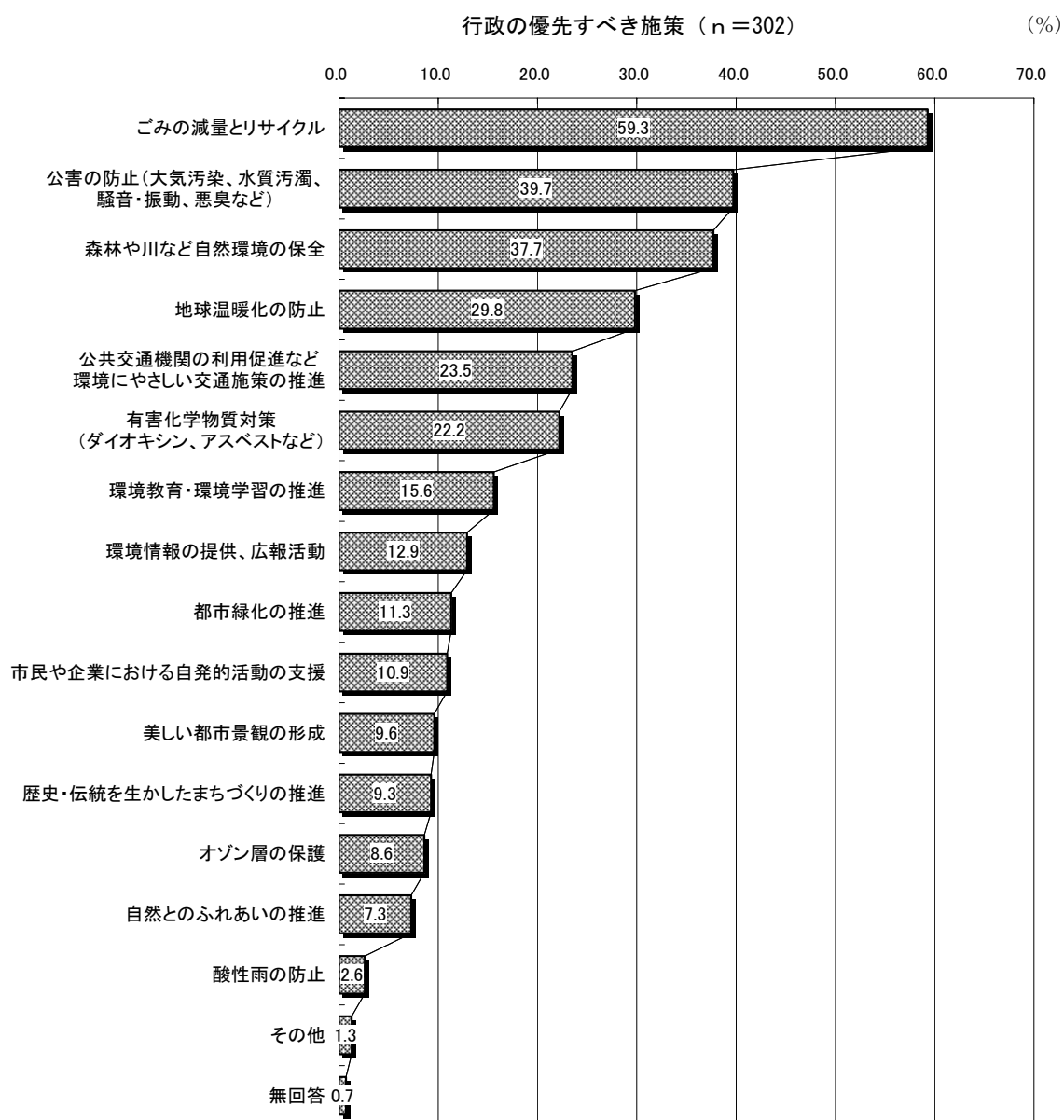
(ア) 環境問題への取り組みを進める上で行政に期待する支援

今後環境問題に取り組む上で期待する行政の支援については、「環境に関する情報の収集、提供」(55.0%)が最も多く、以下「環境問題へ取り組むための事業者向け情報指針、ガイドラインの作成」(47.0%)、「資金面での支援」(35.8%)などの順となっている。



(イ) 行政の優先すべき施策

広島市の環境をよくするための優先施策については、「ごみの減量とリサイクル」(59.3%)が最も多く、以下「公害の防止」(44.8%)、「森林や川など自然環境の保全」(37.7%)などの順となっており、ごみや公害といった身近な環境問題への対策を重点的に推進してほしいとの意向が強かった。



6 広島市環境基本計画（改定中間案）に対する市民意見

(1) 市民意見の募集について

募集期間：平成19年1月15日から2月14日

募集方法：「市民と市政」に市民意見募集の掲載を行うとともに、市のホームページに全文を掲載

市民意見提出者：13人

市民意見件数：50件

(2) 市民意見の概要と市の考え方

市の考え方の凡例

★：市民意見により変更したもの

◎：既に反映しているもの

○：意見として参考にするものなど

第1章 計画の基本的な事項

市民意見の概要	市の考え方
① 重点的取組事項の明確化等、基本方針の改定のポイントが何か、やや不明確である。	★ (3)重点的取組事項については、表現を変更し「ゼロエミッションシティ広島の推進」と「地球温暖化対策の推進」を重点目標とすることを明確にしました。
② 「市民・事業者・行政の取り組むべき具体的な行動を分かりやすくした」とのことであるが、行政の取組事項は概ね担当局別に明示されているが、市民及び事業者については、具体性に欠け主体性と責任が誰にあるのか、誰が実行し結果の責任を誰が取るのか極めて不明である。これでは、絵に描いた餅であり、5W1Hが明確でなければ、誰もやらないし、誰も痛痒を感じないし責任も取らないこととなる可能性が大きいのではないかと思う。早急に取組主体の明確化と施策及び工程表、遂行責任を明示すべきである。また基本計画をより深掘りして具体化すべきである。	○ 現行計画では、市民、事業者の方に行っていただきたい行動を、施策の掲載箇所とは別な箇所に主体別環境配慮指針として掲載していましたが、それでは、施策との関連が分かりにくいいため、今回、施策に関連し、市民、事業者の方に行っていただきたい行動を「市民の取組」「事業者の取組」として記載することにしました。 基本計画は、環境行政のマスタープランであり、方向性を示す計画です。ご提案の工程表等は、環境基本計画で示した方向性に進むための各種計画において策定されています。

第2章 広島市の将来像と基本目標

市民意見の概要	市の考え方
① 広島市の将来像が「環境を保全し、より良くする都市」とあるが、将来像のイメージが弱過ぎる。少なくとも①ゼロエミッションシティ広島の推進、②地球温暖化対策の推進を重点的に取組むのであれば「環境保全対策を積極的に推進し、環境の先進都市」を目指す将来像とすべきである。	★ 審議会において、再度を審議を行い「ひとに優しい環境をまもり、つくる都市」に変更しました。
② 5つの基本目標についても、総花的で抽象的な目標となっており、具体性に欠けている。	○ 基本計画は、環境行政のマスタープランであり、方向性を示す計画です。ご提案のアクションプラン等は、環境基本計画で示した方向性に進むための各種計画において策定されています。
③ 基本目標3番目の「潤いと安らぎのある～」に書かれている「アメニティ」という言葉は、日本語に変更した方がよいと思う。	★ 表現を「豊かで、快適な環境」と分かり易く日本語に変更しました。

第3章 環境の現状と課題、施策の方向、各主体の役割

(1) 定量目標及び数値管理指標の設定

市民意見の概要	市の考え方
① 温室効果ガス排出量、環境にやさしい行動をしている市民の割合、環境サポーターの活動回数など、定量目標の目標値が低いのではないかと。	○ これらの目標は、現状を分析した上で、目標設定しています。 また、目標を早期に達成した場合は、その段階で、新たな目標設定を行うこととなります。
② 各定量目標及び数値管理指標についても、具体性に欠けるものがある。例えば、「騒音・振動の防止」の内「鉄道騒音の環境基準適合率」が現状58%の状態が平成22年度目標100%となるとしているが、その施策が「必要に応じ管理者へ要望する」位で、100%になるのか大いに疑問がある。	○ 鉄道騒音の環境基準の達成は、本来、鉄道事業管理者の責任により達成すべきものであり、鉄道事業管理者に環境基準の達成を要望しています。 これらのことから、平成22年度の鉄道騒音の環境基準適合率を100%としています。

(2) 各主体の取組

市民意見の概要	市の考え方
① 市民及び事業者の取組みについても、主体性と具体的施策が不明確である。	○ 現行計画では、市民、事業者の方に行っていただきたい行動を、施策の掲載箇所とは別な箇所に主体別環境配慮指針として掲載していましたが、それでは、施策との関連が分かりにくいとため、今回、施策に関連し、市民、事業者の方に行っていただきたい行動を「市民の取組」「事業者の取組」として記載することにしました。 基本計画は、環境行政のマスタープランであり、方向性を示す計画です。具体的な施策は、環境基本計画で示した方向性に進むための各種計画において策定されています。
② 担当局が環境局の取組事項については、かなり具体的な目標と施策が記述されているが、環境局以外の取組みについて、主体と具体性にやや欠けるように思われる。	○ 基本計画は、環境行政のマスタープランであり、方向性を示す計画です。ご提案のアクションプラン等は、環境基本計画で示した方向性に進むための各種計画において策定されています。

(3) 各施策について

第1節 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

1 生物の多様性の確保と水辺・緑・農地の保全

市民意見の概要	市の考え方
① 多彩な環境のバランスを保ちながら、潤いと安らぎのある都市環境を積極的に創造するためには、広島市全体のバランスをとり、「都市部（環境消費、食料消費）と農村部（環境生産、食料生産）の連携、融合政策」が必要と思う。 この環境基本計画は都市部に比重がおかれ、（広島市の合併した）農村部の豊かな資源（多彩な環境）が生かされ、保全される政策に欠けている印象を受ける。 「都市と農村の連携、融合政策」は、例えば、市民農園、市民菜園、生ごみの堆肥化と農産物の地域内循環システム構築などを通じて、両住民との交流を積極的に推	○ 自然環境の保全の施策として、「生物の多様性の確保と水辺・緑・農地の保全」の中に、「農地の保全」として、「地産地消を推進」し、また、「多様な担い手や農村サポーターの育成」を掲げています。 また、「自然とのふれあいの推進」には、「都市住民の農村交流機会の充実」、「市民農園、市民菜園の整備・拡充」についても、掲げています。 これらの施策を推進することで、都市と農村の連携が行われることになると考えています。

進する、「都市と農村の連携、融合政策」が必要である。	
② 山を切り崩さないでほしい。	◎ 「都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」及び「緑地保全地域」の指定」により、緑地を保全することになっています。

3 開発等に際しての環境保全への配慮

市民意見の概要	市の考え方
① 環境アセスメントの積極活用及び行政のバックアップ ② 開発に対する代償事業の制度化 ③ 事業者への監査制度の導入	○ 環境アセスメント制度は、平成11年度から既に制度化されています。 この制度では、事業者はあらかじめ、環境保全のための配慮の内容など記載した書類を作成し、その内容について市が評価します。 また、事業者は、工事期間中及び工事完了後に、市へ事後調査計画書及び報告書の提出が義務付けられています。市は、それらの公告・縦覧を行っています。

第2節 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する

5 ゼロエミッションシティ広島の推進

市民意見の概要	市の考え方
① スーパーや百貨店での卵のパック、ビニール袋、古着などのリサイクル回収の推進	◎ 「スーパーマーケット等での食品トレー等の店頭回収を促進します」と記載しています。
② 飲食店での割り箸や使い捨てカップなど使い捨てでない物を使用する	○ 「環境に配慮した商品の購入を行う消費者の育成」、「スポーツ施設などでの「リユース型マイカップ」の導入を働きかけます。」を施策として掲げており、これらの取組を通じて、使い捨て製品の削減を推進していきます。
③ 生ごみのバイオバス化や堆肥化による再利用の推進	◎ 「家庭ごみの生ごみのリサイクル方法について検討します。」と記載しており、その検討結果により施策を推進していくこととなります。

第3節 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす

2 潤いと安らぎのある美しい都市景観の形成と歴史と伝統を生かしたまちづくり

市民意見の概要	市の考え方
① ごみの不法投棄をなくして欲しい。	◎ 「ごみ不法投棄対策の推進について」記載しています。
② 登山道のわき道などにごみが多い。ごみ拾い	◎ 「ばい捨て未然防止対策の推進」及び「ごみ不法投棄対策の推進」を記載しています。

第4節 地球環境の保全に積極的に貢献する

1 地球温暖化対策の推進

市民意見の概要	市の考え方
① 自動車が必要な社会から、歩いて用事ができる社会にならないといけない。	◎ 「日常的な自動車交通を徒歩や自転車、公共交通へ転換促進する施策の推進を進める」と記載しています。
② 自動車の排気ガスを減らすアイドリングストップの推進	◎ 「アイドリングストップなどエコドライブの啓発活動の啓発活動を推進します」と記載しています。
③ 夜間広告照明や夜間ライトアップの無駄の中止 夜間の地球を俯瞰した写真を見かけますが、日本列島の明るさは周辺地域を圧倒しています。この明るさの元は電力でありその多くは石油などを燃焼させて熱および二酸化炭素の排出の元に得られています。夜間の安全に関わる最小限の照明は別として、深夜まで営業上や美観などから明るさを求めすぎるのは、少し自粛・我慢すべきではないでしょうか？	◎ 「ライトダウンキャンペーン等により省エネルギーの普及啓発」をすすめます。
④ 二酸化炭素吸収性が格段に良い樹木を選び、道路、公園、河岸などに植樹すると共に、里山・枯れ山などにも重点的に植える。	○ 「健全な森林の保全・整備」や「市街地における民有地の緑化、公共施設の緑化の促進」を記載しています。 なお、樹木選定にあたっては、二酸化炭素の吸収性だけでなく、その土地の気候、土壌、目的にあった樹木を植えることも必要です。
⑤ 電気を使わないようにするなどということも、環境に対する負荷軽減でしょう。しかし、私たちの便利な生活をどこまで犠牲にして本気で地球環境を考えるのが難しいところである。	○ 現在の地球温暖化に対応するには、家庭生活において、電気、ガスなどのエネルギーや水、紙など資源を節約することや、家電製品や自動車などの購入時にできるだけエネルギー効率の高いものを選択するといった取組みを継続して行うことで、全体として環境負荷削減の大きな効果を生むこととなります。

4 国際協力の推進

市民意見の概要	市の考え方
① 国際平和文化都市として、環境問題に重点を置く方針であれば、国際協力・支援にもっと積極的に取り組むべきである。特に中国・重慶市との環境保全に関する協力、支援には、注力すべきである。	○ 地球温暖化の防止などの地球環境問題の解決のためには、世界各国・各都市が協力して取り組むことが必要であり、各国の都市との積極的な国際協力の推進に努めます。また、重慶市との環境保全交流は、引き続き実施します。

第5節 市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む

1 環境情報の収集と提供

市民意見の概要	市の考え方
<p>① 市民への広報を徹底的に行うこと・・・動機付けが重要であると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全・改善の具体的な方法論、行動指針のようなパンフレットを各家庭に1冊配布したらどうか。 (具体的な省エネ対策、省廃棄物対策、電気・水・ごみ等) ・社会福祉協議会・町内会との連携による広報 ・環境団体、事業者との協働による広報 <p>② 市民が実現して欲しい具体的な数値目標を、広報を通じて提示すべきである。</p> <p>③ 市民、に対する環境情報の提供・共有に対して、現在の仕組みの以外に、市民に最も近い社協、町内会、公民館を組み合わせた仕組みの検討。</p> <p>④ 一般市民に地球環境の思ったより早い劣化を正しい情報として伝える。</p>	<p>★ 市民への情報の分かりやすい情報提供を行うため、「市民への分かりやすい環境情報の提供に努めます。」を追加しました。</p>

2 環境教育・環境学習の推進

市民意見の概要	市の考え方
<p>① 地球温暖化対策に関して、WEBサイトを利用した環境教育の実施。</p>	<p>★ 現在、市のホームページに、環境学習のページを作成しており、今後、環境教育に関する内容を充実する旨の記述を追加します。</p>
<p>② 人の生活はお日様が基本であり、やっぱし、外で出てどうこうするが大切で、そうするのが健康にも良いのであり、そこを見直す必要がある。</p>	<p>◎ 「身近な生物の自然観察会など、野外で体験する環境学習を推進します。」と記載しています。</p>
<p>③ 小学校の学校教育の中に環境カリキュラムを制度化する。小学校の3、4、5年生あたりでは体験学習での環境教育は非常に成果があると考え。</p> <p>④ 小中学生が授業の一つとして環境プログラムをとるといった方向性が良いように思います。</p>	<p>◎ 学習指導要領において、既に環境に関するカリキュラムは規定されています。</p> <p>また、「環境問題の現状やその原因について単に知識として知っているということだけでなく、行動する人材を育てるため、体験的・問題解決的な学習を重視します。」と記載しています。</p>
<p>⑤ 今後、イベント開催による啓発だけでなく、環境問題について、あらゆる地域ごとに住民の人たちを集めて、親しく膝を接し・顔を合わせてミーティングをする必要があると思う。そしてその中で、現状を率直に報告し、どうあるべきか、どうすべきかを住民と共に議論していくべきではないか。</p>	<p>○ 「② 環境教育・環境学習の場や機会の確保」や「⑤ 家庭や地域、職場における環境教育、環境学習の推進」の「環境サポーター養成講座、出前環境講座、地球温暖化対策地域推進協議会などの取組を通じて環境教育・環境学習の推進に努めます」などを進める中で対応していきます。</p>
<p>⑥ 地球温暖化防止の認定試験の開始、公式テキストの発売</p>	<p>★ 「地球温暖化防止対策などの環境保全への理解と関心を高めるための啓発活動を行います」を加えました。</p>
<p>⑦ 省エネチェックリストを広報誌に掲載し、地球温暖化防止への貢献度が分かるようにする。</p>	<p>★ 行動事例紹介として、省エネチェックリストを計画書に掲載しました。</p>

3 市民・事業者の自主的な環境保全活動の促進

市民意見の概要	市の考え方
① 経済活動と環境保護を両立させるために公的支援を充実させれば良いので、行政がでていかないとけない。	◎ 「④環境へ配慮した事業活動の促進」の「イ事業者の支援」に行政の支援について記載しています。
② 環境は現場で動いて良くしていかななくては、いけないと思います。市民リーダーが必要です。	○ 現在、森林ボランティアや環境サポーターなどのボランティアの育成により、市民リーダーの育成を行っています。

第5章 環境配慮指針

市民意見の概要	市の考え方
① 環境配慮指針は、基本計画の焦点がぼけて全体が総花的なイメージとなるので、環境基本計画の付属資料が参考資料とすべきである。	○ 本市域内の各地は、自然条件や土地利用の状況が異なっており、今後推進すべき環境づくりのあり方も一様ではないことから、地域の環境特性に応じた、よりきめ細かい環境への配慮指針をつくる必要があります。

第6章 計画の推進方策

市民意見の概要	市の考え方
① 現在ある協働の仕組みのあり方を再検討し、組織化、特に活性化を行うべき。 ・広島市地球温暖化対策協議会 ・環境サポーター	★ 協働体制の組織の活性化についての記載を追加しました。 なお、副市長及び各局長等からなる環境調整会議で、毎年、計画に掲げる目標や施策の達成状況の評価や進行管理などをP D C Aサイクルにより行っており、計画実行のための新たな仕組みは必要ないと考えています。 なお、目標や施策の達成状況等は、環境審議会に報告された上で、公表しています。
② 定期的に協働事業の実施後の検証を必ず行い、更に効率的な活動を目指す仕組みを確立することも重要と考える。	
③ 提案しているすべての事業を本当にこなすために、機動的に動ける実行部隊をつくるべきではないか。執行機関として、各部局及び広島市環境審議会のみでは、不十分である。	○ 今回の計画は、平成13年の環境基本計画後、環境基本計画の考え方に基づいて策定された各種計画との整合を図っています。 また、計画の推進体制については、助役、収入役及び各局長等からなる環境調整会議で、毎年、計画に掲げる目標や施策の達成状況の評価や進行管理などをP D C Aサイクルで行っており、計画実行のための新たな組織は必要ないと考えています。 なお、目標や施策の達成状況等は、環境審議会に報告された上で、公表しています。
④ 行政の担当局が縦割り行政となっている現行体制を反映し、余りにも主体と施策が多数かつ多岐にわたっているため、環境保全の成果責任を誰が把握し、誰が取るのかが不明確な点が多く目標が当初から達成されない可能性が大きいように思われる。折角、重点取組として①ゼロエミッションシティ広島の推進、②地球温暖化対策の推進の二つを大目標とするのであれば、総花的な施策ではなく、直接関連がある項目に絞り込んだ施策を策定し直し、民間の事業本部（本部長：担当助役）的推進体制を確立し、P D C Aのサイクルを厳しく遂行すべきである。	
⑤ 実施計画を策定すべきではないか。	○ 環境基本計画に関連した各種計画において既に実施

市民意見の概要	市の考え方
<p>⑥ (5)市民、事業者、行政の協働 ―リスクコミュニケーション（P R T Rを応用した仕組み）の幅広い体制― の具体的な仕組みを早急に作り、その仕組み：協議会で策定した具体的なアクションプラン（市民の取組、事業者の取組別）がこの「基本計画」に反映されることが先ず肝要な事である。現在この点が殆んど欠けていると思う。</p>	<p>計画は策定されており、環境基本計画としての実施計画の策定は考えておりません。</p>

3 その他、質問等

市民意見の概要	市の考え方
<p>① 市の回収された資源ごみは、各処理施設で処理され再利用されているのは、間違いはないでしょうか。最近聞いた話ですが、資源ごみの輸出（使えるごみ：古い家電製品）における輸出先での不適切処理が環境問題となっているみたいです。特にアジア（主に中国が多いとか？）地域における輸出が多いようですが、そういった取り組みは、広島市ではされていませんか。</p>	<p>○ 広島市が回収した資源ごみ（紙類、ガラス類、金属類、布類）は、資源選別センターで種類ごとに分別し、再生利用されています。</p> <p>ペットボトルなどの容器包装プラスチックは、選別施設で分別した後、ペットボトル再生事業者等を通じ、再生利用されています。</p> <p>家電リサイクル法対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を除く大型ごみは、大型ごみ破碎処理施設で破碎処理し、再生できるものは再生し、再生できないものは、適正に処分しています。</p> <p>家電リサイクル法対象機器は、家電リサイクルルートにより再生されています。</p> <p>このように回収した資源ごみは、再生や適正処理を行っています。</p>
<p>② 条例や計画づくりに住民を参加させる。重要なことは、市民を全面的に参加させることが最大の効果をあげる必須条件であると考えます。多くの市民の計画段階からの参画により、活動の幅が大きく広がるのではないかと。</p>	<p>○ 今回の計画改定においては、審議会での市民委員の参加、また、中間案への市民意見の募集により、計画づくりに住民の方に参加していただいています。</p>
<p>③ ごみの分別を進め可燃ごみは減少したが、資源ごみが溜まって大変である。収集回数を可燃ごみと同様に週2回程度にしてもらえれば、協力しやすい。</p>	<p>○ ごみの収集回数は、それぞれのごみの性状や特性を勘案して、現在の収集頻度を定めています。</p> <p>今後、市民の皆さんのご協力をいただき、ごみの減量・リサイクルが進んでいくと、ごみの排出量や構成比、性状が変化していくと思われます。その場合には、実情のあった収集日に変更する必要があると考えています。</p>
<p>④ 市役所が市民のお手本となるような「取組み・実績」を出されることを期待する。</p>	<p>○ 本市は、大規模な事業者・消費者として地球温暖化対策などの環境保全活動を推進するため、I S O14001やグリーン購入を推進しています。なお、これらの結果は、市のホームページ等で毎年公表しています。</p>
<p>⑤ 今後、環境関係に予算を傾斜配分するように検討すべきではないか。</p>	<p>○ 今後とも、環境基本計画の施策の推進のため、予算の確保に努めていきます。</p>

(3) 市民意見の提出状況一覧

区 分	市民意見により変更したもの ★	既に反映しているもの ◎	意見として参考とするものなど ○	合計
第1章 計画の基本的事項	1		1	2
第2章 広島市の将来像と基本目標	2		1	3
第3章 環境の現状と課題、施策の方向、各主体の役割				
(1) 定量目標及び数値管理指標			2	2
(2) 各主体の取組			2	2
(3) 各施策について				
第1節 自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する				
1 生物の多様性の確保と水辺・緑・農地の保全		1	1	2
2 自然とのふれあいの推進				
3 開発等に際しての環境保全への配慮			3	3
第2節 健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を構築する				
1 大気環境の保全				
2 水環境・土壌環境の保全、地盤沈下の防止				
3 騒音・振動の防止				
4 有害化学物質対策の推進				
5 ゼロエミッションシティ広島の推進		2	1	3
第3節 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、より良い都市環境をつくりだす				
1 水辺を生かし、潤いのある緑のまちづくりの推進				
2 潤いと安らぎのある美しい都市景観の形成と歴史と伝統を生かしたまちづくり		2		2
第4節 地球環境の保全に積極的に貢献する				
1 地球温暖化対策の推進		3	2	5
2 オゾン層の保護				
3 酸性雨の防止				
4 国際協力の推進			1	1
第5節 市民・事業者・行政の協働により環境を保全し、より良い環境づくりに取り組む				
1 環境情報の収集と提供	4			4
2 環境教育・環境学習の推進	3	3	1	7
3 市民・事業者の自主的な環境保全活動の促進		1	1	2
第5章 環境配慮指針			1	1
第6章 計画の推進方策	2		4	6
その他、質問等			5	5
合計	12	12	26	50

7 広島市環境の保全及び創造に関する基本条例

〔平成 11 年 3 月 24 日〕
〔 条 例 第 1 3 号 〕

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 9 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第 1 節 地域の環境の保全及び創造(第 10 条～第 12 条)

第 2 節 環境に配慮した都市の形成の推進(第 13 条～第 19 条)

第 3 節 環境に配慮した行動様式の推進(第 20 条～第 27 条)

第 4 節 環境に配慮した交通等に係る施策の推進(第 28 条～第 32 条)

第 5 節 地球環境保全の推進(第 33 条)

第 6 節 施策の総合的かつ計画的な推進(第 34 条～第 38 条)

第 3 章 環境審議会(第 39 条)

附則

本市は、中国山地を背に緑豊かな山々や丘陵に囲まれ、南には風光明媚な瀬戸内海が開け、太田川河口デルタには 6 つの川が流れ、「水の都」といわれる特有の景観を形成する豊かな自然に恵まれた都市である。

昭和 20 年 8 月 6 日、本市に人類史上初めて原子爆弾が投下され、都市の機能は麻痺し、多くの尊い生命が失われ、この恵まれた自然は壊滅的な打撃を受けた。この惨禍にもめげず、本市は、市民の英知と努力によって目覚ましい復興を遂げ、自然との共存を図りつつ、中四国地方の中核機能を担う都市として発展してきた。

水と緑に代表される本市の恵まれた自然には、被爆都市として訴え続けている平和の象徴として育まれてきた歴史的背景がある。

しかし、都市の発展に伴う人口の集中や産業の集積、また、これまで社会の繁栄を支えてきた大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済活動は、環境に大きな負荷を与えており、身近な環境に影響を及ぼすだけでなく、地球温暖化、オゾン層の破壊等、地球的規模で環境へ影響を及ぼしており、人類を含むすべての生物の存在基盤を将来にわたって脅かしている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受することは、健康で安全かつ快適な生活を営む上での市民の権利であり、この環境を維持するとともに向上させながら将来の世代に継承していくために行動することは、私たちの責務である。

私たちは、社会経済活動や生活様式の在り方を見直すとともに、一人ひとりが環境をより良くするための努力を重ね、さらに国の内外の地域の人々とも互いに協力し合って、地球上のあらゆる生命が平和のうちに共存できるような取組を推進しなければならない。

このような認識の下、私たちは、人と自然が共生し、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な都市を目指すとともに、地球環境の保全に貢献していくために、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる環境の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が市民の健康で安全かつ快適な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、この環境を将来にわたって維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、本市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担及びこれらの者の協働の下に積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生物の多様性の確保に配慮しつつ、自然環境を良好な状態に維持し、及び向上させることによって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類を含む地球上の生物すべてにかかわる課題であるとともに市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、その自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっ

て、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、健全で恵み豊かな環境を維持し、及び向上させるには市民一人ひとりの行動が深くかかわっていることを認識し、その日常生活の中で環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(本市、事業者及び市民の協働)

第7条 本市、事業者及び市民は、共通の目標に向かって相互に補完し、協力し合うという協働の下に、環境の保全及び創造に努めなければならない。

(環境月間)

第8条 事業者及び市民の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。

- 2 環境月間は、6月とする。

- 3 本市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、毎年、環境の状況、本市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 地域の環境の保全及び創造

(環境の保全上の支障を防止するための措置)

第10条 本市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 工場又は事業場における事業活動に伴う汚染物質の排出、騒音又は振動の発生その他の行為によって生ずる公害を防止するために必要な措置
- (2) 自動車の運行に伴う汚染物質の排出又は騒音若しくは振動の発生によって生ずる公害を防止するために必要な措置
- (3) 炊事、洗濯、入浴その他の人の生活に伴い排出される水によって生ずる公害を防止するために必要な措置
- (4) 人の健康を損なうおそれのある化学物質等によって生ずる公害を防止するために必要な措置
- (5) 廃棄物を適正に処理するための事業を推進するために必要な措置
- (6) 適正な土地利用を誘導するための事業を推進するために必要な措置

- 2 前項に定めるもののほか、本市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(河川等における環境の保全等)

第11条 本市は、河川、海岸、森林、緑地、農地等における環境の保全及び創造並びに生物の多様性

の確保のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 本市は、前項の措置を講ずるに当たっては、特に次に掲げる事項の確保に配慮するものとする。

(1) 河川及び海岸については、清潔な状態及び良好な景観が保持され、並びに良好な水質が確保されるように図ること。

(2) 森林については、森林が有する水源のかん養、二酸化炭素の吸収その他の機能が確保されるために必要な管理が行われるように図ること。

(3) 市街地及びその周辺部にある緑地が適正に保全されるように図ること。

(自然との触れ合いの確保)

第12条 本市は、市民が自然と触れ合うことのできる場の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第2節 環境に配慮した都市の形成の推進

(環境に配慮した都市構造の形成)

第13条 本市は、地域の環境の保全及び創造並びに交通施設の整備との整合に配慮して人口及び都市機能が適正に配置される都市の構造を形成するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(開発事業における環境への配慮の促進)

第14条 本市は、土地の形質の変更、工作物の新設その他の事業が自然環境への負荷の低減、生物の多様性の確保、自然環境の回復等に配慮されることを促進するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境に配慮した建築物の普及)

第15条 本市は、耐久性、断熱性等の向上により資源及びエネルギーが有効に利用できる建築物、周辺の自然環境との調和に配慮された建築物その他の環境に配慮した建築物を普及させるための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の少ないエネルギーの利用等)

第16条 本市は、太陽光その他の環境への負荷の少ないエネルギーの利用及びエネルギーの効率的な使用のできる設備等を普及させるための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水の健全な循環等)

第17条 本市は、雨水の地下への適正な浸透その他の水の健全な循環及び水の有効な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市緑化の推進)

第18条 本市は、都市における緑化のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な都市景観の形成)

第19条 本市は、地域の特性を生かした良好な都市の景観を形成するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 環境に配慮した行動様式の推進

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第20条 本市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 本市は、環境への負荷の低減に資するよう、製品の長期間にわたる使用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第21条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活において、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

2 本市は、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 本市は、廃棄物を資源として活用することを推進するために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第22条 本市は、環境の保全及び創造に関する情報を市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)に適切に提供するように努めるものとする。

2 事業者は、自らの事業活動に関して保有する情報のうち、環境の保全及び創造に関する情報を市民等に適切に提供するように努めるものとする。

(環境教育の推進等)

第23条 本市は、市民等が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第24条 本市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の自主的な取組の促進)

第25条 本市は、事業者が自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための自主的な活動に取り組むことを促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する産業の振興)

第26条 本市は、環境への負荷の低減に資する技術、製品、役務等の提供を行う産業を振興するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(ごみの散乱の防止)

第27条 本市は、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所における紙くず、吸い殻、空き缶等のごみの散乱を防止するため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 環境に配慮した交通等に係る施策の推進

(交通体系の整備等)

第28条 本市は、道路交通を円滑にするための計画的な道路の整備、公共交通機関の整備及び利用の促進その他の環境への負荷の低減に資する交通体系の整備及び交通対策のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自転車及び歩行者を主体とした道路の整備)

第29条 本市は、自動車を利用する必要性が低い移動についての自転車の利用又は徒歩への転換の促進及び良好な生活環境の確保に資するため、自転車の利用者及び歩行者が快適に通行できる道路を整備するための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(自動車の効率的な使用等)

第30条 原材料、製品等の輸送のために自動車を使用する事業者は、輸送効率の向上等により、自動車の使用によって生ずる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、自動車を使用する者は、日常生活その他の活動において、公共交通機関の利用等並びに自動車の適正な運転及び整備を行うことにより、自動車の使用によって生ずる環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(環境への負荷の少ない自動車の購入等の促進)

第31条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスを発生しない自動車、排出ガスの発生量が少ない自動車その他の環境への負荷の少ない自動車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

- 2 本市は、環境への負荷の少ない自動車の購入又は使用が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自動車の停止時の原動機の停止)

第32条 自動車を運転する者は、排出ガスの削減及び騒音の防止のため、自動車を停止している場合には、自動車の原動機を停止するように努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由のある場合は、この限りでない。

- 2 自動車の駐車のための施設を管理する者は、排出ガスの削減及び騒音の防止のため、当該施設を利用しようとする者が当該施設内に自動車を駐車する場合(前項ただし書に該当する場合を除く。)には、その者に対し自動車の原動機の停止を指導するように努めなければならない。

- 3 本市は、第1項の規定による原動機の停止及び前項の規定による指導を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第5節 地球環境保全の推進

第33条 本市は、地球環境保全に貢献する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 本市は、国、他の地方公共団体及び市民等と協力し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第6節 施策の総合的かつ計画的な推進

(環境基本計画)

第34条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する個別の施策の方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、広島市環境審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第35条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

- 2 本市は、環境の保全及び創造に関する本市の施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第36条 本市は、環境の保全及び創造に関して広域的な取組を必要とする施策については、国、他の地方公共団体その他関係する団体と協力してその推進に努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第37条 本市は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査及び研究の実施並びに情報の収集に努めるものとする。

2 本市は、環境の状況を把握するため、必要な監視、測定等の実施に努めるものとする。

3 本市は、前2項の規定により得られた成果を適切に公表するものとする。

(環境影響評価の推進)

第38条 本市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、かつ、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境審議会

第39条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、広島市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 各種団体の関係者

(4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

8 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

8 用語解説

ア行

アイドリングストップ:自動車走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること(アイドリング)は、できるだけやめようということ。不必要なアイドリングをやめることにより、車の燃料が節約でき、排ガスも減らすことができる。

アスベスト:石綿(イシワタまたはセキメン)とも呼ばれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO(世界保健機関)ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法(昭和43年(1968年)制定)により、昭和64年(1989年)に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

硫黄酸化物:硫黄の酸化物の総称で、一酸化硫黄(SO)、三酸化二硫黄(S₂O₃)、二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、七酸化二硫黄(S₂O₇)、四酸化硫黄(SO₄)などがある。ソックス・SO_xともいう。石油や石炭などの化石燃料を燃焼するとき、あるいは黄鉄鉱や黄銅鉱のような硫化物鉱物を焙焼するときに排出される。大気汚染物質としての硫黄酸化物は、二酸化硫黄、三酸化硫黄、及び三酸化硫黄が大気中の水分と結合して生じる硫酸ミストが主となる。硫黄酸化物は水と反応すると強い酸性を示すため、酸性雨の原因になる。

育成天然林:かつては人の手を加えるのは人工林のみが対象であったが、天然林についても人工林と同様人の手を加えより良い状態にしていこうという取組が行われている。こうした取組が行われている天然林をいう。

イクレイ:「イクレイ(ICLEI)ー持続可能性をめざす自治体協議会」は、持続可能な開発を公約とした自治体及び自治体協会で構成された国際的な連合組織。平成2年(1990年)に43ヵ国200以上の地方自治体が集まりニューヨークの国際連合で行われた「持続可能な未来のための自治体世界会議」でInternational Council for Local Environmental Initiatives(国際環境自治体協議会)という名称で誕生した。

一酸化炭素:炭素または炭素化合物を酸素の不十分な供給のもとで燃焼させると生ずる無色、無臭の気体。人体には、非常に有毒で、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害する。その発生源は、都市では自動車排気ガスによるものがその大部分を占めると考えられている。

一酸化二窒素:温室効果ガスの一種。亜酸化窒素ともいう。物の燃焼や工業プロセス、窒素肥料の施肥などが発生原因であり、その温室効果は二酸化炭素の約310倍になると言われている。

一般局:一般環境大気測定局の略。一般環境大気汚染状況を常時監視する測定局。環境基準の適合状況の把握、大気汚染対策の効果の確認など地域全体の汚染状況を

把握する測定局。

一般廃棄物:産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は、さらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス等の事業活動によって生じた「事業ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

美しい保存樹・保存樹林の指定・公表:「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき美観上優れた樹林を保全する制度。

エコアクション21:中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮ツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。

エコステーション:低公害自動車であるクリーンエネルギー自動車(電気・天然ガス・メタノール)及びLPガス自動車への燃料供給を事業として行う燃料等供給施設。

エコメイト広島リーダー:環境サポーター養成講座(基礎コース)の修了生のうち、ごみ問題などの地域の身近な環境問題に取組む中核的な人材となることを目的にした養成講座を修了した人。

太田川流域振興交流会議:太田川の清らかな流れを守り、自然の豊かな恵みを次の世代へ伝えていくため、太田川流域の市町で構成する団体で、環境保全に関する啓発活動や流域振興に関する事業を実施している。

オゾン層:地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10~50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。

温室効果ガス:大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロオカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

カ行

カーシェアリング:1台の車を複数の人が共同で利用すること。走行距離や利用時間によって課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移動手段の活用を促すとされる。

改正省エネルギー法:正式名称は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」。平成17年(2005年)に、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、輸送に係る省エネルギー推進のための措置を創設、工場・事

業場及び住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置の一部改正を行い、平成18年(2006年)4月から施行した。

買い物袋持参デー実行委員会：事業者、市民団体、広島市を構成団体として設立した団体。毎月一日を「広島市買い物袋持参デー」として定め、ごみの減量化に取り組むほか、店舗近くの小中学校を対象とした環境学習への協力も行っている。

家庭用生ごみ処理機等斡旋事業：生ごみ処理機等の購入を希望される方に、あらかじめ登録された販売店を紹介し、店頭販売価格からの割引や無料サービス品の提供などの特典つきで購入できるようにする事業。

環境影響評価制度：開発事業などを行う場合に、自然環境を保全する措置を検討するため、事業が及ぼす影響を事前に調査・予測・評価し、その結果を公表し、これに対する市民や専門家の意見を聞くことにより、環境に配慮した適切な事業とすることを目的にした制度。

環境会計：企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定し、伝達する仕組み。

環境家計簿：日々の生活において環境に与える行動や環境により影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。環境家計簿をつけることで、金銭では表せないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするもの。

環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。公害対策の実施にあたり、行政上の目標として定められるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

環境サポーター：環境問題の基礎的知識の習得を目的とした環境サポーター養成講座を受講し、その修了生が、本市の環境行政に協力して活動するために市へ登録した人。環境サポーターは、地域において環境に配慮した行動を率先垂範し、環境に関する普及啓発を行う。

環境報告書：名称の如何を問わず、事業者が事業活動に係る環境配慮の方針、計画、取組の体制、状況や製品等に係る環境配慮の状況等の事業活動に係る環境配慮等の状況を記載した文書。

環境保全資金融資制度：市内の中小企業者及び組合に対して、その事業活動に伴って生じる公害を防止するための施設や地球環境の保全に資する設備の設置等に必要な資金を融資する制度。

きれいなひろしま・まちづくり市民会議：ごみのない清潔で快適なまちを実現するには、市民、事業者と行政が一体となった取組を進めることが不可欠であることから、各種市民団体と本市により、「きれいなひろしま・まち

づくり市民会議」を設立し、「ごみゼロ・クリーンワーク」などの各種施策を実施している。

区の魅力づくり事業：各区において、区民一人ひとりが自らの住む地域に誇りと愛着を持って生活でき、また、区民の自主的なまちづくり活動が活発に行われるよう、地域の人とともに、自然や歴史、町並みなどを生かした個性豊かな地域づくりを行う事業。

クリーン太田川：河川環境の美化意識を高揚し、実践活動の定着を図るため、太田川流域の市町が連携して行う太田川水系の一斉清掃活動。

グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷の少ないものを優先的に購入すること。

クリーンボランティア支援事業：人の多く集まる場所や主要な通り、身近な歩道、公園などをボランティアで清掃する団体に、清掃用の軍手・ごみ袋の提供などの支援を行う事業。

グリーン・パートナー事業：市民や企業の皆さんが、自分たちのまちと緑に深い愛着と関心を持ち、自分たちの身の回りの緑を少しでも増やしていくという気持ちを持つことを目的に、花壇の維持管理への参加や維持管理に対して企業から協賛金をいただく事業。

グリーンフロント住宅：広島の緑豊かな丘陵地の自然環境や地形特性等を活用し、自然との調和に配慮した住宅。

景観計画：景観法の規定に基づき、景観行政団体(地方自治法上の指定都市、中核市、又は都道府県等)が良好な景観の保全・形成を図るため定める計画。景観法の基本となる仕組みであり、(1)景観計画区域、(2)景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項、(3)景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定める。

建築協定：一定の区域内の土地の所有者などが、自分たちの建物の用途や高さなどの基準を定め「建築協定」として締結することで、自分たちのまちづくりができる制度。

建築物等景観協議制度：河岸や平和大通り沿いなど広島の景観上特色のある地区において建築物等の景観形成を図る上で必要な事項を定め、建築工事等の前の計画段階で、建築主等と広島市が協議する制度。

コージェネレーションシステム：発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムだけのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは排熱として失われていたが、コージェネレーションでは、最大80%程度までエネルギー利用効率を高めることが可能といわれている。

光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾン、PNA(パーオキシアセチルナイトレート)などの酸化物質の総称。光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグという。陽射しの強い夏季に多く発

生し、濃度が高くなると、目や気管支炎等の粘膜性刺激症状を中心とした被害をもたらす。

公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域など広く一般の利用に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。

耕作放棄地：以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、かつ、今後数年間の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

交通需要マネジメント：TDM(Transportation Demand Management)。都市又は地域レベルの交通需要の時間的・空間的集中を緩和するため、時間の変更、経路の変更、手段の変更、自動車の効率的利用、発生源の調整等により、交通需要を調整(=交通行動の調整)する手法。

高度処理：下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる再生水以上の水質を得る目的で行う処理。除去対象物は、浮遊物、有機物、栄養塩類(窒素、りん等)があり、各々の除去対象物質に対して様々な処理方式がある。

合流式下水道：汚水及び雨水を同一の管きよで集水し、処理する方式。合流式下水道では、分流式に比べ管路施設の建設が容易な反面、大雨時に汚水まじりの雨水が、公共用水域へ未処理で排出される問題がある。

国際協力機構：JICA(Japan International Cooperation Agency)。開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とし、技術協力(ODA)等を行う。

ごみ減量優良協力店(あららの店)：ごみ減量・資源化を実践している小売店を登録する制度。簡易包装、食品トレー・牛乳パックの店頭回収、買い物袋持参に対するポイント制など、ごみの減量化・資源化に取り組む店として広島市が認定している。平成17年(2005年)3月現在で、171店が認定されている。

ごみゼロ・クリーンウォーク：空き缶等の散乱ごみを追放するため、市民、事業者、行政が一体となって、市内中心部をいくつかのコースに分かれて、ごみを拾って歩くイベント。

サ行

里山あーと村：広島市安芸区阿戸町にある市有林と阿戸の農、自然、歴史、生活文化などの資源を活用して、地域住民と都市住民が交流しながら、市民に豊かな里山体験の場を提供すると同時に、里山を再生し、阿戸町の地域づくりを目的にし、地元、参加市民、行政による運営協議会方式で活動している組織。

ゼロエミッション：あらゆる廃棄物を他の産業の原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。平成6年(1994年)に国連大学が提唱した考え方。狭義には、最終処分量(埋立処分)する量をゼロにすること。

産業廃棄物：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び

同施行令で定められた、工場などの事業活動から出る廃棄物。燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、がれき類など20種類が指定されている。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で法律に規定する処理基準を守って適正に処理する責務がある。

産業廃棄物処理計画書：年間500t以上の産業廃棄物又は年間50t以上の特別管理産業廃棄物を排出する多量排出事業者は、廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告書を毎年度作成し、市長へ提出することが、「廃棄物処理法」及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」により義務付けられている。

酸性雨：狭義にはpH5.6以下の酸性の雨を指す。広義には、酸性霧や酸性雪も含めた湿性沈着全体をいう場合もある。さらに広義には、乾性沈着を含めた酸性降下物全体を指すこともある。また、ヨーロッパでは、二酸化硫黄(SO₂)、オゾン(O₃)などの大気汚染総体について、代名詞的に「酸性雨(もしくは酸性降下物)」と呼ぶこともある。中性はpH7.0であるが、大気中の二酸化炭素が炭酸イオンとして雨水に飽和状態になった時に、pH5.6を示すため、酸性雨はpH5.6以下と定義づけられている。

市街化区域：都市計画法(昭和43年(1968年)制定)及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」のうちで、既に市街地を形成している区域か、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域内には、住居専用地域、商業地域、工業地域などの地域地区(用途地域)が定められることが多い。

事業系一般廃棄物減量化計画書：事業活動に伴って多量に一般廃棄物を生ずる事業者に対し、一般廃棄物の発生抑制及びその適正な分別、保管、再生等の処理について指導を行い、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を推進する目的で、平成5年(1993年)3月に「事業系一般廃棄物の減量に関する指導要綱」を施行しているが、この要綱において、一定規模以上の事業者に対して、当該計画書の提出等を義務付けている。

自動車使用合理化計画：広島県内で50台以上の自動車を使用する事業者(特定事業者)は、「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、自動車の使用合理化(自動車走行量の削減)及び低公害車等の導入等の計画を作成する必要がある。

自排局：自動車排出ガス測定局の略。自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。

市民菜園：農地所有者と農業協同組合が協働で管理運営している遊休農地を活用した貸し農園。

市民農園：市民農園整備促進法等の適用を受けて広島市が整備している貸し農園。

臭化メチル：主に土壌くん蒸や農作物の検疫くん蒸に使用される。

住宅性能表示制度：「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく制度で、国土交通省が指定した「指定住宅性能評価機関」が客観的に住宅に係る性能の評価を行う。また、万一の住宅トラブルに対しても専門機関（指定住宅紛争処理機関）が対応する。

消化ガス：下水汚泥の嫌気性処理で得られるメタンを主成分としたガス。

新技術・産学官共同研究開発補助：市内に事業所・工場を有する中小企業等が大学等と共同で、又は単独で行う新技術・新製品の研究開発を対象として、その経費の一部を補助する制度。

侵略的外来生物：外来生物法により、外来生物のうち定着している・いないにかかわらず、生態系等に悪影響を及ぼしていることが明らかな外来種として1科4属32種が特定外来生物として第一次指定され、規制を開始した。

水源かん養モデル事業：平成10年度(1998年度)に太田川の源である冠山が位置する流域に森林を取得し、水源かん養機能の高いモデル水源林として整備し、また、幅広い各層の住民参加による森林保全活動等を行っている。

水質監視員：水質汚濁の未然防止及び事故などによる水質汚濁の対応措置等、水質監視業務の迅速かつ的確な処理のための、水質パトロールに関する民間協力者。

総合環境性能評価システム(CASBEE)：産官学で開発された、住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示す評価システム。

タ行

ダイオキシン類：ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年(1999年)制定)では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義。塩素と有機物(ベンゼン環)存在下で、銅を触媒にして生成する。特に250~400℃の比較的低温で、有機塩素を含むプラスチックを不完全燃焼すると発生しやすい。ダイオキシン類の除去方法には、バグフィルターの他に活性炭等に吸着させる方法、触媒により分解する方法があり、無酸素状態で400~450℃に加熱すれば分解することも確認され、実行されている。

代替フロン等3ガス：HFC(ハイドロフルオロカーボン)、PFC(パーフルオロカーボン)、SF₆(六フッ化硫黄)の3つをいう。HFCのことを代替フロンといい、冷蔵庫などに使われていた「フロンガス」が、地球を取り巻くオゾン層を破壊し、皮膚がんを引き起こす有害な紫外線を増やすおそれがあることがわかったため、代わりに利用されるようになった。

宅地開発指導要綱：秩序ある宅地開発と公共公益施設の整った都市環境の整備を図るために、宅地開発の指導に關し必要な事項を定めている。

地球温暖化：人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地区計画制度：都市計画法に基づき良好な市街地の環境を形成するため、詳細な土地利用、建築形態等を都市計画に定める制度。決定の過程では、十分な住民参加が行われるよう定められている。

地産地消：地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組み。

窒素酸化物：窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。通称ノックス(NO_x)ともいう。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主である。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。また、一酸化二窒素(亜酸化窒素)は、温室効果ガスのひとつである。

中山間地域等直接支払制度：農業生産の不利な中山間地域等を対象として、農業生産不利を補正する直接支払(交付金の交付)を実施し、適正な農業生産活動等の維持を通じ、水源かん養や洪水の防止などの機能の維持発揮を図る制度。

低騒音舗装：空隙率の大きい多孔質なアスファルト混合物の層の下に、不透水性の層を設けた舗装工法。通常のアスファルト舗装よりも路面の空隙率が高く、この空隙に自動車騒音が吸収され騒音が低減される。排水性舗装、高機能舗装とも呼ばれ、水溜り防止、水しぶきまき上げ防止、表面の多重反射の防止、ハイドロプレーニング現象の防止等の機能も有する。

出前環境講座：ごみや生活排水などの身近な環境問題から地球環境問題まで、幅広い環境問題を一般市民に分かりやすく解説し、環境保全活動に取り組む知識や意欲を高めることを目的に、公民館、町内会、各種学校や企業の研修などに、市職員や環境サポーターを講師として派遣する事業。

透水性舗装：道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果がある。また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積を緩和するためヒートアイランド現象の抑制にも寄与するなど、環境保全や快適性の面で広い効果がある。

特別緑地保全地区：都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

都市環境協定：平成17年(2005年)にサンフランシスコで開催された世界環境デー式典において、都市環境協定の調印式が行われた。都市環境協定は、エネルギー、廃棄物削減、都市デザイン、都市の自然、運輸、環境と健康、

水という7つの環境項目をカバーしており、各市が実施できる21の具体的な活動が盛り込まれている。

特定建設作業：騒音規制法（昭和43年（1968年）制定）及び振動規制法（昭和53年（1976年）制定）に基づいて指定された、著しい騒音や振動を発生する建設作業をいう。騒音規制法では、くい打ち機やさく岩機を使用する作業等の8種類の作業が、また、振動規制法では、くい打ち機、ブレーカーを使用する作業等の4種類の作業が指定されている。

特別管理産業廃棄物：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの。

ナ行

二酸化硫黄：気体は亜硫酸ガスともいい、石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。無色、刺激臭があり、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用がある。

二酸化窒素：石油や石炭などの燃料の燃焼により発生する。大気中に排出される窒素酸化物のうち、ほとんどがこの二酸化窒素であり、赤褐色の刺激性の気体である。水に溶解しにくいので、肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

認定農業者：農業者が作成した農業経営改善計画が市町村から認定された農業者。農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村は、地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者は農業経営改善計画を策定する。

ノーマイカーデー：自家用車を排除する運動ではなく、通勤、買物、旅行など普通の生活の中で利用している自動車を、できる範囲で利用を控え、代わりに公共交通機関や自転車、徒歩の利用を進める運動。

ノーマイカーデーひろしま実行委員会：ノーマイカーデー運動を推進するため、交通事業者や商工会議所、環境団体、行政等により構成される推進組織。

農業集落排水事業：農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業振興地域内の集落において、農業用水の水質保全と生活環境の改善を図るため、し尿や生活雑排水等の汚水を処理する施設。

農地銀行：経営規模の拡大と農地の有効利用等を円滑に進めるため、農地の貸借や売買を希望する農家に対して、農地情報の提供や調整・あっせんを行う機能のこと。

農地保有合理化事業：「農業経営基盤強化促進法」に基づき、農地の借入れや保有、貸付などを行うことができる農地保有合理化法人（（財）広島市農林水産振興センター）が行う事業。

農地流動化：農地の有効利用を図るため耕作する意思のない農地を新規就農者や規模拡大農家に貸し付けること。

ハ行

パーク・アンド・ライドシステム：「パーク（駐車）」と「ライド（乗る）」を組み合わせた造語。郊外の鉄道駅やバス

停などの近くに駐車場を確保し、マイカーから鉄道やバス等へ乗り継ぎを図ることにより、都心部などの道路混雑を緩和する手法。

ハイブリッド車：エンジンとモータの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

ハロン：主に消火剤として使用される。

ヒートアイランド現象：都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。

光害：良好な照明環境の形成が、人工光の不適切あるいは、配慮に欠けた使用や、漏れ光によって阻害されている状況、又は、それによる悪影響をいう。

広島市家庭系生ごみリサイクル研究会：学識経験者や環境NPOの関係者で構成し、本市の規模に対応する、安全、信頼性、経済性、を持った家庭系生ごみリサイクルシステムの構築に向けた検討を行っている。

広島市ゴルフ場指導要綱：ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の未然防止を図るため、事業者等に農薬使用計画書、使用実績報告書及び排出水の農薬濃度等に関する自主検査結果の提出を求めている。

広島市地球温暖化対策地域協議会：地球温暖化防止に関する活動を行う市民・事業者・行政が連携して、温室効果ガス排出量の削減に向けて必要な事項を協議し、地球温暖化防止の取組を推進することを目的としている。

広島市都心交通対策実行委員会：地域団体や商業界や運輸・交通業界、行政等の関係機関が一体となって、違法駐車防止、荷さばき対策、公共交通機関の利用促進など、日々継続的な取組を行うことにより、都心部における交通環境を改善し、快適で魅力ある都心の創造を図ることを目的に設立された組織。

広島市不法投棄防止連絡協議会：広島市における廃棄物の不法投棄を防止し、良好な生活環境を保持するための、国、県、県警、市、市民団体等により構成された協議会で、不法投棄防止キャンペーンを実施している。

広島市文化財保護条例：保存し活用するため、指定文化財に関する管理及び保存や所有者への指示又は助言等を行う制度等を規定している。

広島市みどりの少年団：山林、樹林地、植物公園等において、その地に生息する植物、動物等について観察・学習することを通じて、団員の自然に対する理解を正しく導くとともに自然に対する健全な愛護心を養うため、昭和52年（1977年）に設立した。

広島地球ウォッチングクラブ:人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、地球環境に配慮した生活行動が実践できるよう、子どもたちを対象に地域の身近な活動を通じて環境学習を行い、環境保全意識の高揚を図る事業。

広島未来エネルギー推進協議会:広島地域における産・学・官の連携を促進し、未来エネルギー関連分野の研究開発を通じて、新たな産業の創出や既存産業の高度化・多角化など、産業技術の強化を図るとともに、人類と地球環境とが真に共生する未来を創ることを目的として平成15年(2003年)11月に設立した協議会。

フードマイレージ:食料の重さに輸送距離を乗じた数値(単位:t・km)。食料の輸送距離が長くなるほど、環境に負荷をかけることを数値化するために考えられたもの。

複層林:樹齢、樹高の異なる樹木により構成される森林。枝葉の茂る層が何層にも分かれている。複層林施業は、森林を構成する樹木を部分的に伐採し(皆伐しない)、その跡地に苗木を植栽することにより行われる。

浮遊粒子状物質:大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉塵等が主な原因とされ、人の気道や肺胞に沈着して、呼吸器疾患を起こす。

マ行

まちの美化に関する里親制度:市が管理する道路において、市民や事業者が道の里親となって継続的に美化活動を行う市民や事業者への清掃用具の軍手・ごみ袋の提供などの支援を行う制度。

マニフェスト(制度):産業廃棄物の収集・運搬や中間処理(無害化や減量化などの処理)、最終処分(埋立処分)などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト(産業廃棄物管理票)」を交付し、委託した内容どおりの処理が適正に行われたことを確認するための制度。

身近な公園再生事業:身近な公園(街区公園)を、これまでの行政主体の「作る側の視点」による公園づくりから、利用者主体の「使う側の視点」による公園づくりへと発想を転換し、既存の公園を、地域のふれあいの場として「地域に愛され育まれる公園」として有効活用するため、地域の人が主体となり、計画づくりから管理運営に至るまで深くかかわって再生することを目的とした事業。

水辺の市民活動促進助成制度:「水の都ひろしま」構想の実現に向け、川や海などの水面及び水辺の空間(以下「水辺」という。)を市民の創意工夫等を最大限生かす空間として活用し、都市の新たな魅力を創出する水辺での市民活動を促進することを目的として、先駆的・独創的な活動をモデル事業に選定し助成金を交付し、また、その活動事例を公表することにより、水辺での市民活動の拡大・充実を図る。

みどりの里親制度:子どもたちの森林への親近感を醸成するため、自分で拾った種子の植え付け指導を里親登録と

行い、子どもたちが苗木の「里親」として、苗木を家庭で育成し、再び山へ戻すまでの一連の作業をサポートする制度。

メタン:温室効果ガスの一種。湿原や湖沼などの自然発生源と天然ガスの漏出や家畜・水田・廃棄物埋立地等の人為的発生源があり、その温室効果は二酸化炭素の約21倍になると言われている。大気中のメタンの濃度は、過去3000年間の古大気分析では250年前まではほぼ一定であり、この200年の間に2倍以上に増加したと推測されている。また、シベリア上空でメタンが高濃度で観測されており、地球レベルでシベリアの湿原がメタンの大規模な発生源となっていることが確認されている。

もりメイト倶楽部 Hiroshima:市主催の森林ボランティア養成講座の修了生が中心となり、「山が荒れて困っている人の手助けをしたい。もっと知識と技術を磨きたい」の思いで設立した、森林ボランティア団体。民有林で自主的な活動を行っている。

モントリオール議定書:国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置を定めたもの。昭和62年(1987年)に採択された。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで5段階にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われている。

ラ行

ライトダウンキャンペーン:夏至の日を中心に夜景スポットや家庭の電気を消してもらえよう呼びかける運動。

緑地協定:都市計画区域の相当規模の一団の土地の所有者などの全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。

緑地保全地域:里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。

緑化施設整備計画認定制度:都市の緑化を推進するために、建築物の屋上、空地、その他の敷地内の緑化施設の整備に関する計画を市町村が認定し、固定資産税の軽減措置等により支援する制度。

リバーフロント住宅:広島の特性である川を生かし、川沿いの地区における川と調和した良好な都市型住宅。

リフレッシュ瀬戸内:海浜の清掃という「誰もが参加しやすい活動」を通じて「美しい瀬戸内海を守っていく」ことを、参加者をはじめとする多くの人々に訴えることを目的とした、瀬戸内海沿岸の海岸及び海浜で一斉に行う清掃活動。瀬戸内海地域沿岸の129市町村、11府県、9国土交通省支分部局が参加している「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」による事業。

ロードプライシング:混雑地域や混雑時間帯に道路利用者に対し課金し、公共交通機関の利用促進や交通需要の平準化を図る手法。

路上違反広告物除却推進員制度：違反広告物のはり紙、のぼり旗等を市から委任された市民が除去する制度。

アルファベット

BOD：生物化学的酸素要求量、Biochemical Oxygen Demand の略。バクテリアが一定時間内(通常 20°C5 日間)に水中の有機物を酸化・分解・浄化するのに必要な酸素の量であり、河川の代表的な水質指標として用いられる。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

CFC：クロロフルオロカーボン。冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。

COD：化学的酸素要求量、Chemical Oxygen Demand の略。酸化剤により水中の有機物を酸化・分解・浄化するのに必要な酸素の量であり、海域の代表的な水質指標として用いられる。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

CSR：Corporate Social Responsibility。企業の社会的責任。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動すべきであるとの考え方であり、法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

ESCO事業：Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。ESCO事業者が省エネルギー改修計画を提案してもらい、光熱水費の削減分で改修経費を賄う。提案した効果が発揮できなかった場合には、事業者は発注者に差額を補填する。

ExTEND2005：平成10年(1998年)に策定された「環境ホルモン戦略計画 SPEED' 98」に替えて、平成17年(2005年)3月、化学物質の内分泌かく乱作用に関して環境省としての今後の対応方針をまとめたもの。この方針では、①野生生物の観察、②環境中濃度の実態把握及びばく露の測定、③基盤的研究の推進、④影響評価、⑤リスク評価、⑥リスク管理、⑦情報提供とリスクコミュニケーション等の推進、という7つの柱に沿って、事業を実施していくことを示している。

HFC：ハイドロクロロフルオロカーボン。オゾン層破壊係数は、CFC より小さい。また、強力な温室効果ガスである。CFC 同様、冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。

ISO14001：ISO(国際標準化機構)が平成8年(1996年)に出した環境マネジメントシステム規格である。ISO14000シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっている。このシステム規格は品質システム規格(ISO9001)と同じように、PDCA サイクルを回すことによって継続的な環境改善が図ることを目指す。登録機関による外部監査を受けて、規格の要求事項を満たせば登録される。更新は3年ごとで、毎年定期審査を受けることになる。登録されることにより、登録機関のマーク

及び JAB(日本適合性認定協会)の認定シンボルの使用が可能になり、対外的に環境経営をしていることが明確になり、社会的責任を果たしていることの評価及びグリーン調達上で優位性が高まることになる。

LRT：Light Rail Transit の略。従来の路面電車の走行環境、車両等をグレードアップさせた、人や環境に優しく経済性に優れた公共交通システム。

PCB：ポリ塩化ビフェニル(電気機器の絶縁油などに使われた主に油状の物質で、毒性が強いことから現在は製造・輸入が禁止されている)

PCB特別措置法：ポリ塩化ビフェニルの廃棄物を確実、適正に処理するため、PCB 廃棄物を持つ事業者に適正処分などを義務付けた法律。PCB の処理は、処理施設の設置が困難なことなどから、過去30年間ほとんど進んでおらず、PCB の廃棄物は使用者が保管し続けている。そこで同法は、PCB の廃棄物を保管している事業者などに、保管・処分の状況を都道府県知事に届け出ることや、法施行日(平成13年(2001年)7月15日)から15年以内に PCB 廃棄物を処分することなどを義務付けた。

PRTTR制度：Pollutant Release and Transfer Register の略で、有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組みのこと。市民・事業者・行政が情報を共有しつつ化学物質のリスク管理に役立てようとする環境保全のための手法である。法律の対象となる事業者は、1年間の排出・移動量を把握し、都道府県経由(広島市に事務委任)で国に届け出し、国は届け出られた情報について集計・公表等を行うこととなる。

9 省エネチェックリスト

ちきゅうおんだんか

地球温暖化とわたしたちの暮らし

～ライフスタイルチェック25～

たしかめてみよう！あなたの省エネ度はどのくらい？



リビング	チェック欄
① 暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度設定をしている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
② 電気カーペットは部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調整している。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
③ 冷暖房機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付けている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
④ こたつはこたつ布団と一緒に敷布団と上掛けも使用し、温度設定をこまめに調節している。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑤ 照明は、省エネ型の蛍光灯や電球型蛍光灯を使用するようにしている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑥ 人のいない部屋の照明は、こまめな消灯を心がけている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑦ テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No

キッチン	チェック欄
⑧ 冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調節をしたり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓に気を付けている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑨ 冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置している。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑩ 冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気を付けている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑪ 洗いものをする時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くするようにしている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑫ 煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用している。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑬ 電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No

浴室・洗面所	チェック欄
⑭ お風呂は、間隔をあけずに入るようにして、追い焚きをしないようにしている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑮ シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気を付けている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑯ 温水洗浄便座は温度設定をこまめに調整し、使わない時はふたを閉めるようにしている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑰ 洗濯する時は、まとめて洗うようにしている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No

自動車	チェック欄
⑱ アイドリングはできる限りしないように気を付けている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑲ 無駄な荷物を積んだまま運転しないように気を付けている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
⑳ 経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないように気を付けている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
㉑ タイヤの空気圧は適正に保つように心がけている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
㉒ 外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するようにしている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No

その他	チェック欄
㉓ 電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしている。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
㉔ 電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選んでる。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No
㉕ 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜などを選んでる。	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No

お持ちでない機器は、YES としてください。

Yes の合計	
---------	--

チェックが済んだら次ページへ

あなたの
省エネ度は？

Yse が 20 個以上 ズバリ省エネ派	Yse が 19～12 個 まあまあ省エネ派	Yse が 11～5 個 まだまだ省エネ派	Yse が 4 個以下 もっと省エネ派
-------------------------	---------------------------	--------------------------	------------------------

チェック25の実践で、あなたのスマートライフ効果を見てみましょう！

区 分		1台の年間節約金額の目安	年間 CO2 削減量	
リビング	① 冷房時	エアコンの温度設定を 27℃から 28 度に	7 0 0 円	1 8 kg
	暖房時	エアコンの温度設定を 21℃から 20 度に	1, 2 0 0 円	3 2 kg
	暖房時	ガスファンヒーターの温度設定を 21℃から 20 度に	1, 2 0 0 円	1 7 kg
	暖房時	石油ファンヒーターの温度設定を 21℃から 20 度に	5 0 0 円	2 5 kg
	② 部屋の広さや用途にあったものを選ぶ 設定温度を下げる (強→中)		2, 0 0 0 円 4, 1 0 0 円	5 4 kg 1 1 2 kg
	③ 冷房時 (28℃)	エアコンを 1 日 1 時間短縮	4 0 0 円	1 1 kg
	暖房時 (20℃)	エアコンを 1 日 1 時間短縮	9 0 0 円	2 4 kg
暖房時 (20℃)	ガスファンヒーターを 1 日 1 時間短縮	2, 0 0 0 円	2 9 kg	
暖房時 (20℃)	石油ファンヒーターを 1 日 1 時間短縮	9 0 0 円	4 1 kg	
キッチン	④ 敷布団と上掛け布団 設定温度調節 (強→中)	7 0 0 円 1, 1 0 0 円	1 9 kg 2 9 kg	
	⑤ 白熱球 (54W) を省エネ型の電球型蛍光灯 (12W) に替える	1, 8 0 0 円	5 0 kg	
	⑥ 蛍光灯 (12W) : 1 灯あたり 1 日 1 時間短縮	1 0 0 円	3 kg	
	白 熱 球 (54W) : 1 灯あたり 1 日 1 時間短縮	4 0 0 円	1 2 kg	
	⑦ 2 8 インチ (ブラウン管) : 1 日 1 時間短縮	9 0 0 円	2 5 kg	
	⑧ 詰め込み過ぎないように 冷蔵強度を適切に (強→中)	1, 0 0 0 円 1, 4 0 0 円	2 6 kg 3 7 kg	
	⑨ 壁から適切な間隔をあけて設置	1, 0 0 0 円	2 7 kg	
⑩ 無駄な開閉をやめる (5 0 回/日→2 5 回/日)	4 0 0 円	1 0 kg		
⑪ 設定温度を 4 0℃から 3 8℃に	1, 3 0 0 円	1 8 kg		
⑫ 葉菜 (ほうれん草、キャベツ) の場合	9 0 0 円	2 5 kg		
果菜 (ブロッコリー、カボチャ) の場合	1, 0 0 0 円	2 8 kg		
根菜 (ジャガイモ、里芋) の場合	9 0 0 円	3 3 kg		
⑬ 長時間使わない時はプラグを抜く	2, 4 0 0 円	6 4 kg		
浴室・洗面所	⑭ 間隔をあけずに入る	5, 7 0 0 円	8 0 kg	
	⑮ 流しっぱなしにしない (1 分間/回短縮)	2, 4 0 0 円	2 2 kg	
	⑯ 使わない時にふたをしめる	8 0 0 円	2 1 kg	
	便座の設定温度を 1 段階下げる (中→弱)	6 0 0 円	1 6 kg	
洗浄水の設定温度を 1 段階下げる (中→弱)	3 0 0 円	8 kg		
⑰ まとめて洗濯する (定格容量の 4 割→8 割)	3, 9 0 0 円	1 3 kg		
自動車	⑱ アイドリングはしない	1, 9 0 0 円	3 7 kg	
	⑲ 無駄な荷物は積んだまま運転しない	2 0 0 円	3 kg	
	⑳ 急発進、急加速はしない	3, 2 0 0 円	6 4 kg	
	㉑ タイヤの空気圧を適正に	1, 7 0 0 円	3 5 kg	
	㉒ 公共交通機関を利用する		—	
その他	㉓ 主電源を切り、プラグを抜く	3, 3 0 0 円	9 0 kg	
	㉔ 省エネ製品を選択する	8, 7 0 0 円	2 3 6 kg	
	㉕ 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜などを選ぶ	—	5 8 kg	

データは 2006 年時に入手したものを元に作成しています。 (2007 年 3 月作成)

- ・財団法人省エネルギーセンターウェブサイト (<http://www.eccj.or.jp>)
- ・独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (<http://www.nedo.go.jp>)
- ・財団法人新エネルギー財団 (<http://www.nef.or.jp>)

分類番号	広 H7-2007-128
名 称	広島市環境基本計画（改定計画）
主 管 課 所 在 地	広島市環境局 環境政策課 広島市中区国泰寺町6番34号 〒730-8586 TEL082-504-2185
発行年月日	平成19年6月